

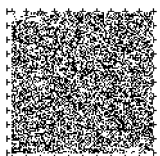


# 幸手市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月  
幸手市





## はじめに

今期計画期間中に創設から 25 年目を迎える介護保険制度は、介護や支援が必要となった高齢者やその家族を社会全体で支える制度として定着しております。

そして、今後においては、いわゆる「団塊の世代」の方々が全て 75 歳以上の後期高齢者となり、より介護のニーズが高い 85 歳以上の高齢者人口もさらに増加することが予測されております。



幸手市におきましても高齢化率は年々上昇し、すでに高齢者人口にあっては、後期高齢者数が前期高齢者数を上回る状況となっております。こうした中、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者はさらに増加し、介護や医療などの需要が増大することが見込まれ、高齢者本人はもとより、介護する家族に対するさらなる支援の充実が必要となってまいります。

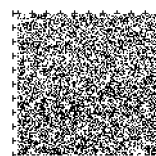
今期計画では、「一人ひとりが手を取り支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 幸手」を基本理念に掲げ、包括的な支援体制を構築する地域包括ケアシステムにおける一層の「深化・推進」を図り、地域で支え合い、高齢者が安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指してまいります。

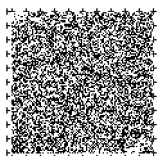
市民の皆さまをはじめ、各関係機関におかれましては、本計画の着実な推進のため、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました幸手市介護保険運営協議会の皆さまをはじめ、関係機関の皆さま、アンケート調査等を通じ、多くの貴重なご意見をいただいた市民の皆さまに厚く御礼を申し上げます。

令和6年3月

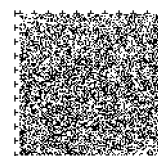
幸手市長 木村 純夫





# 目次

<b>総論</b>	<b>1</b>
第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景・目的.....	3
2 計画の性格.....	4
3 計画の期間.....	5
4 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）.....	5
5 計画の策定体制.....	6
第2章 高齢者をめぐる現状と課題.....	8
1 高齢者の現状.....	8
2 アンケート調査結果から見た現状.....	17
3 第8期計画の取組状況の評価と課題.....	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
1 基本理念.....	31
2 基本目標.....	32
3 高齢者人口等の将来推計及び第9期の目標.....	33
4 施策体系.....	40
<b>各論</b>	<b>43</b>
第1章 基本目標1 地域で共に支え合う地域づくり.....	45
基本施策1 地域福祉活動の推進.....	45
基本施策2 生きがい・社会参加と交流.....	50
基本施策3 権利擁護の推進.....	57
第2章 基本目標2 介護予防・健康づくりの推進.....	60
基本施策1 介護予防の充実.....	60
基本施策2 健康づくりの推進.....	63
基本施策3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施.....	67
第3章 基本目標3 安心できる生活の基盤づくり.....	69
基本施策1 安全・安心な暮らしの確保.....	69
基本施策2 高齢者の住まいの安定的な確保.....	73

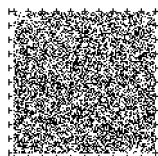


第4章 基本目標4 介護・福祉サービスの充実.....	76
基本施策1 相談・情報提供の充実.....	76
基本施策2 在宅生活の充実.....	79
基本施策3 認知症対策の推進.....	84
基本施策4 サービスの質の向上.....	88
基本施策5 介護人材の育成・確保.....	91
第5章 基本目標5 在宅医療・介護連携の推進.....	93
基本施策1 医療・介護のネットワークづくり.....	93
第6章 基本目標6 介護保険制度の円滑な推進.....	97
基本施策1 介護サービスの量の見込み.....	97
基本施策2 地域支援事業の量の見込み.....	120
基本施策3 第1号被保険者保険料.....	126
基本施策4 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の推進.....	133
基本施策5 制度の円滑な運営.....	135
第7章 計画の推進に向けて.....	138
1 庁内・関係機関等との連携推進.....	138
2 計画の進行管理.....	138

---

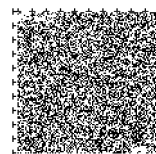
<b>資料編</b>	<b>139</b>
------------	------------

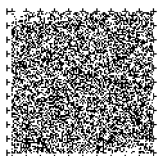
1 幸手市介護保険条例（抜粋）.....	141
2 幸手市介護保険条例施行規則（抜粋）.....	142
3 幸手市介護保険運営協議会委員名簿.....	143
4 計画の策定経過.....	144
5 用語説明.....	145



# 總論

---







## 第1章 計画の策定にあたって

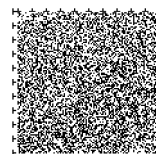
### 1 計画策定の背景・目的

内閣府より発表された「令和4年度版高齢社会白書」によると、令和3年10月1日現在の日本の総人口は1億2,550万人であり、そのうち65歳以上の高齢者は3,621万人、高齢化率は28.9%となっています。

幸手市（以下、「本市」）においては、令和5年10月1日現在、高齢者は17,530人、高齢化率は35.7%と3人に1人は高齢者となっています。今後も少子高齢化による高齢化率の上昇とともに、高齢夫婦のみ世帯や高齢者単身世帯の増加、生産年齢人口（15～64歳）の減少が見込まれており、高齢者人口の増加に伴う医療・介護・年金等の社会保障費の増加が懸念されることから、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

また、団塊世代のすべての人が後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、介護の需要がさらに増加し、多様化することが想定される一方で、地域の高齢者を支える介護の担い手が不足することも想定されるため、人材の確保や介護現場における生産性の向上につながる取組の検討も重要です。

本市では、介護保険制度の持続可能性を維持しながらも、高齢者が可能な限り自立し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が切れ目なく一体的に行われる「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。今後も引き続き「地域包括ケアシステム」をさらに推進し、高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けて、「幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」を策定します。



## 2 計画の性格

### (1) 法令等の根拠

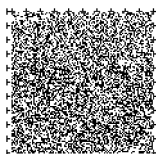
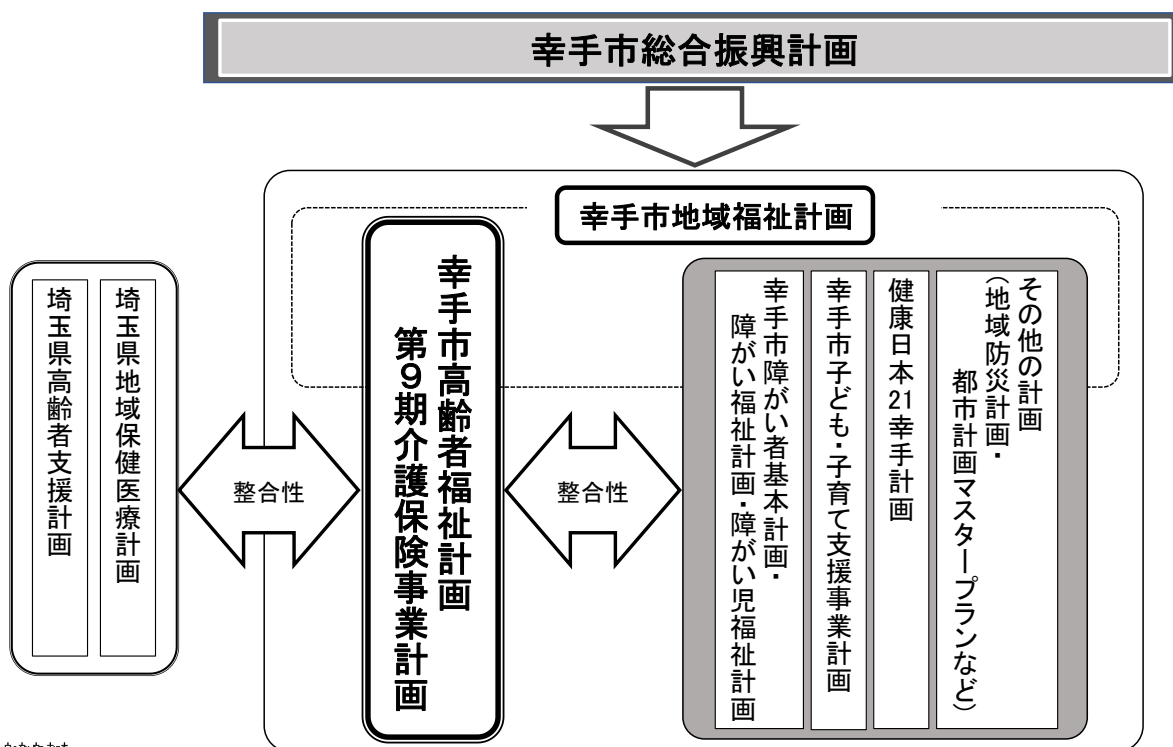
高齢者福祉計画（老人福祉計画）は「老人福祉法」第20条の8第1項に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設に関する事業の供給体制の確保に関する計画として策定するものです。

また、介護保険事業計画は、「介護保険法」第117条第1項の規定に基づき、国で定める基本指針（「介護保険法」第116条）に沿って、本市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施のために3年間で1期として策定するものです。

老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項に基づき、両計画を一体的なものとして策定します。

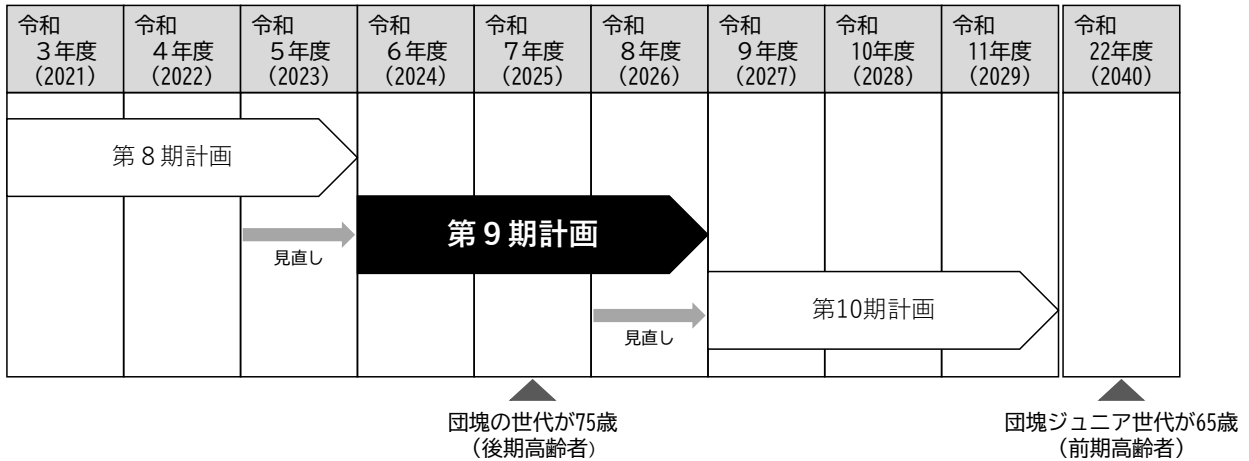
### (2) 計画の位置づけ

本計画は介護保険法における国の基本指針に即して介護保険事業計画を定めるほか、埼玉県高齢者支援計画や埼玉県地域保健医療計画との連携、整合性を図ります。また、本市の総合的な高齢者施策及び介護保険事業を定める計画として位置づけられることから、第6次幸手市総合振興計画、幸手市地域福祉計画及び各行政部門の計画とも調和を取りながら策定します。



### 3 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年を計画期間として、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて策定し、計画最終年度の令和8（2026）年度に計画の見直しを行います。

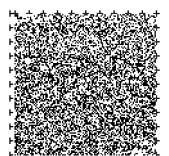


### 4 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、2015年の国連サミットで採択された、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、SDGsのゴールの達成に向け、本市の高齢者福祉を推進します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 5 計画の策定体制

### (1) 介護保険運営協議会

計画の策定にあたっては、介護保険運営協議会に諮り、答申を受けました。

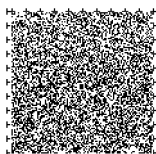
介護保険運営協議会は、介護保険事業にかかる重要事項に関する事、介護保険事業計画の策定に関する事などを審議することを目的に介護保険条例の規定により設置された協議会です。

### (2) アンケート調査の実施

計画を策定するにあたり、市民の意識や意向などを把握するため、65歳以上の一般高齢者・要支援者、要介護認定者、40～64歳までの一般・要支援者及び施設入所者を対象とした、アンケート調査を実施しました。また、第8期計画期間中のサービス供給量や新サービスへの参入意向、今後の事業展開の見通しなどを把握するために、サービス提供事業者を対象としたアンケート調査、介護保険サービスを受給される方の状況、専門的見地からみた介護保険サービスの状況を把握するために、介護支援専門員を対象としたアンケート調査を、それぞれ実施しました。

#### ■調査の種類及び調査対象者

調査名	調査対象
①65歳以上一般高齢者・要支援者調査	要支援者を含む65歳以上の中から無作為で抽出
②要介護認定者調査	40歳以上の市民で、令和4年11月1日現在、要介護に認定されており、かつ施設に入所されていない方
③施設入所者調査	幸手市の介護保険被保険者で、令和4年11月現在、介護保険施設等に入所している方
④介護サービス事業者調査	幸手市及び幸手市の近隣で事業を展開している介護サービス提供事業者
⑤介護支援専門員調査	幸手市の介護保険事業に携わっている介護支援専門員（ケアマネジャー）
⑥40歳から64歳一般・要支援者調査	令和4年11月1日現在、40歳から64歳の市民の中から無作為で抽出



■ アンケート調査の方法

調査方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：令和4年12月9日（金）～ 令和5年1月6日（金）

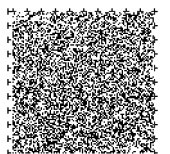
■ 回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
①65歳以上一般高齢者・要支援者調査	2,000件	1,383件	69.2%
②要介護認定者調査	1,228件	658件	53.6%
③施設入所者調査	553件	259件	46.8%
④介護サービス事業者調査	94件	58件	61.7%
⑤介護支援専門員調査	46件	39件	84.8%
⑥40歳から64歳一般・要支援者調査	1,000件	442件	44.2%
計	4,921件	2,839件	57.7%

(3) パブリック・コメントの実施

本計画の内容に関して、策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進することを目的としてパブリック・コメントを実施しました。

募集期間	令和5年12月1日（金）～ 令和6年1月4日（木）
募集方法	窓口を持参、郵送、FAX又は電子メール
公表場所	市役所（総合案内）、ウェルス幸手（情報コーナー）、介護福祉課、各公民館、市ホームページ
周知方法	広報さつて12月号、市ホームページ
回収結果	4件／1人



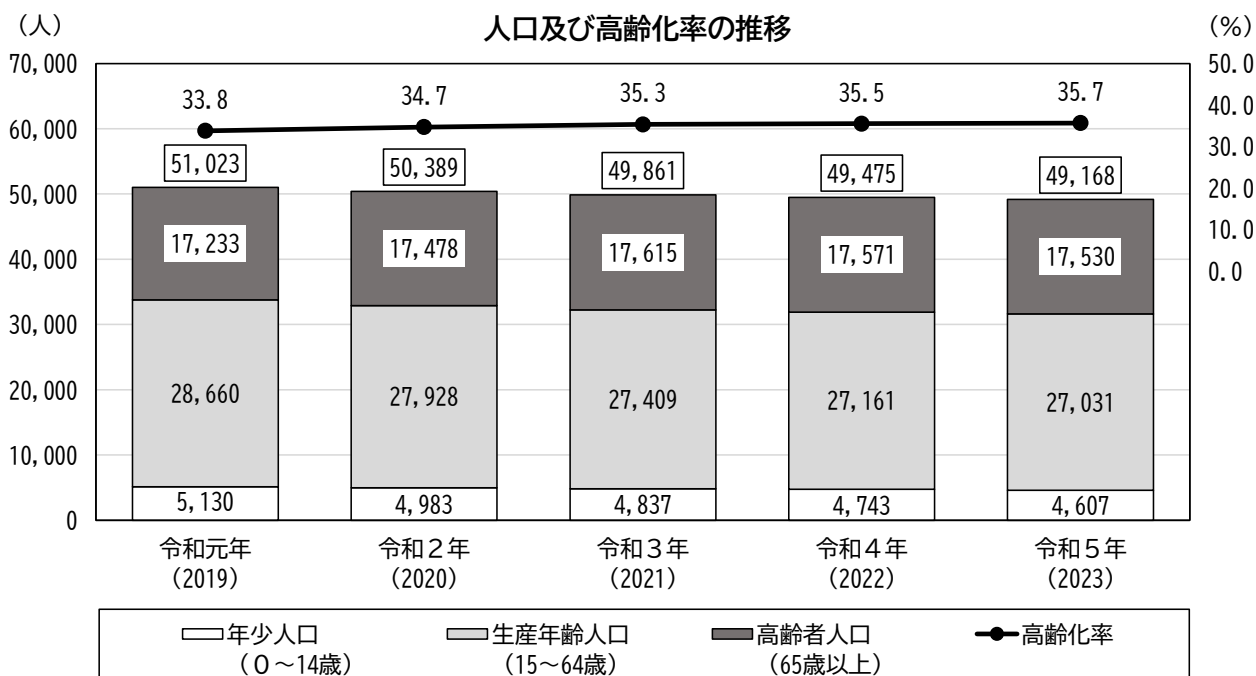
## 第2章 高齢者をめぐる現状と課題

### 1 高齢者の現状

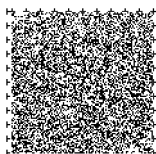
#### (1) 人口の動向

##### ①人口及び高齢化率

令和5年10月1日現在、本市の総人口は49,168人となっており、年少人口（0～14歳）が4,607人、生産年齢人口（15～64歳）が27,031人、高齢者人口（65歳以上）が17,530人となっています。高齢化率は、令和5年に35.7%となっており、年々微増傾向となっています。

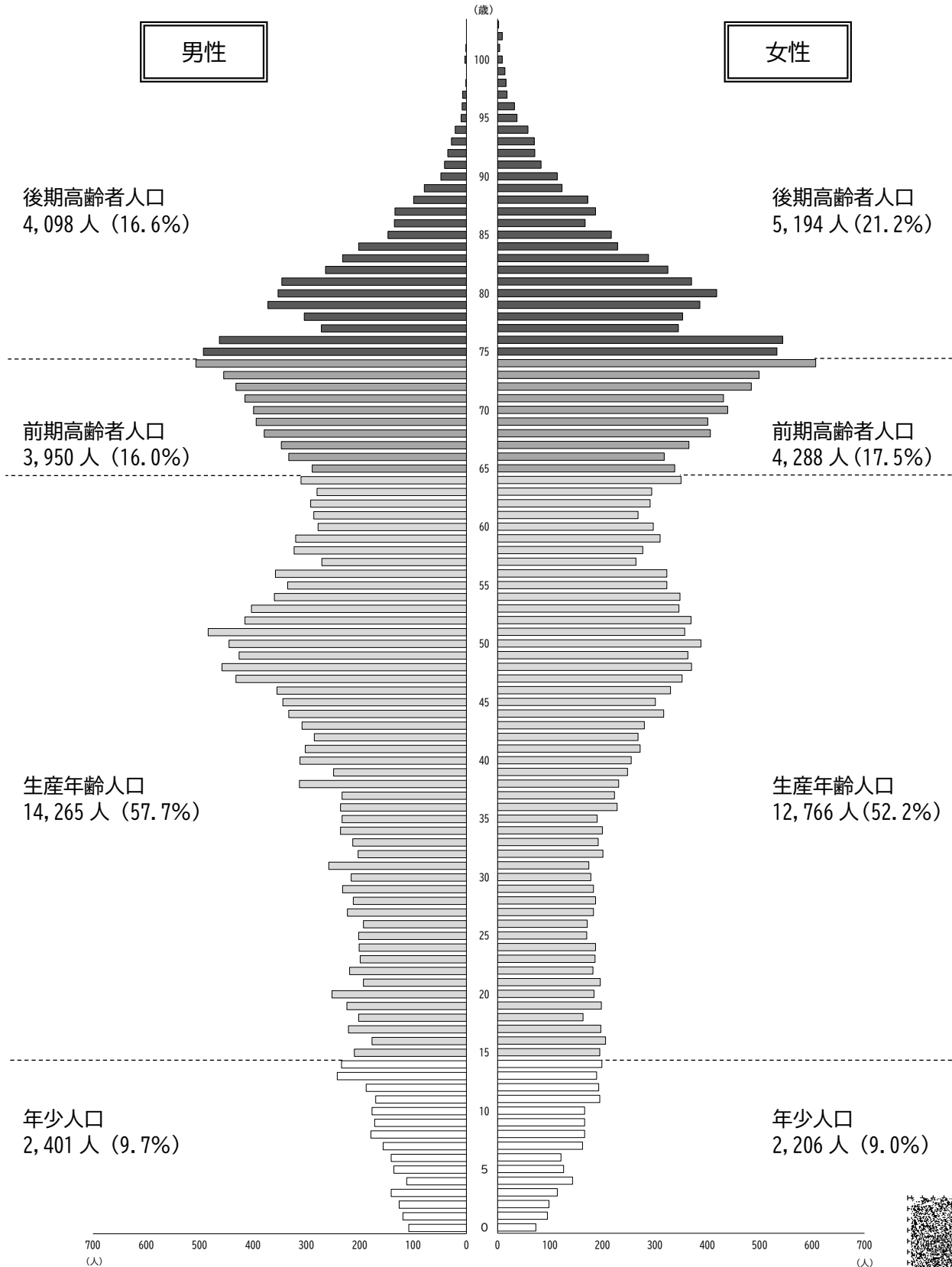


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

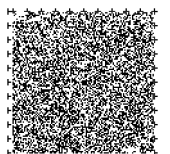


②人口構造

本市の人口構造（令和5年10月1日現在）をみると、男女ともに70代前半が最も人口が多くなっており、次いで男性では50代前半、女性では70代後半が多くなっています。また、前期高齢者・後期高齢者人口割合は、ともに女性のほうが高くなっています。



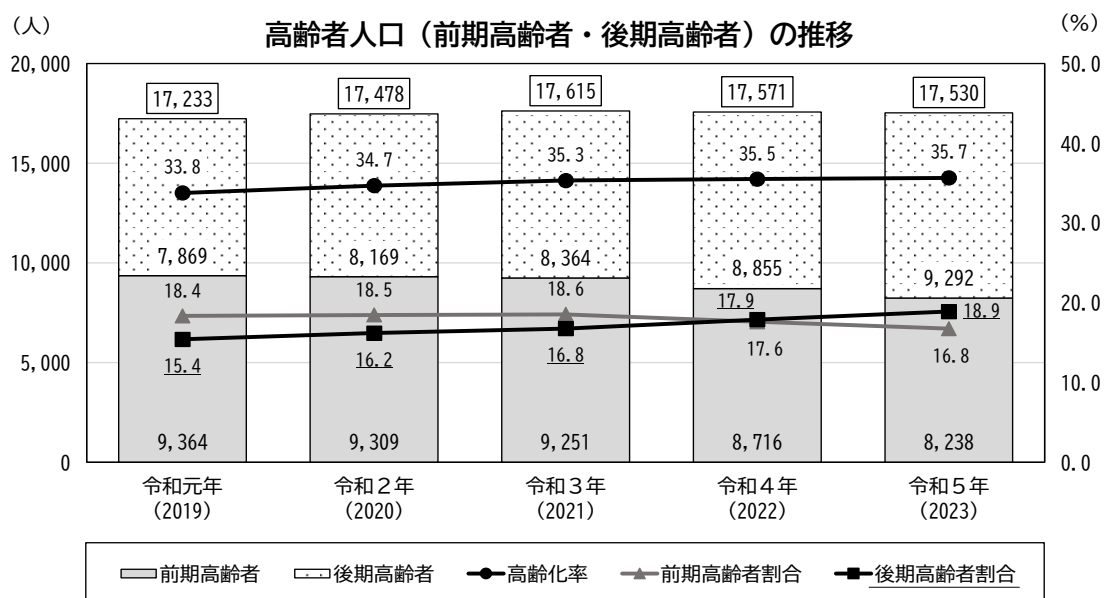
資料：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）



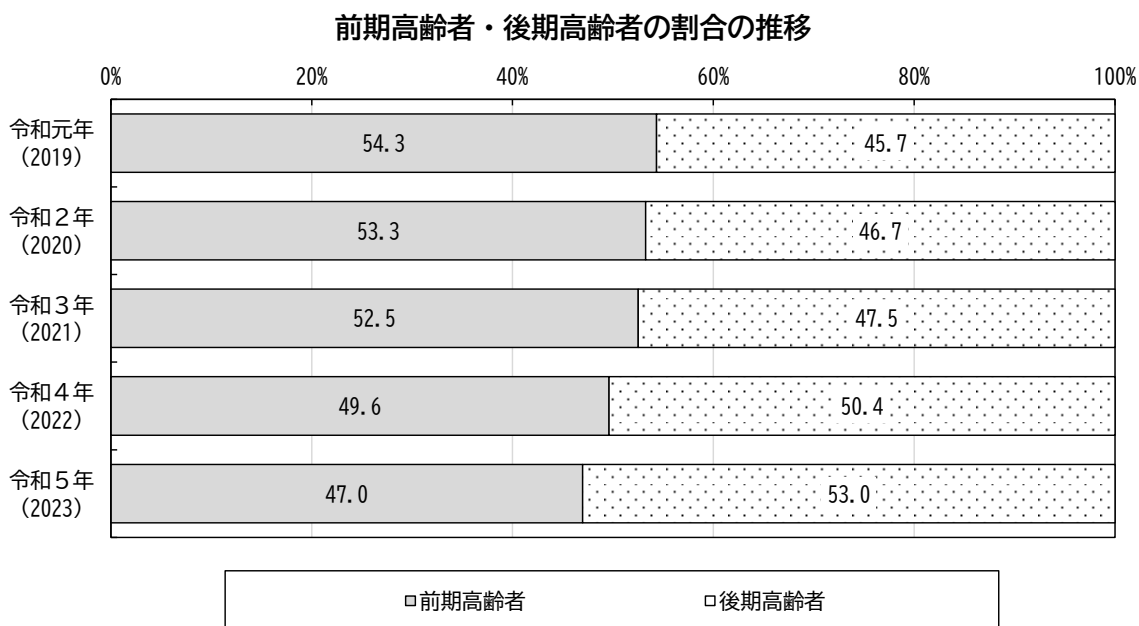
## (2) 高齢者の状況

### ① 高齢者人口の推移

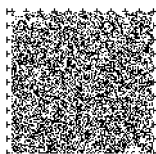
本市の前期高齢者・後期高齢者割合の推移をみると、令和5年10月1日現在、前期高齢者16.8%、後期高齢者18.9%となっており、令和4年から後期高齢者割合が前期高齢者割合を上回っています。



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）



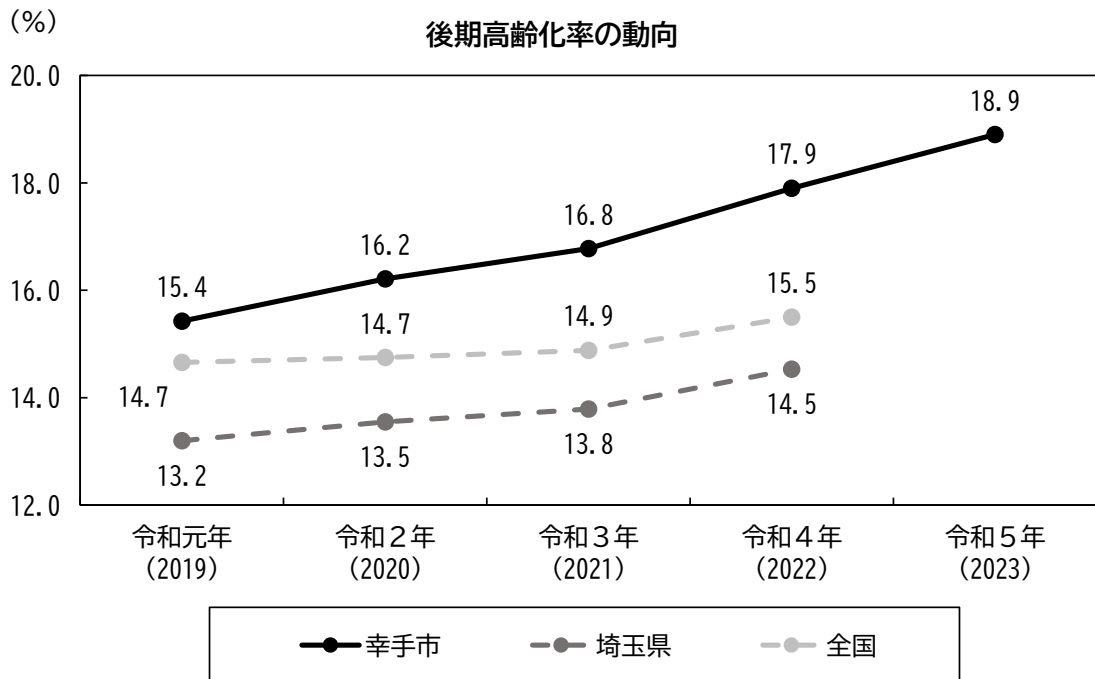
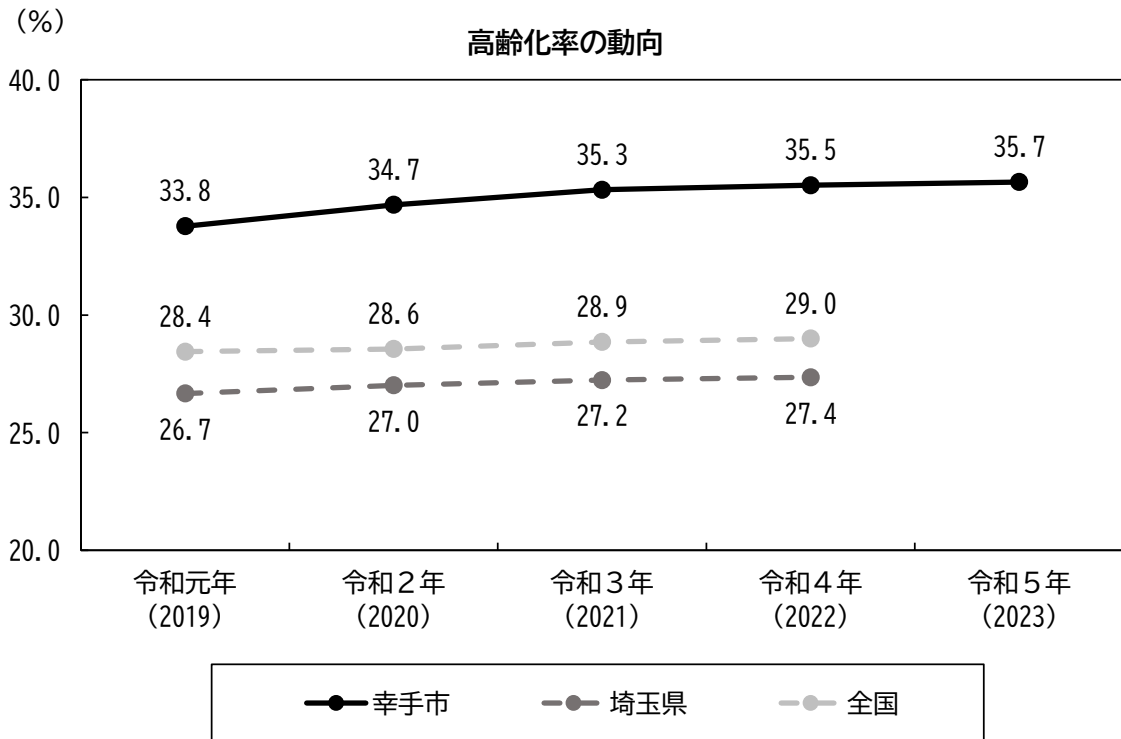
※前期高齢者：65歳以上74歳以下の高齢者、後期高齢者：75歳以上の高齢者  
資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）



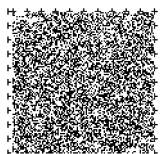


## ②高齢化率の動向

高齢化率の動向をみると、本市は令和5年で35.7%と全国・埼玉県を上回っており、令和元年から1.9ポイント増加しています。後期高齢化率も全国・埼玉県を上回っており、令和5年は18.9%と令和元年から3.5ポイント増加しています。



資料：国・埼玉県 総務省統計局 人口推計（各年10月1日現在）  
 幸手市 住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

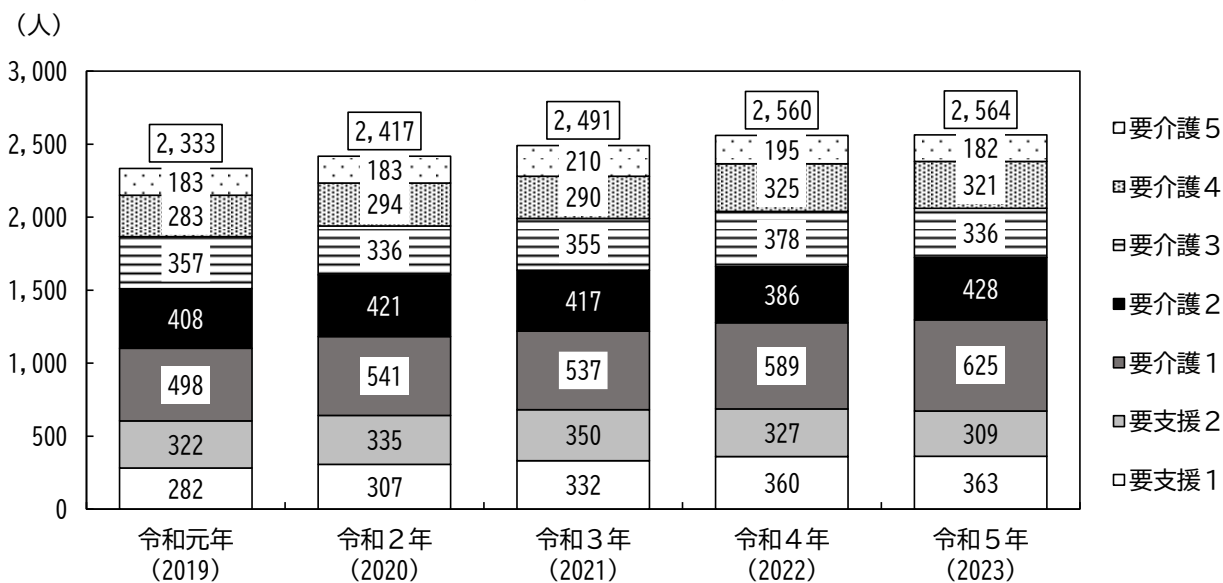


### ③要支援・要介護認定者数の推移

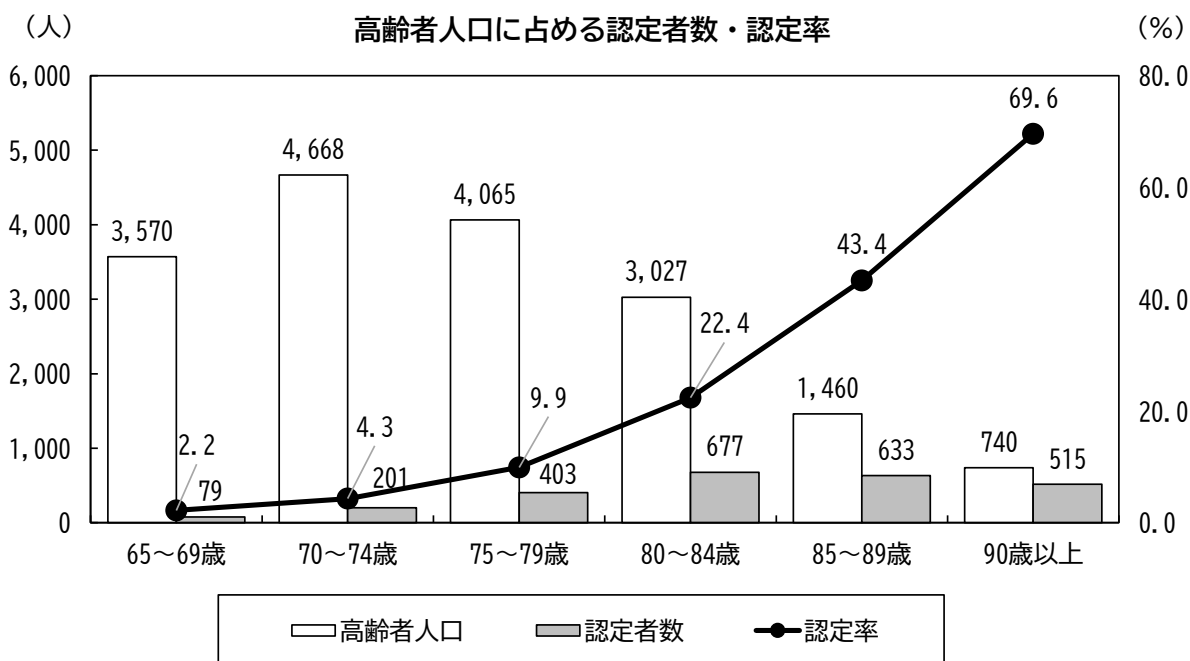
令和5年9月末現在、要支援・要介護認定者は2,564人となっており、年々増加傾向にあります。

高齢者人口に占める認定者数・認定率は、75～79歳で約1割ですが、85～89歳では4割を超え、90歳以上では約7割となっています。

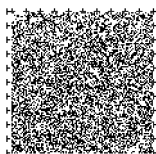
要支援・要介護認定者数の推移



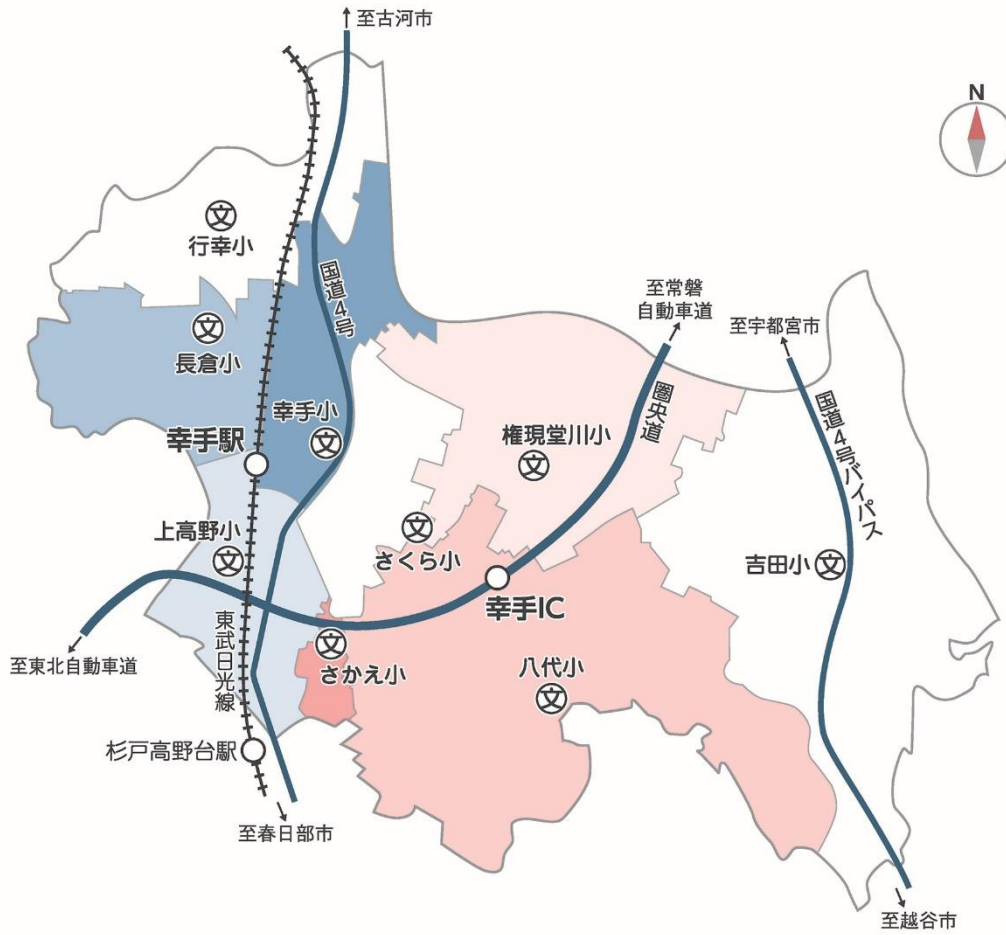
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）  
（第1号被保険者及び第2号被保険者計）



資料：高齢者人口は住民基本台帳人口（令和5年10月1日現在）  
認定者数は介護保険事業状況報告（令和5年9月末時点）



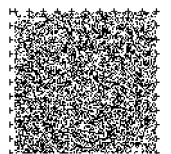
④圏域・小学校区別の人口及び高齢化率



(単位：人)

圏域	小学校区	人口	高齢者数	高齢化率	認定率
東圏域	権現堂川小学校	1,829	672	36.7%	12.9%
	吉田小学校	2,228	971	43.6%	17.1%
	八代小学校	2,742	1,085	39.6%	17.1%
	さかえ小学校	3,878	1,803	46.5%	15.8%
	さくら小学校	10,359	3,733	36.0%	12.6%
	小計	21,036	8,264	39.3%	14.4%
西圏域	幸手小学校	7,220	2,694	37.3%	16.7%
	上高野小学校	7,261	2,084	28.7%	13.6%
	行幸小学校	3,943	1,104	28.0%	16.8%
	長倉小学校	9,708	3,384	34.9%	11.1%
	小計	28,132	9,266	32.9%	14.0%
合計		49,168	17,530	35.7%	14.2%

資料：人口・高齢者数は住民基本台帳人口（令和5年10月1日現在）、認定率は令和5年10月1日時点の要支援・要介護認定者における認定申請時の認定状況により集計



⑤認知症高齢者の日常生活自立度

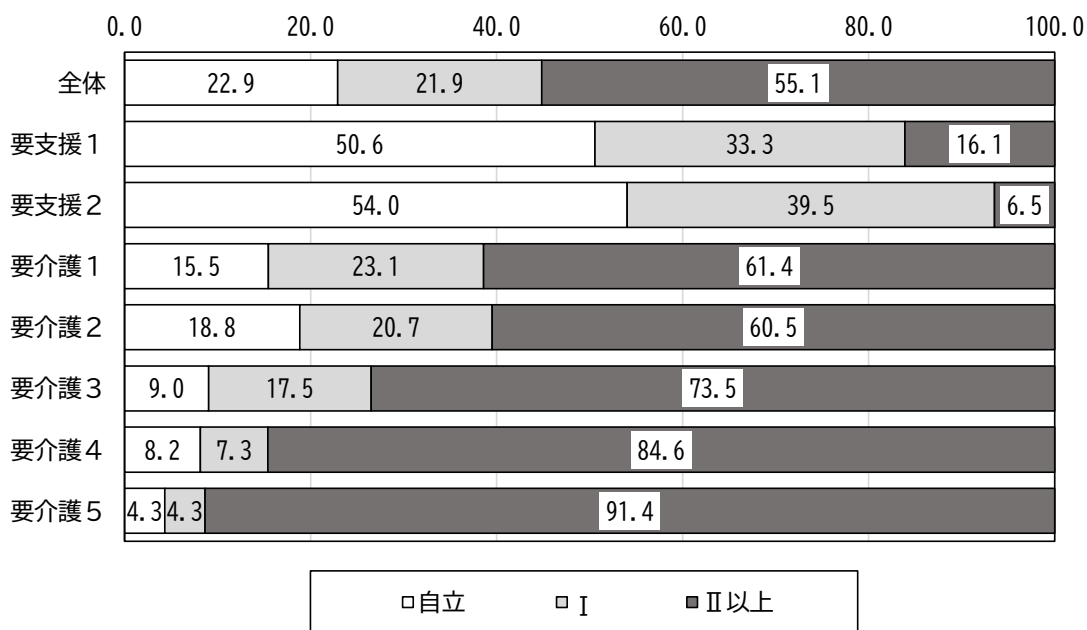
要支援・要介護認定者の「認知症高齢者の日常生活自立度」をみると、2,544人中、「自立」と判定された方は583人、「Ⅰ」（ほぼ自立）と判定された方が558人となっており、これらを足すと、全体の44.8%であり、自立に近い状態（自立、Ⅰ）の人は半数以下となります。一方、Ⅱ以上（日常生活に支障がある）と判断された方の合計は1,403人となっており、全体に占めるⅡ以上の割合は55.1%となっています。

認知症高齢者の日常生活自立度別人数（要介護度別）

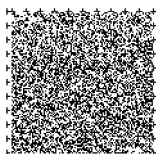
要介護度区分	自立	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
要支援1	176	116	47	6	0	3	348
要支援2	167	122	20	0	0	0	309
要介護1	95	142	276	65	5	31	614
要介護2	80	88	162	68	6	21	425
要介護3	30	58	108	97	18	21	332
要介護4	27	24	90	148	32	10	331
要介護5	8	8	31	69	54	15	185
計	583	558	734	453	115	101	2,544

資料：令和5年10月1日時点の要支援・要介護認定者における認定申請時の認定状況により集計

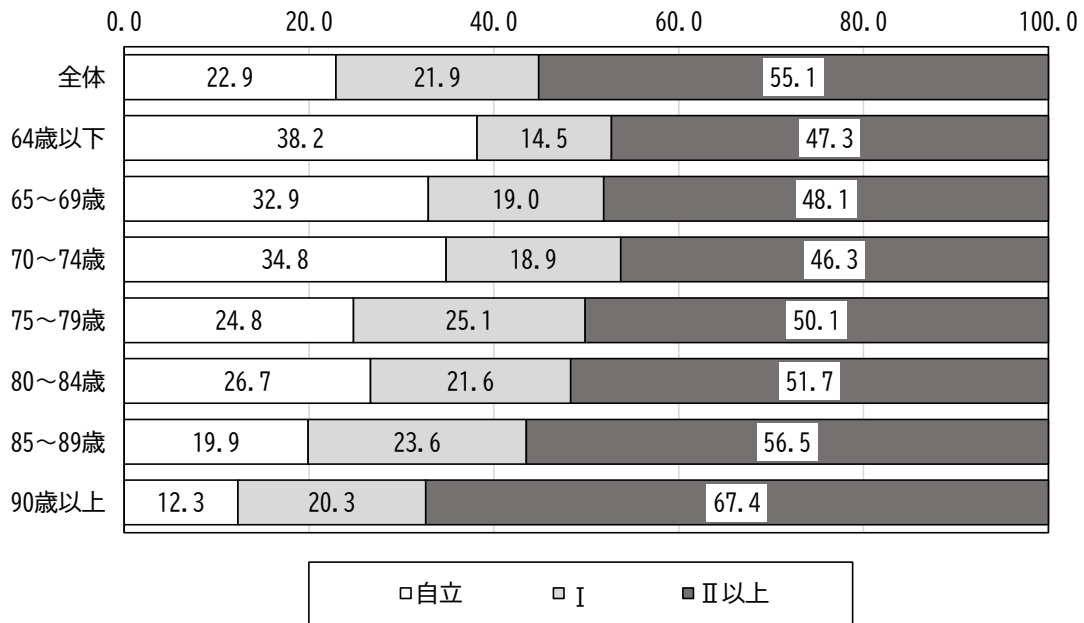
要支援・要介護認定者に占める認知症の症状がある人の割合（要介護度別）



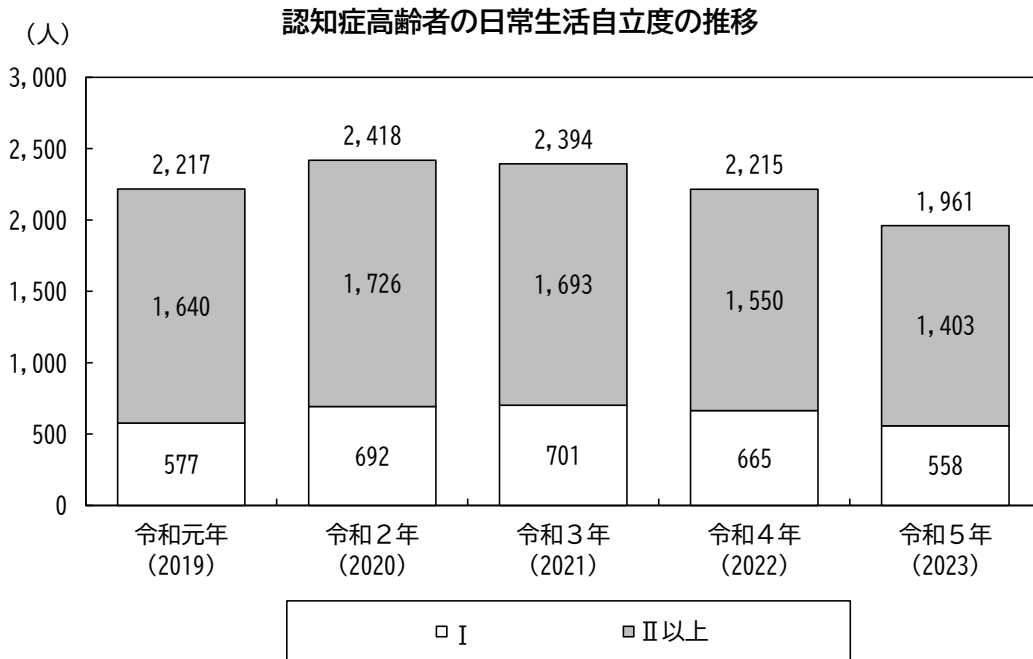
資料：令和5年10月1日時点の要支援・要介護認定者における認定申請時の認定状況により集計



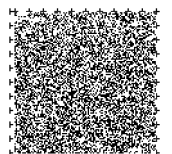
要支援・要介護認定者に占める認知症の症状がある人の割合（年代別）



資料：令和5年10月1日時点の要支援・要介護認定者における認定申請時の認定状況により集計



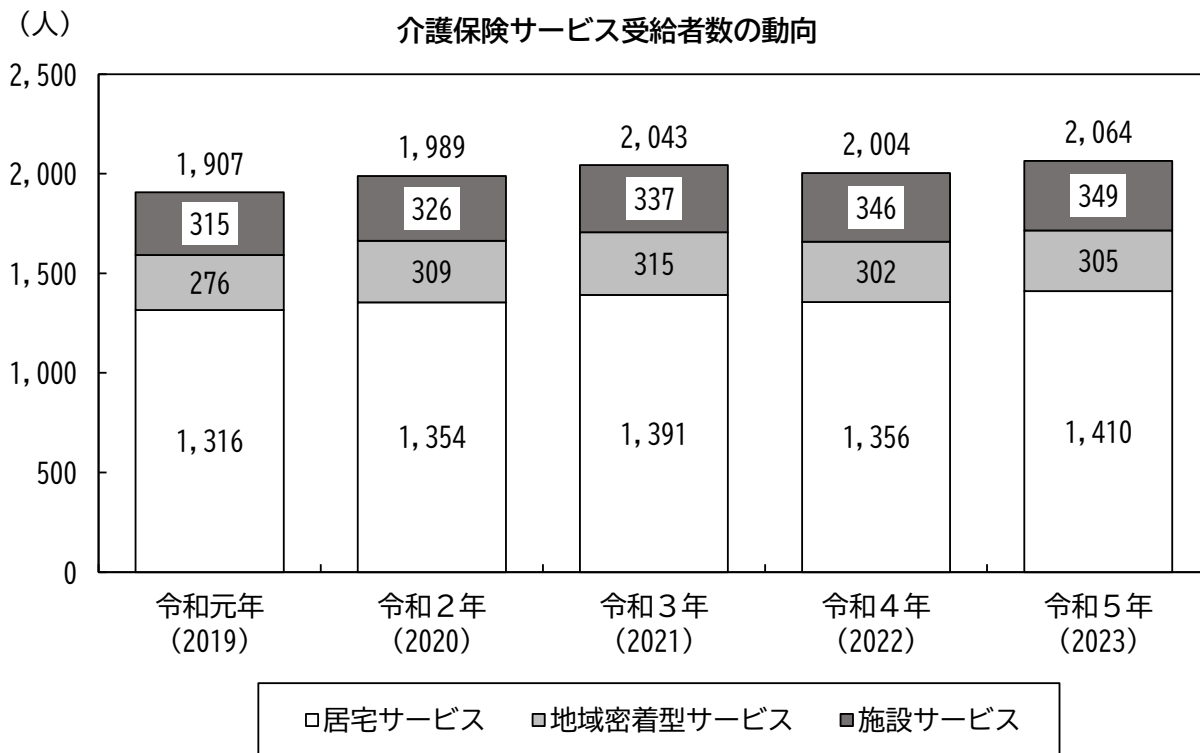
資料：令和元年～令和4年 厚生労働省「介護保険総合データベース」（各年10月末時点）  
令和5年 令和5年10月1日時点の要支援・要介護認定者における認定申請時の認定状況により集計



⑥介護保険サービス受給者数の推移

介護保険サービス受給者数の推移をみると、令和5年では居宅サービスの利用者が1,410人、地域密着型サービスが305人、施設サービスが349人となっています。

令和元年を100とした場合の指数でみると、令和5年は居宅サービスが107.1、地域密着型サービスが110.5、施設サービスが110.8と、各サービスとも増加傾向にあります。



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
サービス受給者数 (計)	1,907	1,989	2,043	2,004	2,064
居宅サービス	1,316	1,354	1,391	1,356	1,410
地域密着型サービス	276	309	315	302	305
施設サービス	315	326	337	346	349

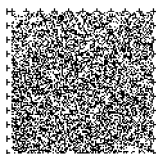
【令和元年を100とした場合の指数】

サービス受給者数 (計)	100	104.3	107.1	105.1	108.2
居宅サービス	100	102.9	105.7	103.0	107.1
地域密着型サービス	100	112.0	114.1	109.4	110.5
施設サービス	100	103.5	107.0	109.8	110.8

※サービス受給者数 (計) は居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの合計

資料：介護保険事業状況報告書 (各年9月月報)

(第1号被保険者及び第2号被保険者計)



## 2 アンケート調査結果から見た現状

### (1) 地域での活動について

#### ①地域活動等への参加頻度（65歳以上一般高齢者・要支援者調査）

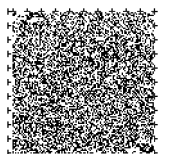
以下の会・グループ等の参加頻度については、すべての項目で「参加していない」が50%以上となっています。また、週の参加状況としては、「収入のある仕事」が週4回以上で12.5%と最も多く、それ以外の項目では週の参加状況が10%を下回っています。

月や年単位でも参加状況は10%を下回る項目が大半を占めており、全体的に低くなっています。

(上段：度数、下段：構成比)

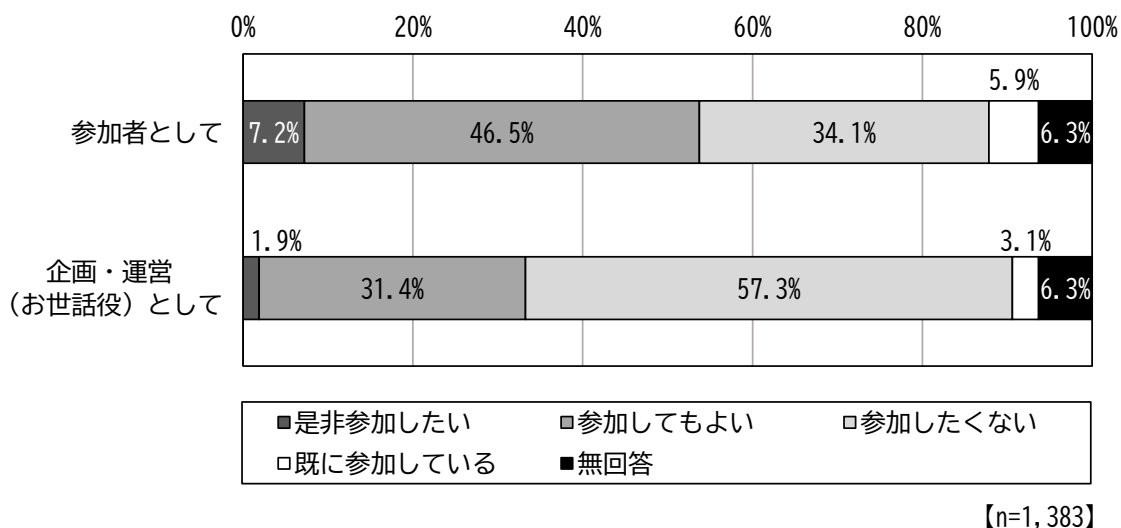
項目	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答	合計
①ボランティアのグループ	4 0.3%	15 1.1%	14 1.0%	34 2.5%	57 4.1%	872 63.1%	387 28.0%	1,383 100.0%
②スポーツ関係のグループやクラブ	44 3.2%	101 7.3%	73 5.3%	54 3.9%	38 2.7%	742 53.7%	331 23.9%	1,383 100.0%
③趣味関係のグループ	26 1.9%	64 4.6%	49 3.5%	113 8.2%	56 4.0%	740 53.5%	335 24.2%	1,383 100.0%
④学習・教養サークル	4 0.3%	7 0.5%	15 1.1%	28 2.0%	26 1.9%	905 65.4%	398 28.8%	1,383 100.0%
⑤介護予防のための通いの場 (脳トレ、体操グループなど)	13 0.9%	24 1.7%	35 2.5%	14 1.0%	9 0.7%	902 65.2%	386 27.9%	1,383 100.0%
⑥老人クラブ	1 0.1%	2 0.1%	13 0.9%	3 0.2%	16 1.2%	947 68.5%	401 29.0%	1,383 100.0%
⑦自治会	3 0.2%	12 0.9%	4 0.3%	46 3.3%	197 14.2%	746 53.9%	375 27.1%	1,383 100.0%
⑧収入のある仕事	173 12.5%	105 7.6%	11 0.8%	18 1.3%	21 1.5%	706 51.0%	349 25.2%	1,383 100.0%

※網掛け箇所：参加割合が10%を下回る回答



②地域活動への参加意向（65歳以上一般高齢者・要支援者調査）

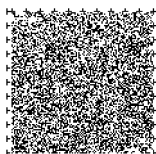
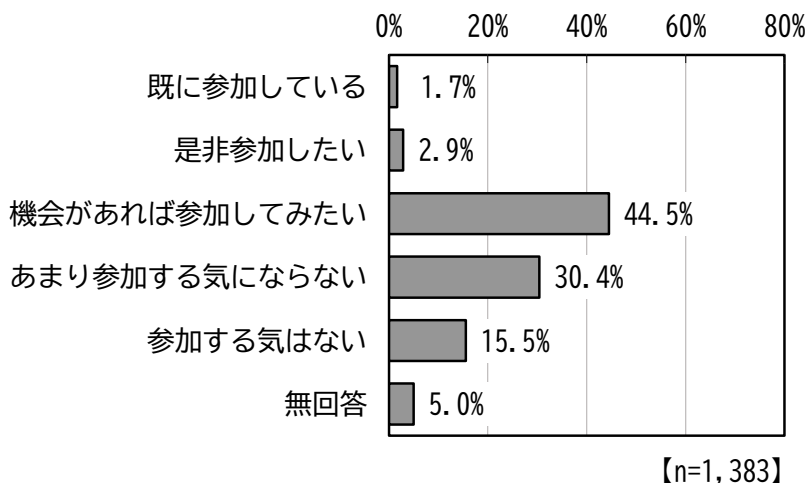
地域づくりの活動に『参加者として』参加したいかについては、「参加してもよい」が46.5%と最も多く、次いで「参加したくない」が34.1%、「是非参加したい」が7.2%となっています。『企画・運営（お世話役）として』参加したいかについては、「参加したくない」が57.3%と最も多く、次いで「参加してもよい」が31.4%、「既に参加している」が3.1%となっています。



(2) 健康づくり・介護予防の基盤づくりについて

①介護予防プログラムへの参加意向（65歳以上一般高齢者・要支援者調査）

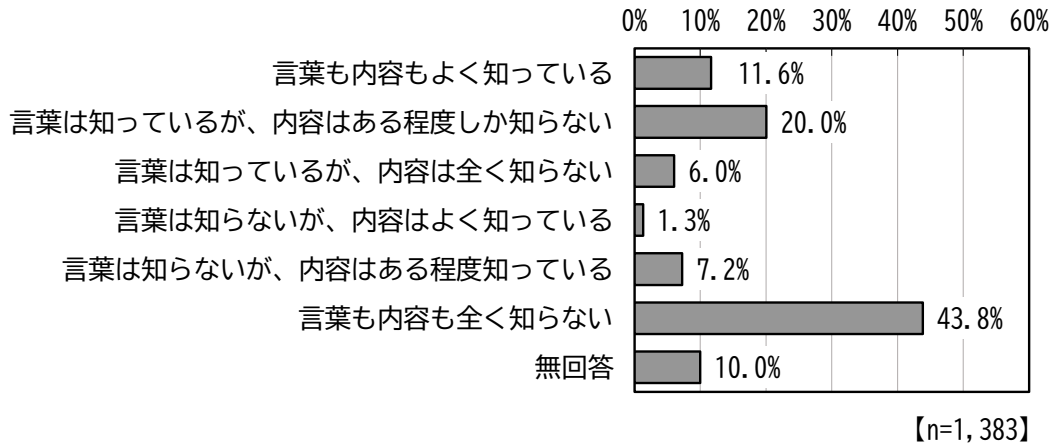
介護予防プログラムの提供やサポートに参加したいかについては、「機会があれば参加してみたい」が44.5%と最も多く、次いで「あまり参加する気にならない」が30.4%、「参加する気はない」が15.5%となっています。





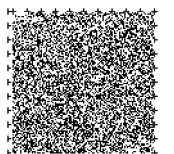
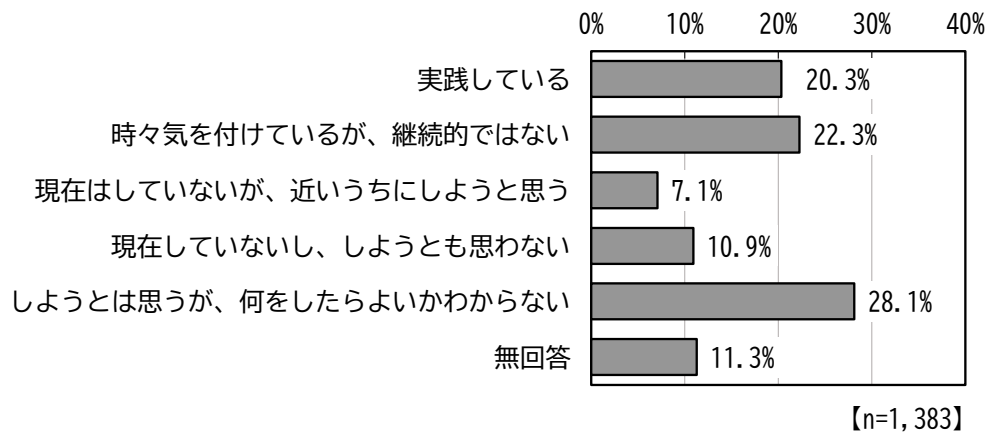
②フレイル（虚弱）の認知状況（65歳以上一般高齢者・要支援者調査）

フレイルの認知については、「言葉も内容も全く知らない」が43.8%と最も多く、次いで「言葉は知っているが、内容はある程度しか知らない」が20.0%、「言葉も内容もよく知っている」が11.6%となっています。



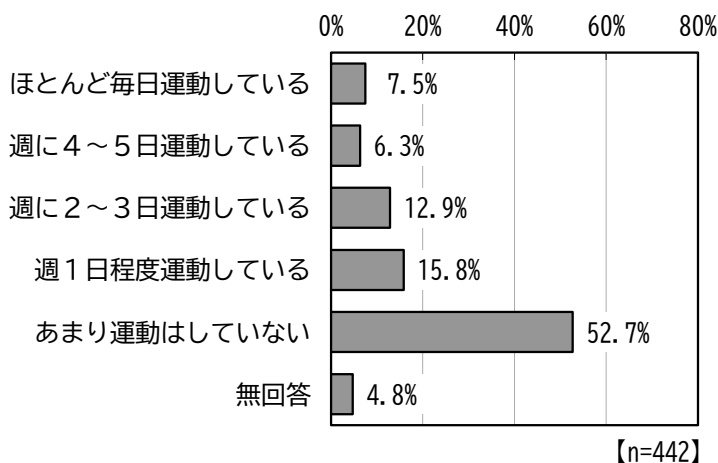
③認知症予防のための取組（65歳以上一般高齢者・要支援者調査）

認知症予防のために取組をしているかについては、「しようとは思うが、何をしたらよいかわからない」が28.1%と最も多く、次いで「時々気を付けているが、継続的ではない」が22.3%、「実践している」が20.3%となっています。



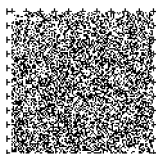
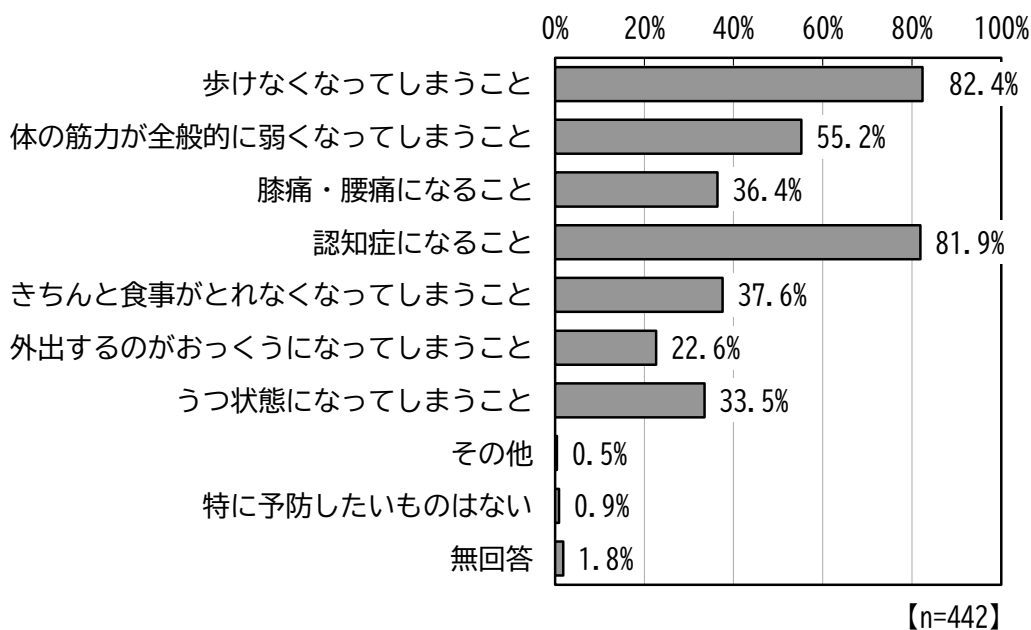
④健康保持増進のための運動（40歳から64歳一般・要支援者調査）

日ごろから健康の保持増進のために意識的に運動しているかについては、「あまり運動はしていない」が52.7%と最も多く、次いで「週1日程度運動している」が15.8%、「週に2～3日運動している」が12.9%となっています。



⑤予防したいと思うもの（40歳から64歳一般・要支援者調査）

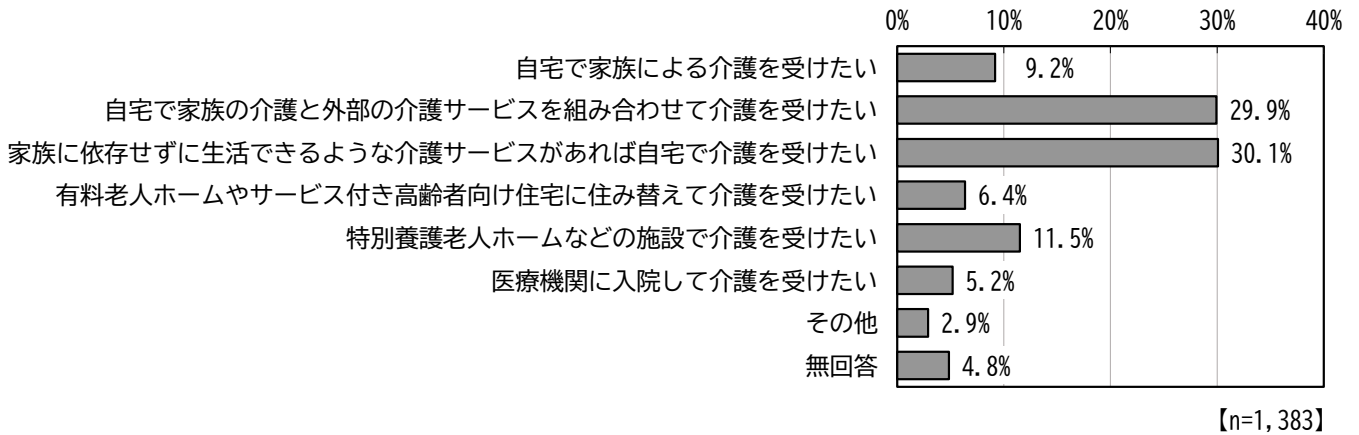
予防したいと思うことについては、「歩けなくなってしまうこと」が82.4%と最も多く、次いで「認知症になること」が81.9%、「体の筋力が全般的に弱くなってしまうこと」が55.2%となっています。



### (3) 介護の希望について

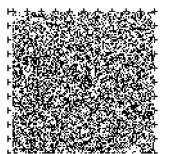
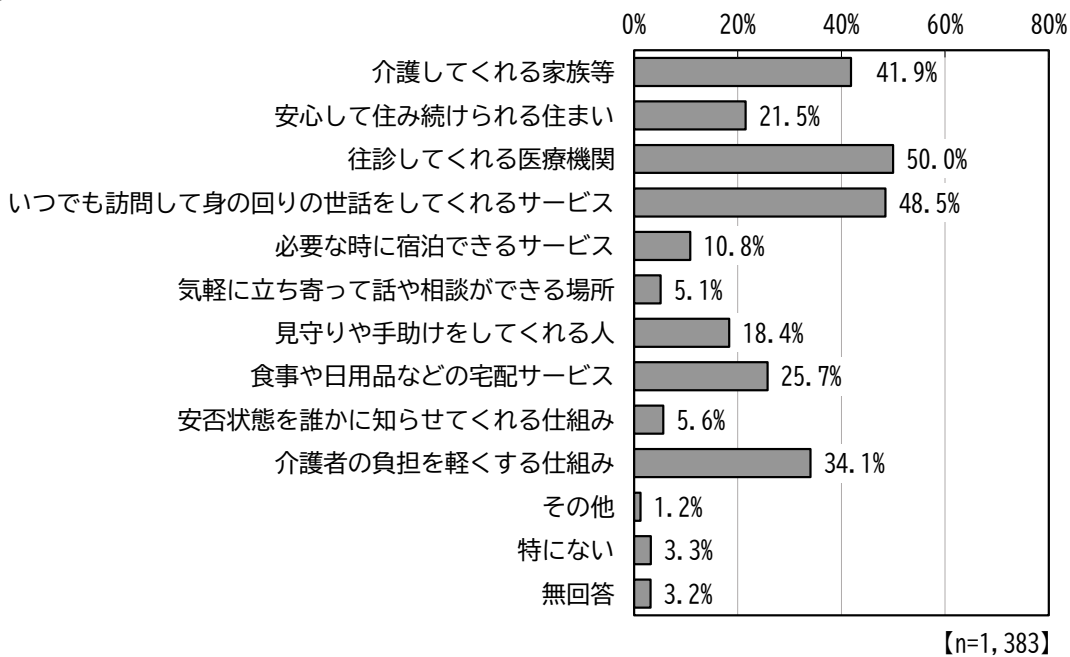
#### ①介護の希望（65歳以上一般高齢者・要支援者調査）

介護が必要になった場合の希望については、「家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」が30.1%と最も多く、次いで「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい」が29.9%、「特別養護老人ホームなどの施設で介護を受けたい」が11.5%となっています。



#### ②自宅で暮らし続けるために重要なこと（65歳以上一般高齢者・要支援者調査）

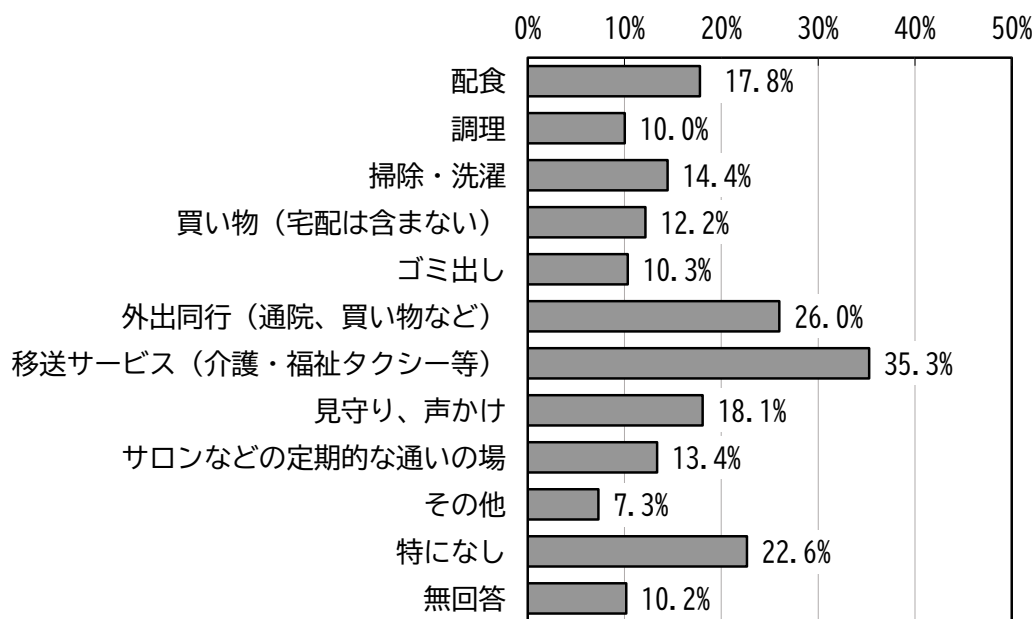
介護や医療が必要になっても、自宅で暮らし続けるために重要だと思うことについては、「往診してくれる医療機関」が50.0%と最も多く、次いで「いつでも訪問して身の回りの世話をしてくれるサービス」が48.5%、「介護してくれる家族等」が41.9%となっています。



#### (4) 介護・福祉サービスの充実について

##### ①在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（要介護認定者調査）

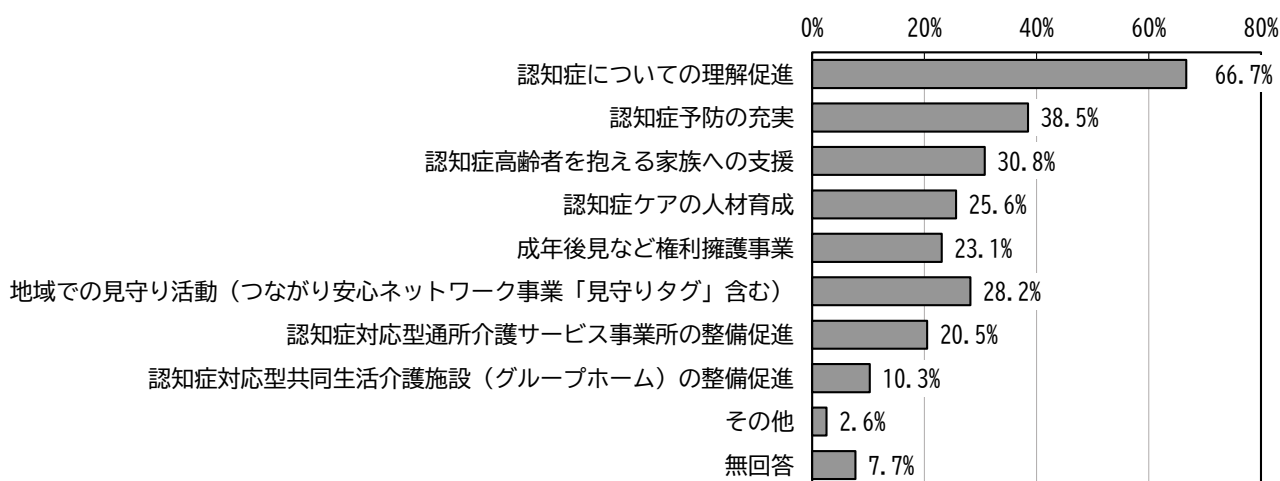
今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援については、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が35.3%と最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が26.0%、「特になし」が22.6%となっています。



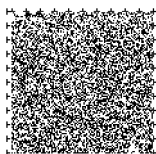
【n=658】

##### ②認知症高齢者の介護に関して今後必要と思うこと（介護支援専門員調査）

認知症高齢者の介護に関して、今後どのようなことを進める必要があると思うかについては、「認知症についての理解促進」が66.7%と最も多く、次いで「認知症予防の充実」が38.5%となっています。



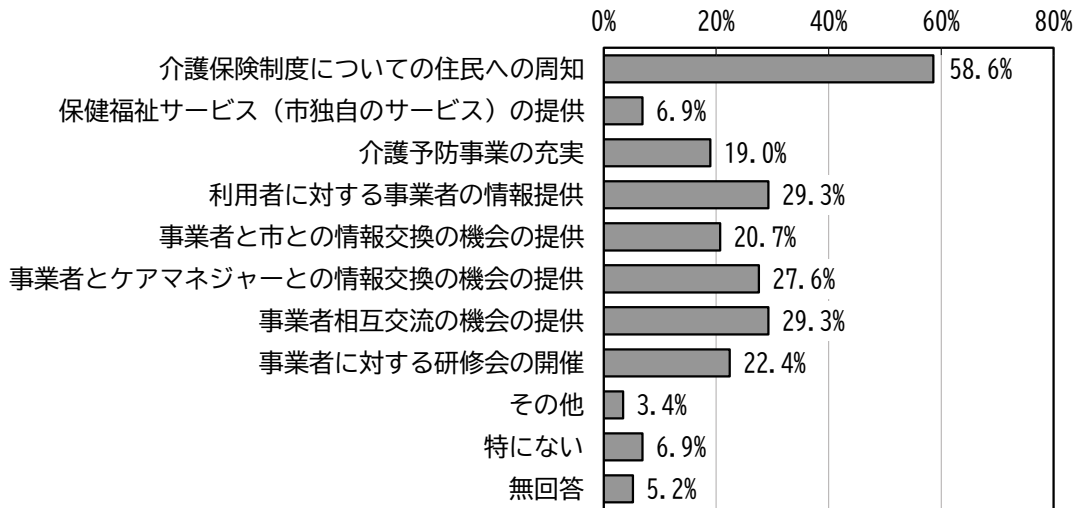
【n=39】



## (5) 介護保険制度について

### ①介護保険制度を円滑に推進するために必要なこと（サービス提供事業者調査）

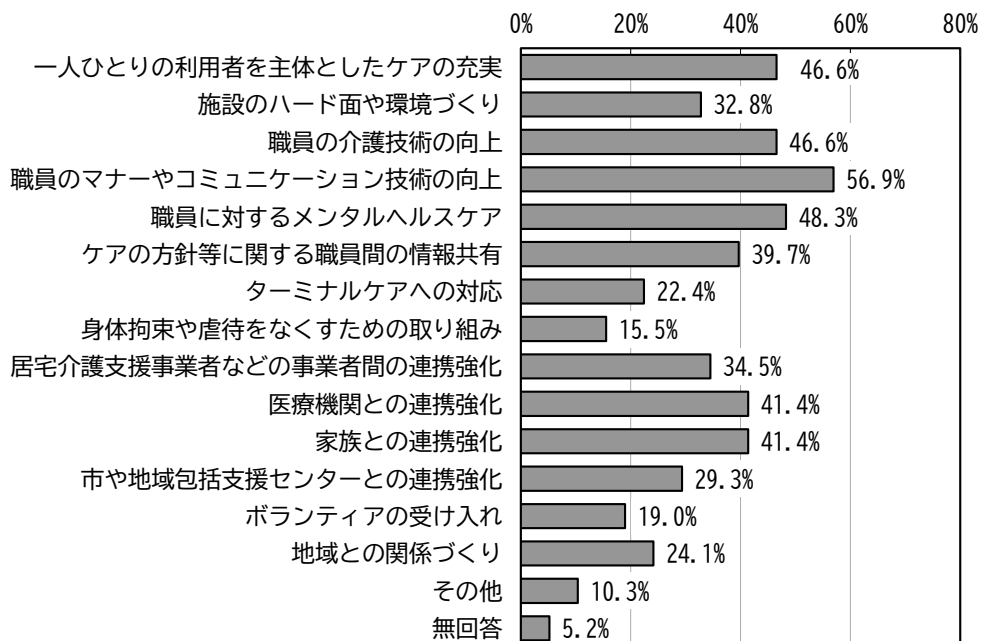
介護保険制度を円滑に推進するために、どのようなことが必要だと思うかについては、「介護保険制度についての住民への周知」が58.6%と最も多く、次いで「利用者に対する事業者の情報提供」「事業者相互交流の機会の提供」がともに29.3%となっています。



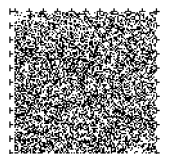
【n=58】

### ②質の高い介護サービスを提供するために必要な取組（サービス提供事業者調査）

より質の高い介護サービスを提供するために、どのような取組が必要だと思うかについては、「職員のマナーやコミュニケーション技術の向上」が56.9%と最も多く、次いで「職員に対するメンタルヘルスケア」が48.3%、「一人ひとりの利用者を主体としたケアの充実」「職員の介護技術の向上」がともに46.6%となっています。



【n=58】



### 3 第8期計画の取組状況の評価と課題

幸手市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画では、「一人ひとりが手を取り支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 幸手」を基本理念とし、6つの基本目標に取り組んできました。

幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定するにあたり、第8期の各目標に対する取組状況の評価を行いました。

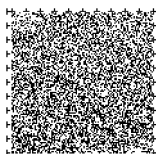
#### 基本目標1 地域で共に支え合う地域づくり

##### 1. 地域福祉活動の推進

実施事業	○見守り・声かけ活動の促進 ○安心・安全な暮らしの支援	○地域福祉の担い手の育成・支援
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携することで、地域における見守り支援の体制の充実を図り、民生委員・児童委員による定期的かつ継続的な見守り・声掛けが行われています。</li> <li>社会福祉協議会が支援する通いの場であるサロンの活動支援や、孤立しがちな高齢者に対して傾聴ボランティアの訪問、ふれあい電話サービス事業を実施することで、地域の人々による、見守りや声掛けがなされる地域づくりを進めています。</li> </ul>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手の高齢化が進んでいることや、核となるリーダーの育成等が必要なため、地域の人々が福祉の担い手として活動できるよう、住民参加型在宅福祉サービスの実施、ボランティアの登録や派遣調整、養成講座等の支援が必要です。</li> </ul>	

##### 2. 生きがい・社会参加と交流

実施事業	○高齢者の活動支援 ○高齢者の就労支援	○高齢者の交流の場づくりの推進 ○生涯学習・スポーツ活動の支援
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が生きがいをもって住み慣れた地域で自立した生活を送ることが出来るよう、高齢者の雇用促進・支援、各種公民館主催事業や文化祭、いきいき大学等を開催しています。</li> </ul>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍の影響で、事業の中止や縮小により近年は各講座等の参加人数が減少しました。引き続き、事業の周知活動およびニーズに合わせた多様な学習内容の機会等を増やすことが必要です。</li> <li>シルバー人材センターやハローワーク等と連携し、高齢者向け求人や就労の機会、社会に参加するための情報提供を一層強化することが必要です。</li> </ul>	



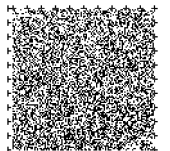
### 3. 権利擁護の推進

実施事業	○成年後見制度の支援	○虐待防止と早期発見・早期対応
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターや警察署等と連携を図り、高齢者に対する虐待の防止や、早期発見に向けた取組を行うとともに、人権意識の啓発や認知症等に対する正しい理解や介護知識を周知することで、虐待を防止するための地域の見守りネットワークの拡大を進めています。</li> <li>・権利を守る取組として、成年後見制度や任意後見契約の周知や手続等の支援を行っています。</li> <li>・社会福祉協議会では、物忘れのある高齢者等に対し、地域で安心して生活が送れるよう福祉サービス利用援助や、日常生活における金銭の管理等暮らしに必要な支援を行っています。</li> </ul>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、介護者に向けた相談事業や虐待防止の啓発活動に努め、虐待の疑いのある事例を把握した場合、地域包括支援センターや警察等の関係機関と連携を図り、速やかに状況を把握し対応できる体制強化が必要です。</li> <li>・今後も高齢化に伴い、福祉サービス利用援助等の支援を必要とする方の増加が見込まれることから、事業周知や関係機関とのさらなる体制強化が必要です。</li> </ul>	

## 基本目標2 介護予防・健康づくりの推進

### 1. 介護予防の充実

実施事業	○介護予防の普及	○認知症予防の推進
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域で介護予防教室や出前講座等を実施することで、介護予防事業への参加を促進するとともに、介護予防を行う地域活動団体の育成・支援を行っています。また、訪問をすることで、地域への参加が困難な高齢者世帯に対しても相談や指導を行っています。</li> <li>・転倒・骨折予防としては、骨粗しょう症検診の対象年齢を拡充し、早期発見・早期治療に結び付ける体制を整え、検査結果によっては、精密検査の受診勧奨や運動・栄養面についての相談・指導を行っています。</li> <li>・認知症予防としては、軽度認知障害スクリーニングテストを実施するほか、広報紙やホームページ等で認知症予防に関する周知活動を行っています。</li> </ul>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要精密検査となっても、「自覚症状がなく必要性を感じない」等の理由から精密検査を受けない方が多く、引き続き受診勧奨を行うと同時に転ばない体づくりに関する知識の普及啓発が必要です。</li> </ul>	



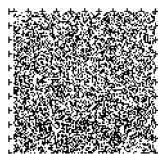
## 2. 健康づくりの推進

実施事業	○健康づくりの推進	○疾病の早期発見と予防
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりを推進するため、埼玉県コバトン健康マイレージ事業に加え、市独自でポイントがたまる仕組みを構築し、ウォーキングを中心とした身体活動・運動習慣の定着を行っています。</li> <li>健康日本21 幸手計画における「生活習慣病の発症予防と重症化予防」を推進するため、特定健康診査及び特定保健指導（国民健康保険被保険者対象）・高齢者健診・がん検診を実施しています。</li> <li>令和5年度からは大腸がん・肺がん検診の個別検診も実施しています。</li> </ul>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県健康マイレージ事業が令和5年度で終了し、歩数計から歩数アプリの参加に移行することから、終了後もウォーキング習慣を維持するための啓発活動が必要です。</li> <li>コロナ禍前の受診率まで回復していない検診もあることから、通知物を工夫し、受診動機を高めていくことが必要です。</li> </ul>	

## 基本目標3 安心できる生活の基盤づくり

### 1. 安全・安心な暮らしの確保

実施事業	○防災対策の充実 ○交通安全対策の充実	○防犯対策の強化 ○人にやさしいまちづくりの推進
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災対策としては、子どもから高齢者まで広い世代を通じて、防災意識を高めることを目的として、市や自主防災組織による防災訓練を実施しています。</li> <li>防犯対策としては、各地域で活動する自主防犯活動団体によるパトロールや、消費者被害防止のために、専門の消費生活相談員による相談を実施しています。</li> <li>交通安全対策としては、幸手警察署をはじめ、関係機関等と協力して高齢者等に対する交通安全の呼びかけを行っています。</li> </ul>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者個別避難計画の作成について、広報等で周知し、各家庭での情報更新にも取り組んでいくことが必要です。</li> <li>防犯対策や正しい交通マナーの実践には、継続した啓発活動による周知が大切であるため、今後も引き続き事業を実施することが必要です。</li> </ul>	





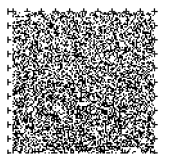
## 2. 高齢者の住まいの安定的な確保

実施事業	○住宅のバリアフリー化支援 ○安心できる住まいの充実
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、緊急時の対応や交通手段の整備、身体の状態にあった多様な居住環境の整備を進めています。</li> <li>・家庭事情等により現在の環境下では在宅において生活することが困難である高齢者に対し、措置入所を実施しています。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も住み慣れた住宅で暮らし続けられるよう、必要な改修に対し費用の一部を支給する事業を継続していくことが必要です。</li> <li>・養護老人ホームは、社会的な援護を必要とする高齢者に対して必要な施設となっているため、今後も市外の施設に対して入所委託を行うことが必要です。</li> </ul>

## 基本目標4 介護・福祉サービスの充実

### 1. 相談・情報提供の充実

実施事業	○地域包括ケアシステムの充実 ○サービスに関する相談・苦情体制の強化 ○ホームページなど情報公開
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターを市内に2か所設置し、高齢者の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行っています。また、令和4年度に地域包括支援センターの職員を増員し、センターの機能を強化しています。</li> <li>・介護保険制度を広く周知し、介護サービス利用者や事業者と保険者との橋渡しを行うことで、介護サービスの質が向上するよう、利用者宅や介護保険施設へ介護相談員を派遣しています。</li> <li>・介護サービス情報の公表や、出前講座等を行うことで、各種サービスの周知を進めています。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を必要とする高齢者が今後さらに増加することが予想されるため、地域包括支援センター職員のさらなる資質向上を図るとともに、公正かつ中立的な地域包括支援センターの運営に努めていくことが必要です。</li> </ul>

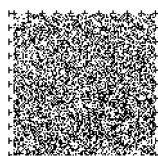


## 2. 在宅生活の充実

実施事業	○在宅サービス・生活支援の充実 ○公共交通の利便性の向上	○家族介護者への支援 ○介護離職ゼロに向けた取り組み
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者とサービス提供者をマッチングさせるための体制づくりの支援として、生活支援コーディネーターを配置しています。</li> <li>・日常生活を支える公共交通網を確保するため、民間の公共交通事業者との連携を図り、市内循環バスを運行しています。</li> <li>・在宅生活の支援としては、社会福祉協議会が実施する配食サービスや福祉機器・用具の貸し出しや、常時注意を必要とする一人暮らしの高齢者等に対して、緊急時の連絡システムを貸与し、定期的な見守りや、緊急時の連絡体制を構築しています。</li> </ul>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅生活の継続には、家事援助や見守り・安否確認、移動支援など多様な生活支援サービスを整備していくことが必要です。</li> <li>・介護者への支援として、引き続き 365 日総合的な相談を受けられる体制を維持しながら、さらに地域包括支援センターの周知を図り、相談窓口の認知度向上を図ることが必要です。</li> </ul>	

## 3. 認知症対策の推進

実施事業	○相談支援体制の充実 ○認知症の早期対応	○認知症サポーターの養成
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の相談については、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員が応じ、必要な支援を実施するとともに、地域ケア会議を実施することで、地域での支援方針の検討・共有、多職種による連携を進めています。また、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームにより、相談支援の充実及び、早期発見・早期治療への取組が図られています。</li> </ul>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを活用し、地域包括支援センターの相談支援の充実を図るとともに、グループホーム等との連絡会を開催し、相談支援体制のさらなる強化が必要です。</li> <li>・認知症サポーターの増加に努め、認知症サポーター養成講座を受講したサポーターのステップアップのための研修や活動が、今後さらに重要です。</li> </ul>	

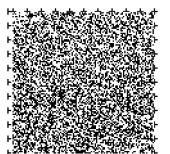


#### 4. サービスの質の向上

実施事業	○サービスの質の向上に向けた支援 ○地域ケア会議の推進	○低所得者等への支援
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービスの質の向上やケアマネジメントの充実を図るため、多職種による会議や、指導・助言により、適切なサービスの提供を推進しています。</li> <li>・介護サービス事業者連絡会を開き、制度の説明・周知を図るとともに、保険者や事業者同士の連携強化及び必要に応じて事業所への実地指導を行うことで、介護保険法に基づいた事業所運営、サービス提供がなされるよう指導・助言を行っています。</li> </ul>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化が進む中で、低所得者の増加が見込まれることから、事業の継続と制度の周知が必要です。併せて、社会福祉法人による軽減措置の実施のため、社会福祉法人との連携に努めることが必要です。</li> </ul>	

#### 5. 介護人材の育成・確保

実施事業	○人材育成・確保の推進	○人材の定着支援
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員に対して、研修や情報提供等を行い、多様化・複雑化する介護保険制度への理解を深めてもらうとともに、介護支援専門員連絡協議会の運営を支援することで、地域での連携を強化する等、ケアマネジメントの質の向上をめざしています。</li> <li>・医療職をめざす大学や専門学校の学生の地域実習の受け入れを行い、介護・保健・医療・福祉分野の理解の促進を図り、将来的な人材の確保を進めています。</li> </ul>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も継続して、地域包括支援センターと連携し、幸手市介護支援専門員連絡協議会の運営の支援や、研修の共催等を実施することが必要です。</li> </ul>	



## 基本目標5 在宅医療・介護連携の推進

### 1. 医療・介護のネットワークづくり

実施事業	○医療と介護のネットワークづくり
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療連携拠点が中心となり、多職種との連携による医療及び介護の切れ目ない提供体制を構築するにあたり、地域の医療・介護資源を把握し、在宅医療・介護マップや市内医療機関一覧を公表しています。</li> <li>・多職種による事例検討会や研修会を定期的を実施しています。</li> <li>・市民向けの取組として、サロン等の高齢者の集いの場に看護師を派遣し、健康に関する相談・支援及び講話を実施しています。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療について、関係機関と情報共有や相談に関する連携調整を継続して行っていくことが必要です。</li> <li>・健康に関する講座等の中で、パンフレット等を活用しながら在宅医療・介護連携について取り上げ周知を図ることが必要です。</li> </ul>

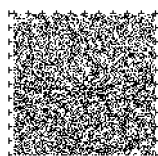
## 基本目標6 介護保険制度の円滑な推進

※実績については、97頁以降を参照

### ■要介護申請の適正化に係る調査・点検数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定調査票点検		1,173件	1,480件	1,638件
ケアプラン点検		—※1	8件	4件
住宅改修点検		10件	8件	9件
福祉用具点検		0件	6件	5件
縦覧点検		4件	2,309件	2,683件
医療情報との突合		月1回	3,440件	2,763件
介護給付費通知件数	1回目	年2回	1,840件	1,895件
	2回目		1,900件	1,903件

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止



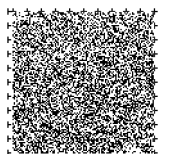
## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて、高齢者が可能な限り自立し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるまちづくりを進める必要があります。そのためには、保健・医療・福祉の充実を図り、高齢者自身がいきいきと生きがいをもって日々を過ごし、介護予防や社会参加に努めることが重要になります。

これらのことを踏まえて、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が切れ目なく一体的に行われる体制（地域包括ケアシステム）の充実、在宅医療と介護の連携や認知症の早期発見・早期支援等の取組を推進していくことを目的として、「一人ひとりが手を取り支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 幸手」を基本理念とします。

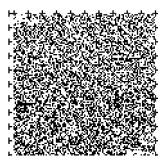
一人ひとりが手を取り支え合い、  
住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 幸手



## 2 基本目標

基本理念の実現をめざし、以下の6つの目標のもと、各種施策を展開していきます。

<b>基本目標1 地域で共に支え合う地域づくり</b>
<p>生きがいのある生活を持続することができるよう、多くの高齢者が住み慣れた地域でさまざまな分野で活躍できる体制づくりを支援します。</p> <p>虐待の防止や早期発見のため、地域の見守りネットワークの拡大を進めます。</p>
<b>基本目標2 介護予防・健康づくりの推進</b>
<p>高齢者が自らの健康維持・増進を心がけ、健康づくりに積極的に参加できるよう支援します。また、介護予防を充実・強化し、市民一人ひとりの健康・介護予防に対する意識を高める環境づくりを進め、要支援・要介護化(重度化)の防止に努めます。</p>
<b>基本目標3 安心できる生活の基盤づくり</b>
<p>安心して自分らしく暮らすことができる地域社会をめざし、災害や感染症、防犯、消費生活および交通安全などの対策を推進します。また、高齢者の自立生活を支えるため、きめ細かなサービスの充実を図ります。</p>
<b>基本目標4 介護・福祉サービスの充実</b>
<p>介護保険サービスなどの公的サービスだけでなく、地域のボランティアなど多様な主体によるサービス提供を支援し、高齢者が心身の状況に応じて、日常生活の支援を利用しやすい環境づくりを進めます。</p>
<b>基本目標5 在宅医療・介護連携の推進</b>
<p>住み慣れた地域で自分らしい人生を最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの連携を推進します。</p>
<b>基本目標6 介護保険制度の円滑な推進</b>
<p>高齢者自身が介護保険についての正しい情報を得ることで、一人ひとりに合ったきめ細かい介護サービスを利用することができます。要支援・要介護認定者の増加等に伴うサービス需要の伸びに対応できるよう、介護サービス基盤の整備を進めます。</p>



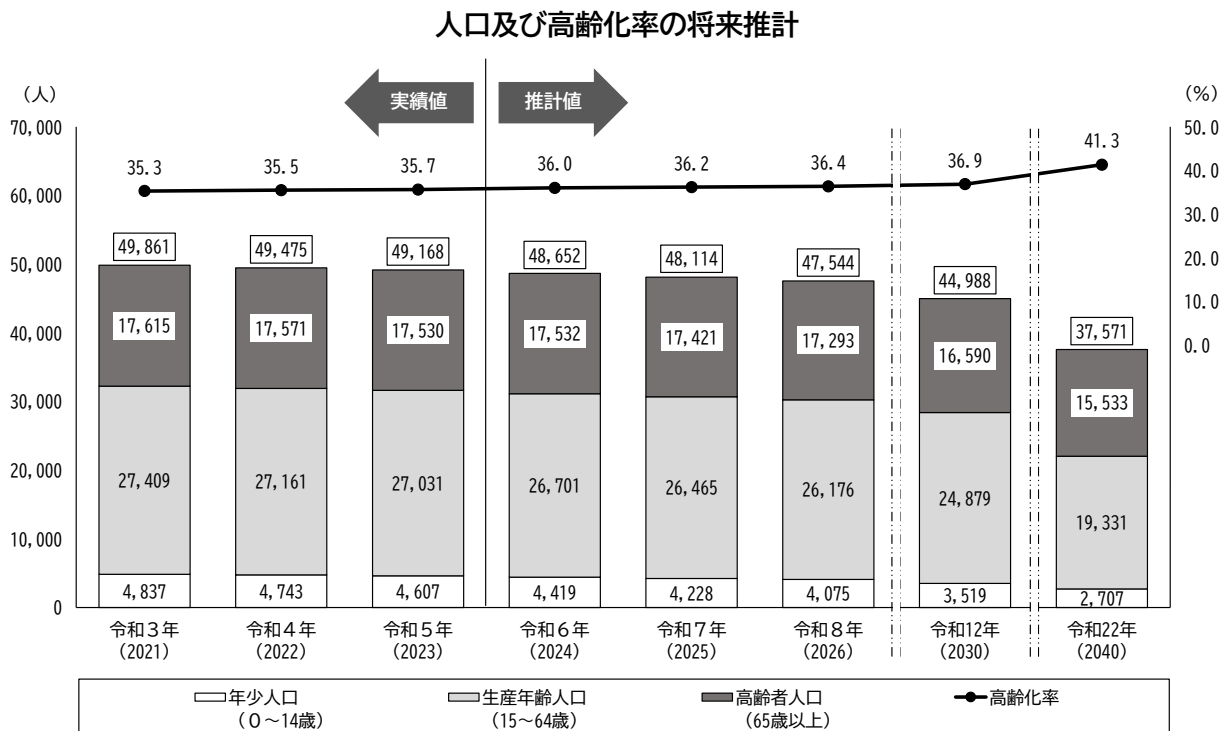
### 3 高齢者人口等の将来推計及び第9期の目標

#### (1) 高齢者人口等の将来の見込み

##### ①人口及び高齢化率の将来推計

本市の人口の将来推計では、今後も減少傾向が続き、令和5年10月1日現在49,168人の人口が、令和22年には37,571人まで減少すると推計されます。

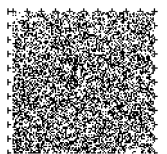
また、本市の高齢化率は令和5年の35.7%から令和22年には、41.3%になると予測されます。



区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
総人口	49,861	49,475	49,168	48,652	48,114	47,544	44,988	37,571
高齢者人口	17,615	17,571	17,530	17,532	17,421	17,293	16,590	15,533
生産年齢人口	27,409	27,161	27,031	26,701	26,465	26,176	24,879	19,331
年少人口	4,837	4,743	4,607	4,419	4,228	4,075	3,519	2,707

資料：令和3～5年 住民基本台帳（各年10月1日現在）  
 令和6年以降 平成30年～令和5年の住民基本台帳（各年10月1日現在）を基にしたコーホート変化率法※による人口推計

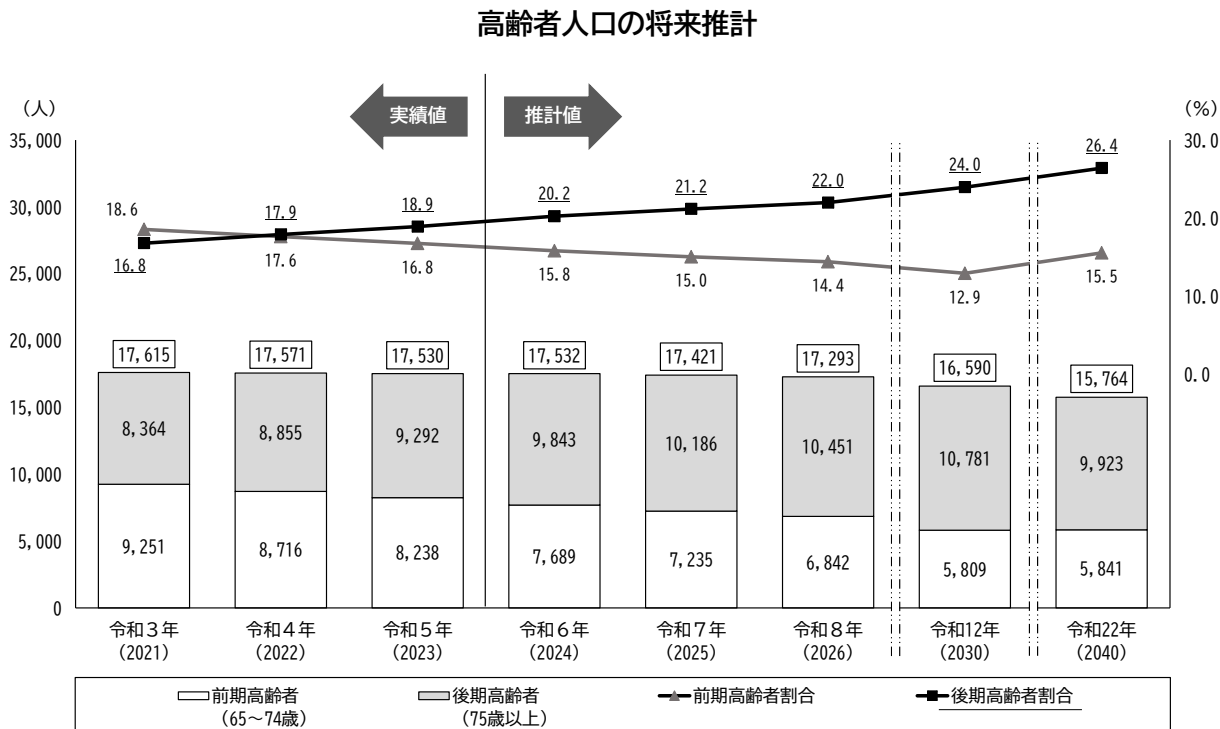
※コーホート変化率とは  
 「コーホート」（年齢階級）毎の過去における実績人口の動向から変化率を求め、その変化率に基づいて将来人口を推計する方法



## ②高齢者人口の将来推計

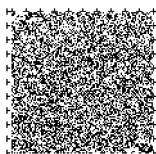
令和5年10月1日現在、65歳以上の人口（以下、高齢者人口）は8,238人となっており、前期高齢者割合は16.8%、後期高齢者割合は18.9%となっています。

高齢者人口の将来推計では、今後も年々減少傾向となりますが、後期高齢者人口は令和12年まで増加し、令和22年には減少すると予測されます。



区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
高齢者人口	17,615	17,571	17,530	17,532	17,421	17,293	16,590	15,764
前期高齢者 (65~74歳)	9,251	8,716	8,238	7,689	7,235	6,842	5,809	5,841
後期高齢者 (75歳以上)	8,364	8,855	9,292	9,843	10,186	10,451	10,781	9,923
前期高齢者割合 (65~74歳)	18.6	17.6	16.8	15.8	15.0	14.4	12.9	15.5
後期高齢者割合 (75歳以上)	16.8	17.9	18.9	20.2	21.2	22.0	24.0	26.4

資料：令和3～5年 住民基本台帳（各年10月1日現在）  
 令和6年以降 平成30年～令和5年の住民基本台帳（各年10月1日現在）基にしたコーホート変化率法による人口推計



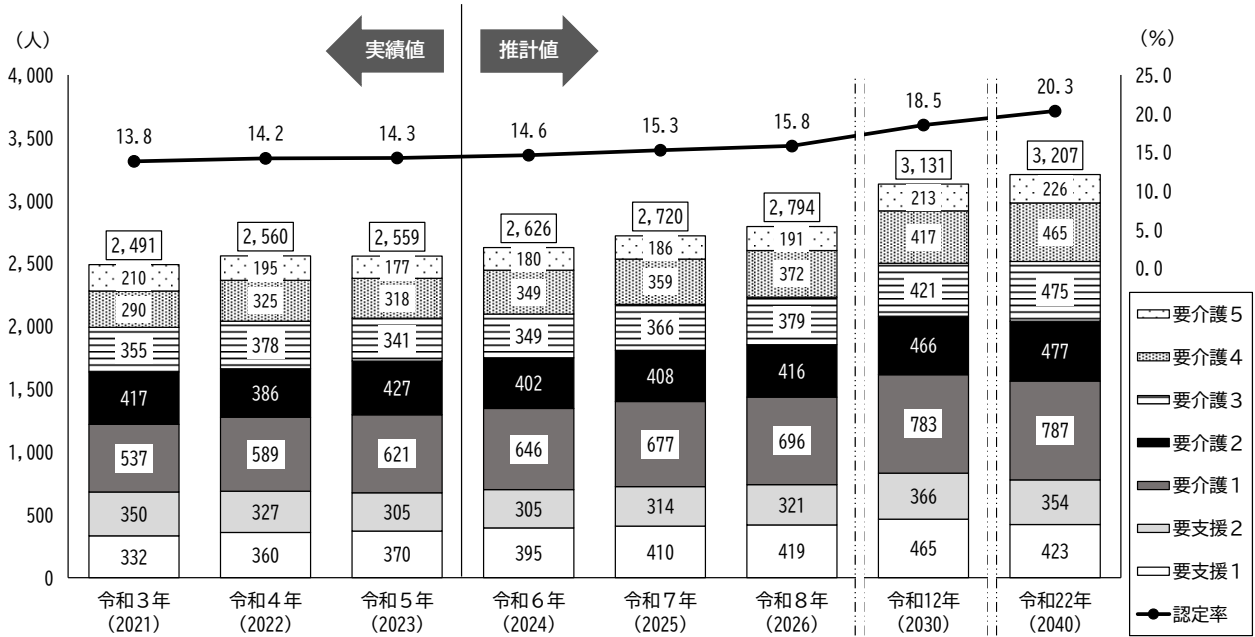


③要支援・要介護認定者数の将来推計

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和5年は2,559人となっており、令和22年には3,207人になることが予測されます。

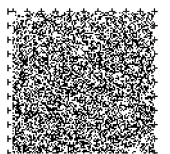
また、後期高齢者人口の増加に伴い、認定率（第1号被保険者）も年々上昇し、令和22年には20.3%となることが予測されます。

要支援・要介護認定者数の将来推計



区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
要支援・要介護認定者数	2,491	2,560	2,559	2,626	2,720	2,794	3,131	3,207
要支援認定者数	682	687	675	700	724	740	831	777
要支援1	332	360	370	395	410	419	465	423
要支援2	350	327	305	305	314	321	366	354
要介護認定者数	1,809	1,873	1,884	1,926	1,996	2,054	2,300	2,430
要介護1	537	589	621	646	677	696	783	787
要介護2	417	386	427	402	408	416	466	477
要介護3	355	378	341	349	366	379	421	475
要介護4	290	325	318	349	359	372	417	465
要介護5	210	195	177	180	186	191	213	226

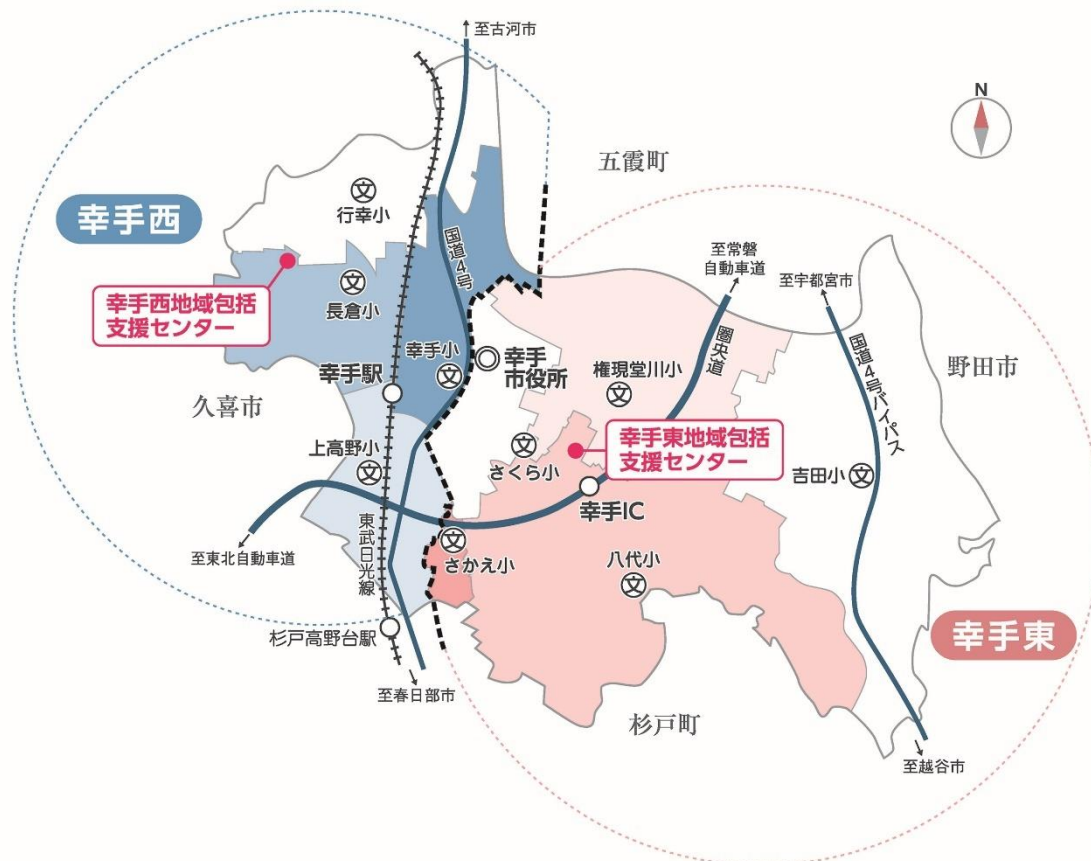
資料：令和3～5年 介護保険事業状況報告（各年9月月報、令和5年は8月月報）  
 令和6年以降 国の地域包括ケア「見える化」システムによる推計  
 （第1号被保険者及び第2号被保険者計）



## (2) 日常生活圏域の設定

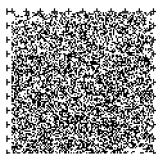
### ①圏域・小学校区別の人口及び高齢化率

国の基本指針において、市町村介護保険事業計画の策定に関する基本的事項に「日常生活圏域の設定」が定められています。地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を勘案し、地域の実情に応じて設定することとしており、人口2～3万人を基本とした小学校区を「東圏域」と「西圏域」の2圏域に分け、日常生活圏域に設定しています。



区分	小学校区	総人口	高齢者人口		高齢化率	第1号被保険者認定者数	第1号被保険者認定率	
			前期	後期				
東圏域	権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら	21,036	8,264	3,684	4,580	39.3%	1,193	14.4%
西圏域	幸手・行幸・長倉・上高野	28,132	9,266	4,554	4,712	32.9%	1,296	14.0%
合計		49,168	17,530	8,238	9,292	35.7%	2,489	14.2%

資料：住民基本台帳人口（令和5年10月1日現在）

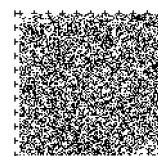


②事業所数一覧（日常生活圏域別）

（単位：箇所）

医療・介護事業者	東圏域	西圏域	市全体
<b>【医療機関】</b>	25	54	79
病院	10	18	28
歯科	7	23	30
薬局	8	13	21
<b>【居宅サービス】</b>	23	27	50
居宅介護支援	4	5	9
訪問介護	1	3	4
訪問看護	2	4	6
通所介護	7	5	12
通所リハビリテーション	1	0	1
短期入所生活介護	4	2	6
短期入所療養介護	1	0	1
特定施設入居者生活介護	1	4	5
福祉用具貸与	1	2	3
特定福祉用具購入	1	2	3
<b>【地域密着型サービス】</b>	8	6	14
認知症対応型共同生活介護	3	2	5
認知症対応型通所介護	0	1	1
地域密着型介護老人福祉施設	2	1	3
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	1	1
地域密着型通所介護	2	1	3
小規模多機能型居宅介護	1	0	1
<b>【介護保険施設】</b>	4	1	5
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3	1	4
介護老人保健施設	1	0	1

※令和5年11月時点

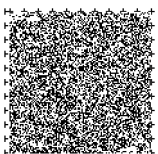


③高齢者向け施設と住まいの件数及び定員数

(単位：上段／箇所、下段／人)

医療・介護事業者	東圏域	西圏域	市全体
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	1 80	4 230	5 310
ケアハウス (軽費老人ホーム)	1 30	1 29	2 59

※令和5年11月時点

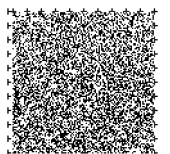
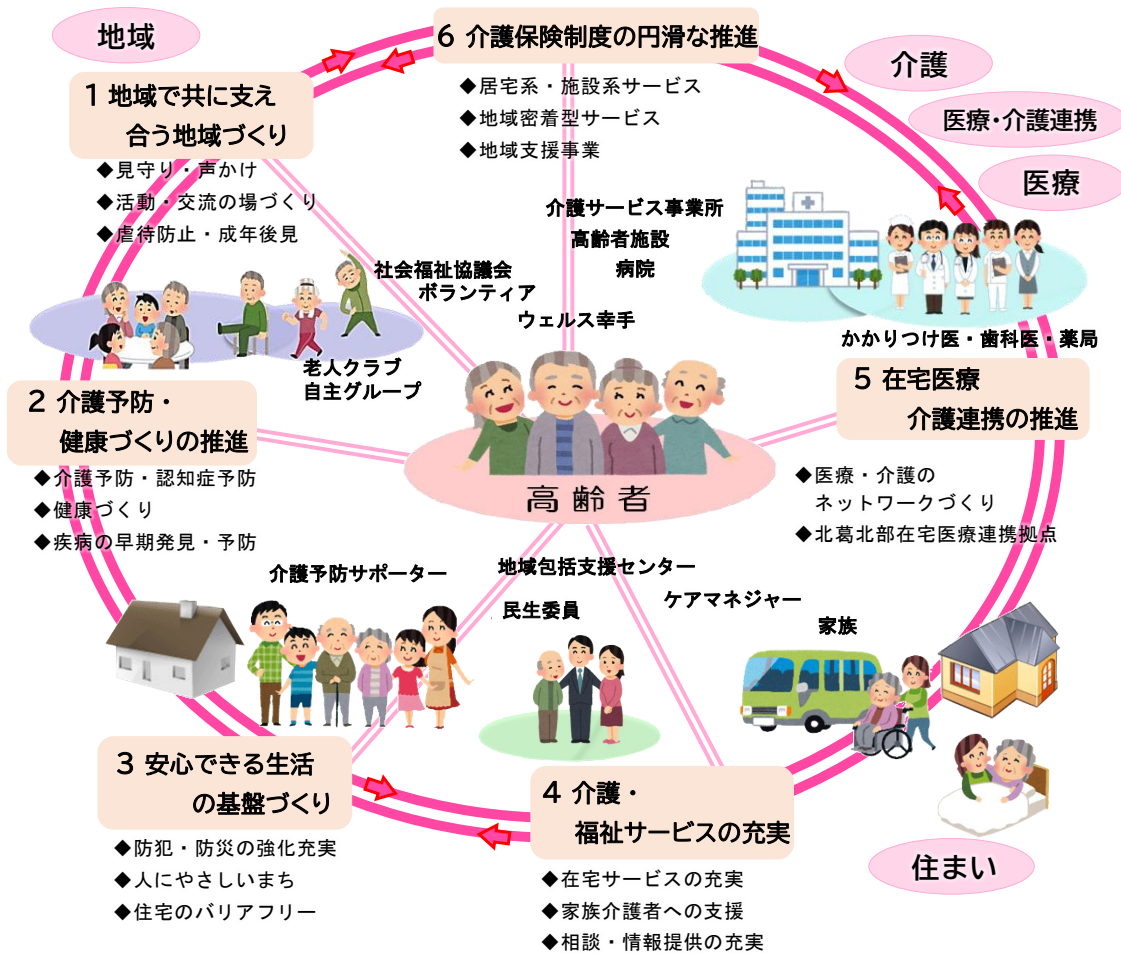


### (3) 地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進

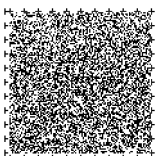
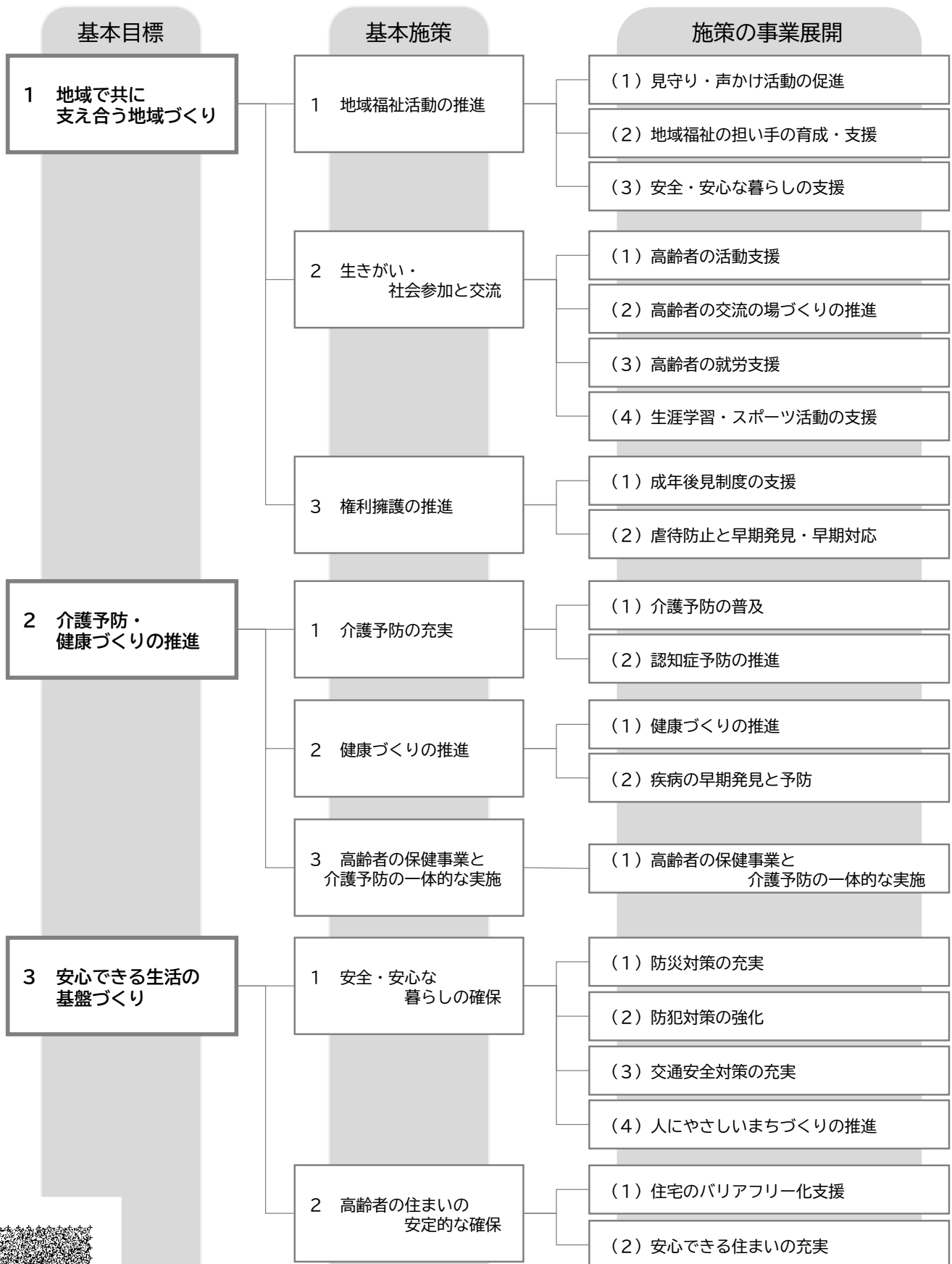
高齢化社会の進行により、計画期間中に団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年を迎えます。また、団塊ジュニア世代が全て 65 歳以上の高齢者となり、生産年齢人口の急激な減少や介護人材の不足、社会保障費のさらなる増大が懸念される 2040 年を見据えながら地域包括ケアシステムの一層の推進に取り組んでいくことが必要です。

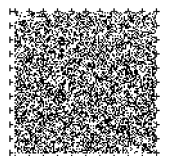
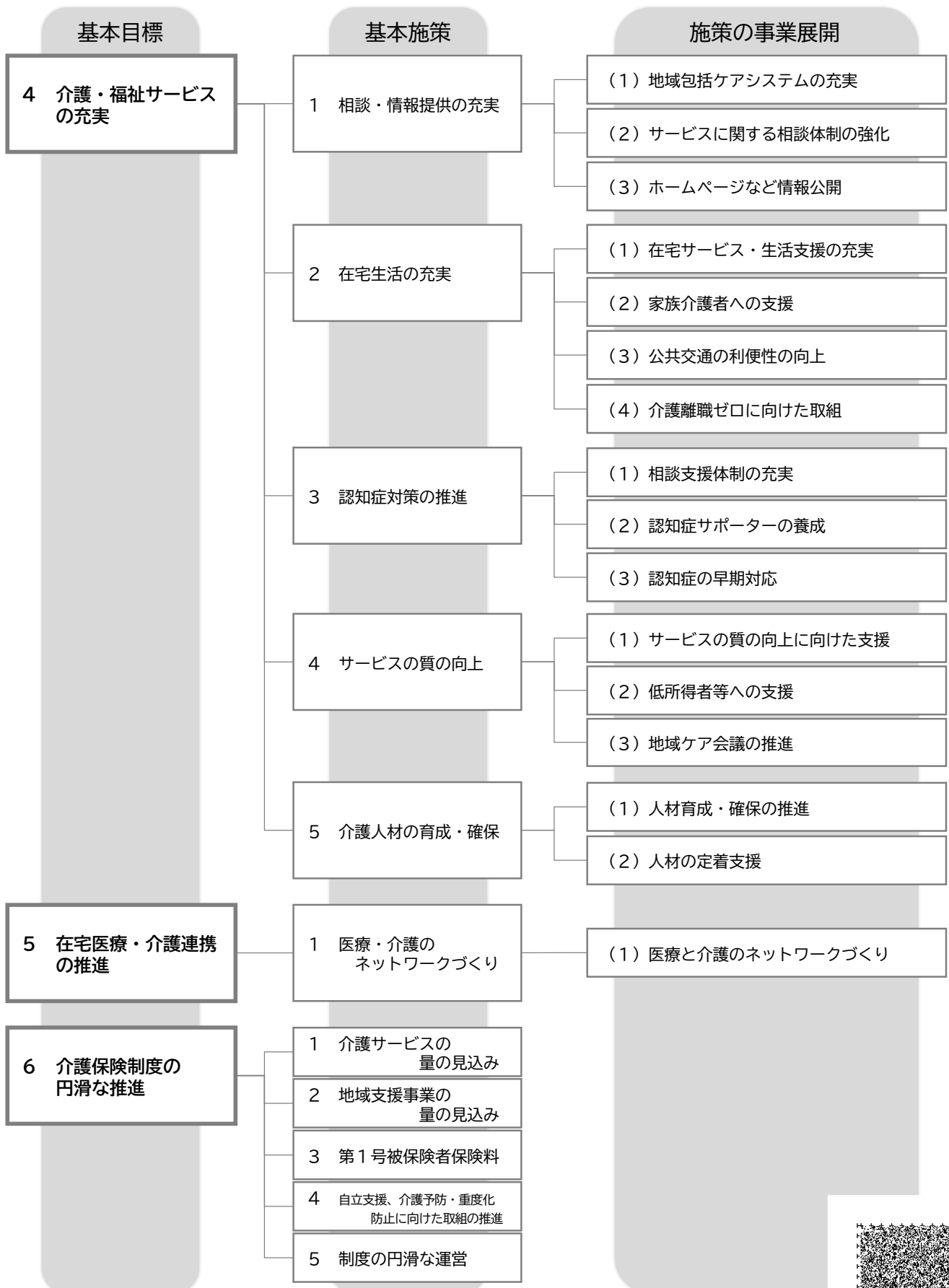
高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりに向けて、「医療」「介護」「住まい」「生活支援・介護予防」等が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進と介護保険制度の持続的な運営により、地域の実情に応じた高齢者福祉施策の推進や介護保険サービスを一層充実させていくことが求められています。

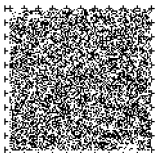
- 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 介護給付等対象サービスの充実・強化
- 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- 日常生活を支援する体制の整備
- 高齢者の住まいの安定的な確保



## 4 施策体系



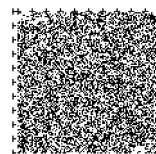


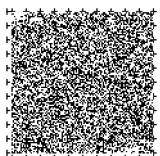




# 各論

---





## 第1章 基本目標1 地域で共に支え合う地域づくり

### 基本施策1 地域福祉活動の推進

#### 【現状と課題】

令和4年12月に実施した65歳以上一般高齢者・要支援者アンケート結果では、地域活動への参加者としての参加意向は、「是非参加したい」が7.2%、「参加してもよい」が46.5%で、参加意向は5割となっています。企画・運営(お世話役)としての参加意向は、「是非参加したい」が1.9%、「参加してもよい」が31.4%と3割の人の参加意向が伺えます。

誰もが充実した生活を送っていける地域社会にするためには、一人ひとりが協力しあっていくことや、高齢者が気軽に参加でき、活動できる機会と場の充実を図ることが重要です。

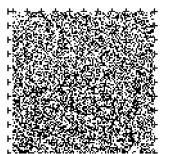
また、生活支援の担い手として活動への参加意向のある高齢者もいるため、支援が必要な高齢者のニーズと支援者側をつなぐ仕組みづくりが必要です。

#### 【今後の方向性】

高齢者をはじめとした地域の人々が福祉の担い手として各地域で活動できるよう関係機関と連携し、地域で支え合うシステムの構築を支援します。

市民が地域の課題を自分のこととして考え、福祉に関する理解を深め、ともに支え合う地域社会の実現に向けたボランティア養成講座の開催、市民や関係機関への周知・啓発を図ります。

地域福祉活動をさらに充実し、互いに支え合う地域づくりを進めるため、地域福祉ネットワークづくりを推進します。



## (1) 見守り・声かけ活動の促進

### ①地域の見守り支援体制づくり

担当課	介護福祉課・社会福祉課・市民協働課
事業概要	高齢であっても、障がいがあっても住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるように地域住民、民間事業者、医療機関、介護事業所、金融機関、警察署、民生委員、児童委員等及び行政が連携し、「幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク」を構築しています。令和4年度からは高齢者や障がい者への消費者被害の予防に対する協力体制の充実を図ります。
今後の方向性	関係機関の連携をさらに強化し、地域における見守り支援体制の充実を図ります。

### 【実績値と計画値】

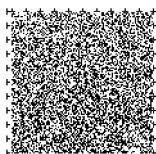
#### ■見守り支援ネットワーク

(単位：団体)

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録団体数	152	152	153	153	153	154

### ②住民の支え合い活動の促進

担当課	社会福祉課・介護福祉課
事業概要	超高齢社会に対応し地域福祉を推進するためには、地域における福祉力を高めていくことが必要です。日常的にふれあい、地域生活を共にする人々が、主体的に地域の問題を捉え、支え合い活動を活発化することが重要です。地域包括支援センターや民生委員・児童委員、ボランティアグループ・NPOなどとの連携を図りながら、地域における支え合い活動の促進に努めます。
今後の方向性	地域における支え合い活動促進のために、組織化を図るためのリーダーの育成や活動への助言、情報提供などの支援を図るとともに、地域共生社会の実現に向けて地域福祉ネットワークづくりを推進します。 また、民生委員・児童委員により、定期的かつ継続的な見守りが行われており、今後も継続的に実施します。



## ③地域の通いの場への支援

担当課	社会福祉協議会
事業概要	幸手市社会福祉協議会では、高齢者や障がい者、子育て中の親等が身近な場所で気軽に集まり、生きがいつくりや仲間づくりに結び付ける交流の場として「ふれあい・いきいきサロン活動」を実施する団体に対して助成を行います。
今後の方向性	地域において、いきいきと交流が図れるようサロン活動を支援します。また、運営上の悩みや問題について相談を受けた場合は、課題解決に向けて助言する等、サポートを行います。

## 【実績値と計画値】

## ■ふれあい・いきいきサロン団体数（高齢者対象団体数）

（単位：団体）

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
団体数	19	17	20	20	20	20

## ④孤立しがちな高齢者への支援

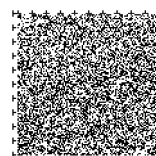
担当課	社会福祉協議会
事業概要	幸手市社会福祉協議会では、不安や寂しさを抱え、話し相手が欲しいと思っている高齢者に対して傾聴ボランティア訪問事業を実施します。
今後の方向性	ボランティアの高齢化等によるボランティア人員の減少は、解決することが難しい社会的な課題ですが、「孤立しがちな高齢者への支援」ができるように今後も継続して実施します。

## 【実績値と計画値】

## ■傾聴ボランティア訪問事業

（単位：回）

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問回数	94	114	135	150	150	150



## (2) 地域福祉の担い手の育成・支援

### ①住民参加型在宅福祉サービス（桜ふれあいサービス）

担当課	社会福祉協議会
事業概要	幸手市社会福祉協議会では、在宅生活の支援として、家事が困難なひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯等に対して家事援助サービスを提供します。
今後の方向性	利用を希望する方のニーズに応えられるよう、定期的に協力会員の募集を図り、同業他事業所と連携するなど、より良いサービスを提供することができるように今後も実施します。

### ②ボランティア育成及び活動への支援

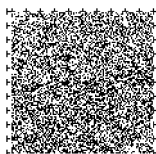
担当課	社会福祉協議会
事業概要	幸手市社会福祉協議会では、ボランティア・市民活動の活性化を目的として、育成や活動に対する支援を行うため、各種ボランティア講座を開催します。また、ボランティアの登録や派遣調整等も実施します。
今後の方向性	引き続き、ボランティア・市民活動の活性化を目的として、各種ボランティア講座等を開催し、育成や活動に対する支援を行います。また、新たな担い手を増やすために、ボランティア体験プログラム事業のメニューに、積極的に地域のボランティア・市民活動団体の活動を取入れて活動の周知を図るなど、様々な年齢層の方が参加しやすい内容となるよう工夫を行います。

### 【実績値と計画値】

#### ■ ボランティア・市民活動支援

(単位：団体、人)

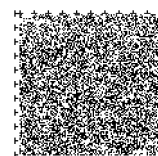
区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
団体数	24	27	27	27	27	27
各種講座参加者	44	68	53	50	50	50
彩の国ボランティア体験プログラム参加者数	85	167	177	160	160	160



### (3) 安全・安心な暮らしの支援

#### ①緊急時のための支援

担当課	社会福祉協議会
事業概要	幸手市社会福祉協議会では、ひとり暮らしの高齢者等の支援を目的として、病気または事故等の緊急時において、関係機関への迅速な連絡に役立てられるよう、連絡用カードとして「安心カード」を配布します。
今後の方向性	緊急時対応において、より効果的に活用できる方法を検討し、ひとり暮らしの高齢者等を支援します。



## 基本施策2 生きがい・社会参加と交流

---

### 【 現状と課題 】

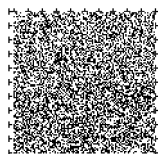
65歳以上一般高齢者・要支援者のアンケート結果では、地域活動等への参加頻度は、スポーツ関係のグループやクラブ、趣味関係のグループ、自治会・町内会、収入のある仕事が比較的多く、ボランティアのグループ、学習・教養サークル、老人クラブといった地域活動については低調な結果となっています。

定年退職後に地元で何らかの活動をしたいと考えている高齢者が今後増えてくることが予想されます。そのような中、高齢者が地域社会において自立した生活を営むには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って暮らしていくことが重要です。

### 【 今後の方向性 】

高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、高齢者が培ってきた知識・経験を生かしたボランティア活動ができる場や、介護サービスの提供時間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動、就労的活動を含めて地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場を提供する等、分野を超えた活動の機会の提供、就労活動及び発表の場・交流機会の充実などの施策の推進に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって低下した通いの場への参加と地域のつながり回復に向けて、事業の周知に努めます。





## (1) 高齢者の活動支援

### ①老人クラブ活動の支援

担当課	介護福祉課
事業概要	地域の高齢者の生きがいや仲間づくりのための自主的な活動の場である老人クラブの活動を支援します。
今後の方向性	老人クラブ活動の周知を図り、地域において入会・活動しやすい雰囲気づくりと魅力あるクラブづくりを支援します。

#### 【実績値】

#### ■老人クラブ活動

(単位：クラブ、人)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
クラブ数	21	19	15
会員数	678	583	458

## (2) 高齢者の交流の場づくりの推進

### ①老人福祉センターの活用

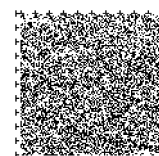
担当課	介護福祉課
事業概要	地域の高齢者の生きがいや交流の場として1施設、整備されています。
今後の方向性	高齢社会に対応するため、健康・生活上の相談、趣味、教養等の研修及び講話の開催などにより、施設の活用を図ります。

#### 【実績値】

#### ■老人福祉センター

(単位：人)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
利用者数	9,776	11,044	12,000



### (3) 高齢者の就労支援

#### ①シルバー人材センターの活用

担当課	介護福祉課
事業概要	高齢者の経済的な生活の場として、また、生きがいづくりの機会を確保するためシルバー人材センターに助成を行い、その活動を支援します。
今後の方向性	高齢者の就業及び生きがいづくりの創出のため、働きやすい環境づくりのための支援を行います。

#### 【実績値と計画値】

##### ■シルバー人材センター

(単位：人)

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数	448	398	470	480	480	480

#### ②就労支援

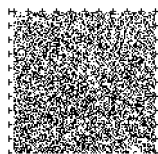
担当課	商工観光課
事業概要	高齢者が健康で意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働くことができるようにするとともに、高齢者の多様なニーズに対応した就労の場を確保するため、幸手市ふるさとハローワークの職業相談・職業紹介の有効活用を図るとともに、ふるさとハローワーク・県・関係機関と連携しながら、就業支援セミナーを開催するなど、高齢者の雇用を促進・支援します。
今後の方向性	幸手市ふるさとハローワークが開設されて以来、認知度は上がっており、身近で職業相談・職業紹介を受けやすくなりました。今後も周知を図り、利用を促進します。また、高齢者の雇用の安定を図ると共に、再就職の促進及び多様な就業機会の確保を図るため、ニーズに合った就業支援セミナー等を開催し、高齢者の就業機会を拡大します。

#### 【実績値と計画値】

##### ■就労支援セミナーの開催

(単位：回、人)

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	12	14	15	18	18	18
参加者数	329	311	320	350	350	350



## (4) 生涯学習・スポーツ活動の支援

## ①公民館主催事業

担当課	社会教育課
事業概要	生涯学習の拠点として、講座の開催や、公民館におけるクラブ活動の成果を発表するために公民館事業を実施します。
今後の方向性	幅広い世代を対象にした講座や事業を企画し、市民の生涯学習への関心・意欲を高めるとともに、継続した活動支援を行うことが必要です。

## 【実績値】

## ■公民館講座

(単位：人)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
参加者	783	817	820

## ②幸手市文化祭事業

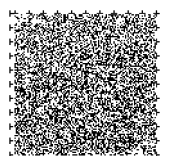
担当課	社会教育課
事業概要	日頃の文化活動の成果を発表する機会を設け、市民の文化交流を図ります。
今後の方向性	日頃の文化活動の成果を発表する場として誰もが積極的に参加できるよう、市民団体等と連携するとともに、来場者の増加を図るため、開催内容の創意工夫を行うことが必要です。

## 【実績値】

## ■幸手市文化祭事業

(単位：人)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
参加者	中止	6,891	6,900



## ③さって市民生きがい教授設置事業

担当課	社会教育課
事業概要	市民がいつでも、どこでも、だれとでも、そしていつまでも学び合い、一人ひとりが進んで楽しく学習をするための指導者をあらゆる分野から広く求め、活用することを支援します。
今後の方向性	より多くの市民に活用していただけるよう、事業の周知方法などを改善することが必要です。また、学習ニーズの多様化に対応できるよう、幅広い分野の指導者登録に努めます。

## 【実績値】

## ■生きがい教授

(単位：人)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
登録者	52	52	36

## ④いきいき大学

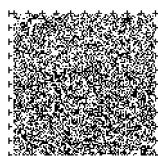
担当課	社会教育課
事業概要	60歳以上の方を対象に、これからの人生をいきいきと健康で生きがいのある生活を送るために、文化・教養の向上を図るとともに社会参加を促進し、生きがいづくりを目的として実施します。
今後の方向性	文化、健康または福祉など、高齢者のニーズに応じたさまざまな分野についての学習機会を提供するとともに、「いきいき大学」で培った教養や趣味を活かせる場の提供などを行います。

## 【実績値】

## ■いきいき大学

(単位：人)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
参加者	19	52	39



## ⑤図書館主催事業

担当課	社会教育課
事業概要	図書館を利用する高齢者を含め、市民が生きがいをもち、健康で文化的な生活を送るために必要な知識を習得するために、図書館主催事業として学習講座を実施します。
今後の方向性	市民の自主的学習の要求に応えるため、様々な内容の事業を実施し、多様な学習機会を提供する必要があります。

## 【実績値】

## ■図書館主催事業

(単位：人)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
参加者	124	176	180

## ⑥郷土資料館ボランティア

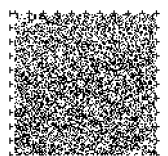
担当課	社会教育課
事業概要	市民ボランティアを養成し、郷土資料館が所蔵する資料の整理作業や体験事業を行います。
今後の方向性	市民が文化財について学習する機会を継続的に提供し、市の歴史や文化を知ることの楽しさを感じた市民がボランティアとして活動し、仲間づくりや生きがいづくりの場となるよう郷土資料館事業を充実させる必要があります。

## 【実績値と計画値】

## ■市民ボランティア養成

(単位：人)

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成者数	12	16	17	18	18	18



## ⑦生涯スポーツの振興

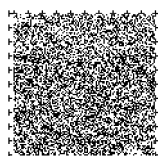
担当課	社会教育課
事業概要	高齢者を含め、広く市民にスポーツ・レクリエーションを普及し、市民の健康増進と体力の向上を図ると共に、地域の連帯感を高め、明るく豊かな市民生活の形成を目的に、市民スポーツ大会やスポーツ教室、高齢者を対象としたふれあいスポーツ教室等を開催します。
今後の方向性	高齢者一人ひとりのライフスタイルや体力、運動機能、興味等に応じて、豊かなスポーツライフを送ることができるよう、市民と行政が協働で環境づくりを行い、生涯スポーツ・レクリエーションの推進を図ることが必要です。

## 【実績値】

## ■生涯スポーツ参加者

(単位：人)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
市民スポーツ大会	1,544	2,562	6,300
スポーツ教室	17	17	30
ふれあいスポーツ教室	中止	30	20



## 基本施策3 権利擁護の推進

### 【現状と課題】

高齢者に対する虐待の防止や、早期発見のため、民生委員や自治会・町内会、事業所、医療機関、警察等との連携を強化し、地域の見守りネットワークの拡大を進めています。

また、地域の住民に対して、人権意識の啓発や認知症等に対する正しい理解、介護サービス等の支援についての周知を行っています。

高齢者等の増加とともに、これまで以上に地域の見守りが重要となり、関係機関との連携だけでなく、地域の住民ひとりひとりの理解と協力が、虐待の防止や早期発見につながります。

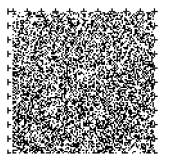
虐待の防止以外にも、認知症高齢者等の判断能力が低下した人が、本来持っている権利を失うことなく生活できるよう、成年後見制度等の活用を推進することが必要です。

### 【今後の方向性】

関係機関との連携を強化し、地域の見守りネットワークの拡大を進めていくとともに、地域の住民に対して、高齢者虐待相談窓口や虐待防止に関する制度等を周知することで、住民による見守りを強化し、虐待が早期に発見される地域をめざします。併せて、人権意識の啓発や、認知症等に対する正しい理解、介護サービス等の支援を周知することで、介護者の負担を軽減し、虐待の要因を減らしていきます。

市職員及び地域包括支援センター等の関係者に対しては、研修を実施し、虐待への迅速な対応及び早期解決ができるよう、資質の向上を図ります。

また、認知症等により判断能力が低下し、自分の意志を表すことが難しくなった場合でも、本来持っている権利が損なわれることなく生活ができるよう、成年後見制度等の周知や利用に関する支援を行います。



## (1) 成年後見制度の支援

### ①成年後見制度の利用支援

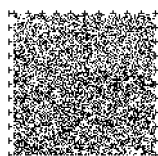
担当課	介護福祉課
事業概要	<p>成年後見制度は、認知症等で十分な判断能力がない人の代わりに家族等が家庭裁判所に申立て、財産の取引等の各種手続きや介護保険サービス利用の契約等を行うことができる後見人等を選任してもらう制度です。</p> <p>また、身寄りがなく判断能力が不十分な人については、市長が家族等に代わって家庭裁判所に後見人等の選任を申立てることができます。なお、判断能力がある人については将来に備えて、後見人等を先に決めておくことができる任意後見契約をすることができます。</p>
今後の方向性	<p>成年後見制度や任意後見契約の周知に努めるとともに、高齢者の権利擁護業務に関する専門的対応の強化を図り、支援します。</p> <p>成年後見制度については「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、利用促進に向けた具体的な施策等定め、総合的かつ計画的に推進します。</p>

### 【実績値】

#### ■成年後見制度（権利擁護業務）

(単位：件)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
相談件数	136	157	170





## (2) 虐待防止と早期発見・早期対応

### ①高齢者の虐待防止

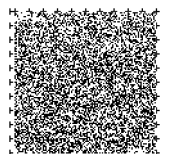
担当課	介護福祉課・人権推進課
事業概要	高齢者の虐待問題は、人権侵害や人権擁護等の観点から、さまざまな対応が必要です。地域包括支援センターや警察署等と連携を図り、高齢者等に対する虐待の防止やその早期発見に向けた取組を行います。
今後の方向性	市民に対して相談窓口の周知徹底を図り、高齢者等に対する虐待の防止及びその早期発見を図ります。また、虐待の疑いのある事例を把握した場合は、地域包括支援センターや警察等の関係機関と連携を図り、速やかに状況を把握し対応します。

### 【実績値】

#### ■成年後見制度（権利擁護業務）

(単位：件)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
虐待相談件数	3	10	20
人権相談件数	43	29	35



## 第2章 基本目標2 介護予防・健康づくりの推進

### 基本施策1 介護予防の充実

#### 【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるためには、高齢者一人ひとりが主体的に健康を保持し、増進するという「健康づくり」が重要です。あわせて、介護が必要な状態となることの予防や、要介護状態となってもできるだけ重度化を防ぐという点で、「介護予防」の取組も重要です。

65歳以上の一般高齢者・要支援者のアンケート結果では、介護予防プログラムへの参加意向は4割以上となっています。また、40～64歳の一般・要支援者のアンケート結果では、日ごろから健康の維持のための意識的な運動の実践については、「あまり運動していない」が52.7%と最も多く、中高年期での運動不足が見受けられます。

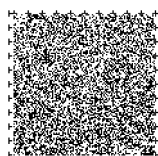
介護予防は早期に取り組むことが非常に大切であることから、これまでは心身機能の改善を目的とした運動教室に重点を置いてきましたが、今後は改善された状態を維持するための活動や社会参加を促す取組が必要です。

#### 【今後の方向性】

高齢者の割合が増加していく中、今後の介護予防事業のあり方として、単に運動機能や栄養状態など心身の機能改善をめざした事業を行うだけでなく、地域に社会参加できる場を創出することによって、介護予防の習慣化に繋げていく取組を推進します。

また、令和6年度から高齢者が地域で健康的な生活が送れるよう、生活習慣病等の疾病予防・重症化防止等の保健事業と介護予防事業の一体的な実施に取り組めます。

さらに、高齢者の通いの場、認知症カフェの設置等、地域交流の促進を図るとともに、高齢者の生活機能全体を向上させ、生きがいを持ち、自立した生活を営むことができるよう、地域住民と多様な専門職が連携し、さまざまなアプローチから介護予防や重症化防止を進められる地域づくりを推進します。



## (1) 介護予防の普及

### ①介護予防普及啓発事業

担当課	介護福祉課
事業概要	介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット等の配布や、介護予防の普及啓発に関する介護予防教室等を開催します。
今後の方向性	介護予防に関する知識の普及啓発を身近な場所で行うことで、より多くの高齢者が参加しやすいものとします。

#### 【実績値と計画値】

##### ■事業参加者数

(単位：人)

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
脳の健康教室	187	225	220	230	240	250
あたまの健康チェック	91	69	90	95	100	105

### ②地域介護予防活動支援事業

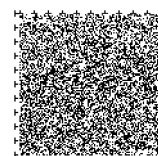
担当課	介護福祉課
事業概要	出前講座等を通して地域活動団体の育成・支援を行い、また、介護予防サポーター等ボランティアの育成のための研修会等を実施します。
今後の方向性	高齢者が出来る限り地域において自立した生活を送れるよう、出前講座等を通して、地域活動団体の育成・支援を行います。

#### 【実績値と計画値】

##### ■各種講座参加者

(単位：人)

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出前講座	355	585	615	650	700	750
介護予防サポーター等養成講座	40	184	200	205	210	215



## ③転倒・骨折予防対策事業の充実

担当課	健康増進課・介護福祉課
事業概要	健康日本 21 幸手計画における「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」を推進するため、転倒・骨折予防対策事業として①骨粗しょう症検診②骨粗しょう症の知識の普及啓発③ロコモティブシンドロームやフレイルの周知と予防の啓発を実施します。
今後の方向性	高齢期の転倒・骨折は介護が必要となる要因の一つとなっています。しかしながら、骨粗しょう症は自覚症状を有さない場合が多く、要精密検査となっても精密検査を受けなかったり、服薬を中断してしまったりする人がいます。骨粗しょう症の進行を遅らせるためにも適切な治療の必要性や、要指導者も含め、運動・栄養面の改善について周知します。

## 【実績値】

## ■骨粗しょう症検診

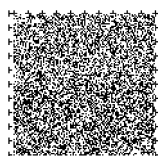
(単位：人、%)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
受診者数	506	262	235
受診率	60.0	63.6	65.0

## (2) 認知症予防の推進

## ①認知症予防の推進

担当課	介護福祉課
事業概要	認知症予防教室の開催や軽度認知障害スクリーニングテストの実施により、認知症予防に取り組むほか、広報紙やホームページ、地域包括支援センターの活動の中で、認知症予防に関する知識の普及啓発を図り、認知症予防を推進します。
今後の方向性	今後も認知症予防のための講座や事業の充実を図り、知識の普及啓発に努めます。



## 基本施策2 健康づくりの推進

---

### 【 現状と課題 】

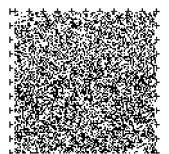
40～64歳の一般・要支援者のアンケート結果では、予防したいと思うものは「歩けなくなってしまうこと」(82.4%)「認知症になること」(81.9%)、がともに8割以上と多くなっています。また、65歳以上の一般高齢者・要支援者のアンケート調査結果によれば、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)の認知度は50.2%、フレイル(虚弱)の認知度は46.1%となっており、言葉は知っているが、内容はある程度しか知らないが多く、認知度の向上が一つの課題となっています。

健康づくりでは、疾病の早期発見、治療、生活習慣の改善を促進するため、各種検(健)診や教室を継続的かつ定期的に実施しています。

### 【 今後の方向性 】

健康づくり分野では、健康寿命の延伸に向けて、健康無関心層も含めた予防・健康づくりが進められています。

また、市民一人ひとりが、生涯にわたって心身ともに健やかに暮らし、早い段階から望ましい生活習慣を身につけ疾病予防に取り組むことができるよう、市民の主体的な健康づくりに対する支援を引き続き推進するとともに、各種検(健)診を実施し受診率の向上をめざします。



## (1) 健康づくりの推進

### ①ウォーキングを中心とした身体活動・運動習慣定着を推進する仕組みづくり

担当課	健康増進課
事業概要	健康日本 21 幸手計画における「生活習慣（健康状態）の改善」「社会全体を支える健康づくり」を推進するため、個別運動プログラムの提供や歩数アプリを活用した健康づくりを実施します。
今後の方向性	意識的に体を動かすように心がけていない人、1日30分以上の運動をほとんどしていない人が若い世代で多くなっています。個人で手軽にできる運動習慣として、歩数アプリでのウォーキングを推奨し、運動習慣の定着を図るため、個別運動プログラムの提供やウォーキングリーダー（ウォーキングを実践し、周囲の人に広める）の活動支援を行います。

#### 【実績値と計画値】

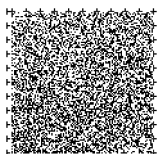
#### ■ウォーキングの習慣化

(単位：人)

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康マイレージの参加者	2,028	2,349	2,500	—	—	—
歩数アプリの利用者数	—	—	—	1,500	1,700	1,900

### ②「健康日本 21 幸手計画」に基づく体制の整備

担当課	健康増進課
事業概要	市民が健康寿命の延伸をめざした取組を主体的に行えるよう、また、食育を通じて豊かな健康づくりを進めていくために『健康日本 21 幸手計画』で各施策の目標を設定し、達成状況の評価を行います。
今後の方向性	健康日本 21 幸手計画を推進するため、施策や事業の実施状況を確認し、健康づくり推進会議において、点検・評価を受けながら、市民の心身の健康づくりと豊かな人間性を育むことができるよう健康増進と食育推進を一体で実施します。



## (2) 疾病の早期発見と予防

### ①各種検（健）診事業の実施

担当課	健康増進課・保険年金課
事業概要	健康日本 21 幸手計画における「生活習慣病の発症予防と重症化予防」を推進するため、特定健康診査及び特定保健指導（国民健康保険被保険者対象）・高齢者健診・がん検診を実施します。
今後の方向性	特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上を図ることで、心疾患や脳血管疾患、糖尿病につながるメタボリックシンドロームの改善に努めます。後期高齢者の受診の機会を確保し、受診率の向上をめざします。 また、がん検診の受診率・精密検査受診率の向上により、がんの早期発見・早期治療につながります。

#### 【実績値】

#### ■特定健康診査の実施状況

(単位：人、%)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
受診者数	3,713	3,558	3,409
受診率	40.1	41.2	42

#### ■高齢者健康診査の実施状況

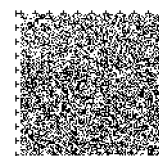
(単位：人、%)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
受診者数	2,425	2,802	3,000
受診率	31.1	34.3	34.5

#### ■胃がん検診の実施状況

(単位：人、%)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
受診者数	1,525	1,690	1,727
受診率	9.3	10.3	10.5



## ■大腸がん検診の実施状況

(単位：人、%)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
受診者数	2,564	2,868	3,420
受診率	15.6	17.4	20.8

## ■肺がん検診の実施状況

(単位：人、%)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
受診者数	2,101	2,602	2,810
受診率	12.8	15.8	17.1

## ■乳がん検診の実施状況

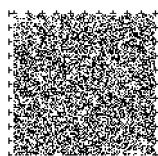
(単位：人、%)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
受診者数	1,010	900	960
受診率	17.5	19.1	18.6

## ■子宮がん検診の実施状況

(単位：人、%)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
受診者数	1,307	1,195	1,275
受診率	20.6	20.7	21.1





### 基本施策3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

---

#### 【現状と課題】

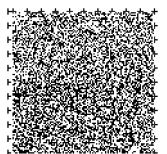
高齢者の介護予防や健康づくりは、これまでも医療保険（国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療）、介護保険、健康増進部門等で行われてきましたが、取組が縦割りとなることで包括的な支援が受けにくいといった課題がありました。

これらの課題を解決するために、国は令和2年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」を改正し、市町村が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制を整備しました。

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあることから、高齢者一人ひとりに対して、きめ細かな支援を実施するため、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防と、フレイル対策等の介護予防を一体的に実施することが必要です。

#### 【今後の方向性】

人生100年時代を迎え、高齢者が生涯を通じて地域で健康的な生活を送ることができるよう、医療、介護、健康診査等のデータ分析により、地域及び高齢者の健康課題を把握し、高齢者への個別的支援や通いの場等への積極的な関与を行うなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を「保険年金課」「介護福祉課」「健康増進課」が連携して推進します。



## (1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

## ①高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

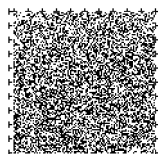
担当課	保険年金課・介護福祉課・健康増進課
事業概要	国保データベース（KDB）システムを活用し、地域の健康課題や支援が必要な対象者を把握し、生活習慣病等の重症化予防やフレイル対策等の支援を行います。また、必要な医療・介護サービスや支援につなげることで、高齢者の自立した生活の実現、健康寿命の延伸を図ります。
今後の方向性	高齢者の健康維持・フレイル予防に努め、高齢者が地域で健康的な生活を送ることができるよう、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。

## 【実績値と計画値】

## ■個別支援対象者に対する保健指導の実施状況

(単位：%)

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施率	—	—	—	50	70	100



## 第3章 基本目標3 安心できる生活の基盤づくり

### 基本施策1 安全・安心な暮らしの確保

---

#### 【 現状と課題 】

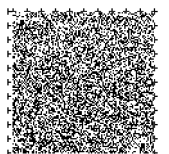
近年、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、平時から災害・感染症対策に対する体制の整備が求められています。

高齢者が、住み慣れた地域で安全にかつ安心して生活を続けることができるように、地震や火事等の災害、交通事故などのさまざまな出来事に備えるために、関係機関と連携を図り、現状の把握や訓練などを実施しています。

#### 【 今後の方向性 】

災害の発生時はもとより、犯罪や消費者詐欺などにおいて高齢者が被害者となるケースが多いことから、災害や犯罪から高齢者の被害を最小限にとどめるための対策を整備していきます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心な暮らしを継続するためには、高齢者をはじめとした住民が、災害や感染症などのさまざまな出来事に対して理解を深めることも大切です。災害や感染症、防犯、消費生活及び交通安全などに関する啓発活動や情報提供の充実により、それぞれの意識の向上を図ります。



## (1) 防災対策の充実

### ①防災対策の充実

担当課	危機管理防災課
事業概要	地震や洪水等の自然災害や火事等に際して、高齢者は特に災害リスクが高くなり、避難行動等に際し、特に、迅速な支援が求められます。高齢者等の防災対策として、市民の防災意識の普及啓発や災害を想定した避難誘導等、高齢者も参加する防災訓練を実施します。また、避難支援を必要とする高齢者等の把握も推進します。
今後の方向性	防災意識の向上及び防災知識の習得を目的に、高齢者を含めた市民が積極的に参加できる防災訓練を実施します。また、地域の防災力の向上のため、自主防災組織の設立・活動を推進し、災害時の高齢者の避難行動が迅速に行われるよう支援します。また、避難行動要支援者名簿を関係各課と作成・更新を行い、関係機関に情報提供を行います。

### 【実績値と計画値】

#### ■自主防災組織

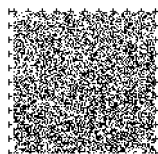
(単位：団体)

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
団体数	48	49	50	51	52	53

## (2) 防犯対策の強化

### ①安全安心のまちづくり

担当課	危機管理防災課
事業概要	生活の安全は、社会の豊かさを構成する重要な要素ですが、高齢者等の社会的弱者を狙った悪質な犯罪が社会問題化しており、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増しています。 地域の安全意識の普及高揚と地域防犯体制の確立や積極的な暴力排除活動を推進するため、幸手地区防犯協会や幸手地区暴力排除推進協議会が設置されており、その活動等を支援・推進します。
今後の方向性	市民の防犯意識の高揚を図るとともに、関係機関と連携した防犯パトロールを引き続き実施し、高齢者が巻き込まれる犯罪の発生を未然に防止します。また、地域で防犯活動を実施する団体の設立を推進します。



## ②消費者被害防止対策の推進

担当課	市民協働課
事業概要	消費生活センターでは、専門の消費生活相談員による消費生活相談を通じて、高齢者をはじめとする消費者の利益の保護及び消費生活の向上を図ります。また、消費生活問題に関するチラシやパネルを作成し、それらを活用して講演会や講座を開催するほか、消費者に基本的な知識を身に付けてもらうことなど、意識啓発に取り組みます。
今後の方向性	消費生活に関する相談及び啓発事業を実施して、被害の未然防止や消費者保護を進めます。

## 【実績値と計画値】

## ■自主防犯活動

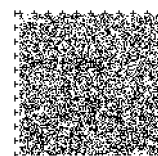
(単位：団体、回)

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
団体数	53	54	54	55	55	55
防犯パトロール実施回数	3,004	6,764	6,800	6,800	6,800	6,800

## (3) 交通安全対策の充実

## ①交通安全対策の推進

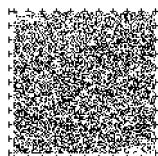
担当課	危機管理防災課
事業概要	高齢者が関係する交通事故の死傷者数は、交通事故全体の中で依然として大きな割合を占めている状況にあります。そのため、高齢者が安全に安心して外出や移動ができる交通社会の形成が重要となります。 幸手警察署等の関係機関や関係団体と協力し、高齢者への交通安全の呼びかけや、高齢者に対する思いやりのある運転の実施を推進します。また、高齢者による交通事故を減らすため、運転免許証の自主返納支援事業を実施します。
今後の方向性	高齢者に対し交通安全に関する意識啓発を進めるとともに、幸手警察署をはじめとする関係機関や関係団体と連携し、高齢者が事故に巻き込まれないような環境づくりを推進します。また、高齢者による交通事故の発生を減少させるため、運転免許証の自主返納支援事業を引き続き実施します。



## (4) 人にやさしいまちづくりの推進

### ①人にやさしいまちづくりの推進

担当課	建築指導課
事業概要	高齢者をはじめすべての市民が安全・安心に社会生活を送ることができるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、ハード面とソフト面のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。
今後の方向性	対象となる規模の建築物に対しては、法律及び県条例に基づき、適切に事務を行います。



## 基本施策2 高齢者の住まいの安定的な確保

---

### 【 現状と課題 】

高齢者が、住み慣れた地域で個人の尊厳が確保され、安心して生活を続けるためには、それぞれの生活ニーズにあった住まいが適切に供給される環境の確保が求められています。

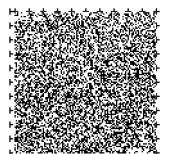
本市では、暮らしやすいまちづくりに向けて、公共施設や歩道、公園広場のバリアフリー化や住宅環境整備のための支援など、高齢者のスムーズな移動や安定した生活を実現するための整備を行ってきました。

今後も、単身高齢者や高齢者のみの世帯がさらに増加していくことが予想されており、加齢により身体機能が低下した場合でも、高齢者ができるだけ自立した在宅生活を営むためには、住宅のバリアフリー化など高齢者が安全・安心に生活ができる住環境の整備を図ることが必要です。

### 【 今後の方向性 】

生活困窮者や社会的に孤立する高齢者や、多様な生活課題を抱える高齢者など、その人にあった住まいや住まい方ができるよう、介護度に応じた施設や身体状況に配慮したバリアフリー住宅など、住宅や居住に係る施策と連携し支援に取り組みます。

また、高齢者の住まいの安定的な確保に向け、情報提供などの支援を行うとともに、住宅施策と連携し、適切に住まいが供給される居住環境づくりを進めます。



## (1) 住宅のバリアフリー化支援

### ①住宅の整備

担当課	建築指導課
事業概要	日常生活の多くの時間を過ごす住宅が、介護や介助の面でも安全で使いやすいことは重要なことです。住宅内での転倒・骨折を未然に防ぐため、バリアフリー化を普及啓発していきます。
今後の方向性	住宅内での転倒・骨折を防止するため、引き続き住宅のバリアフリー化の普及啓発に努めます。

### ②住宅改修

担当課	介護福祉課
事業概要	要支援・要介護認定者が、自宅に手すりを取り付ける、段差を解消する等の住宅改修が必要と認められた場合、20万円を限度額として、費用の一部を支給します。
今後の方向性	住み慣れた住宅で暮らし続けることができるよう、生活環境を整えるために必要な改修を対象とした介護サービスとして、引き続き制度の周知に努めます。

## (2) 安心できる住まいの充実

### ①養護老人ホーム

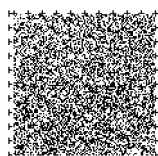
担当課	介護福祉課
事業概要	養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が、市の措置により入所する施設です。
今後の方向性	養護老人ホームは、社会的な援護を必要とする高齢者に対して必要な施設となっています。今後も施設との連携を図り、適正な措置に努めます。

### 【実績値】

#### ■養護老人ホーム

(単位：人)

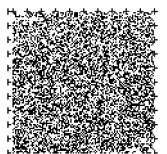
区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
入所者数	3	3	2





## ②軽費老人ホーム（ケアハウス）・生活支援ハウス

担当課	介護福祉課
事業概要	軽費老人ホーム（ケアハウス）は、自炊ができない程度の身体機能の低下により、独立した生活に不安がある人（原則として60歳以上）で家族の援助を受けることが困難な人が入居する施設です。生活支援ハウスは、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯で家族からの援助が受けられず、独立した生活に不安がある人（原則60歳以上）を対象とした施設で、デイサービスセンター等との併設方式で設置されます。現在、本市には生活支援ハウスは整備されていません。
今後の方向性	軽費老人ホームについては、入所対象者が原則として介護の必要がない人であるため、本市では、現状どおりの整備量とします。



## 第4章 基本目標4 介護・福祉サービスの充実

### 基本施策1 相談・情報提供の充実

---

#### 【 現状と課題 】

65歳以上の一般高齢者・要支援者のアンケート結果では、認知症に関する相談窓口の認知度は22.9%と、いまだ認知度が低い状況です。

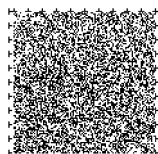
地域住民の抱える課題が複雑化・複合化する中で、包括的な相談支援の体制が求められています。

高齢者の抱えるさまざまな課題に対応するため、相談機関の専門性を高めるための人材育成や関係機関との連携強化など、相談機能の充実が必要です。併せて、相談窓口や社会資源が市民や事業者へ広く周知できるような情報提供の仕組みが求められます。

#### 【 今後の方向性 】

高齢者の総合的な相談窓口として設置されている地域包括支援センターの周知を徹底し、さらに、窓口相談、電話相談及び訪問相談等の多様な相談体制を充実させ、相談内容に適切に対応するための人材育成及び関係機関との連携強化を図ります。

高齢者をはじめとした家族の多様な問題に対応できるよう、相談機関の機能強化を図ります。



## (1) 地域包括ケアシステムの充実

### ①地域包括支援センターの機能強化

担当課	介護福祉課
事業概要	地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置しています。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種を配置し、包括的支援事業①総合相談・支援、②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントを実施し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を行います。地域包括支援センター運営協議会を兼ねた「幸手市介護保険運営協議会」を地域包括支援センターの運営に関する事項についての、承認や協議、評価する機関として位置付け、適切、公正かつ中立的な地域包括支援センターの運営を確保します。
今後の方向性	今後も支援を必要とする高齢者が増加することが予想されるため、地域包括支援センター職員のさらなる資質向上を図るとともに、公正かつ中立的な地域包括支援センターの運営に努めます。

### ②相談体制の充実

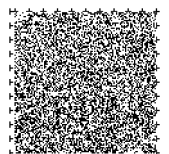
担当課	介護福祉課
事業概要	高齢者の抱える様々な相談内容に対しては、総合的な相談体制が必要です。高齢者保健福祉に関する相談は、保健福祉総合センター（ウェルス幸手）や地域包括支援センター等での窓口対応を中心に、電話や訪問による相談も実施します。
今後の方向性	今後も 365 日総合的な相談を受け付けることのできる体制を維持しながら、さらに地域包括支援センターの周知を図り、相談支援体制の充実を図ります。

### 【実績値】

#### ■総合相談支援業務の実施状況

(単位：件)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
相談件数 (電話・来所・訪問等)	16,332	15,520	16,000



## (2) サービスに関する相談体制の強化

### ①介護相談員派遣事業

担当課	介護福祉課
事業概要	介護サービスの利用者宅や介護施設へ介護相談員を派遣または電話で、利用者や介護サービス事業者からの相談を受けるとともに、その橋渡し役になるなど介護サービスの質の向上にも努めます。
今後の方向性	引き続き介護サービス事業者により提供されるサービスについての苦情・相談や介護サービス事業者からの相談等に対し、県や埼玉県国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等と連携し、介護サービス事業者の協力を求めながら、適切な対応に努めます。 埼玉県介護保険審査会に申し立てる行政不服審査請求に関しては、利用者の相談に迅速かつ適切に対応します。

#### 【実績値】

#### ■介護相談員活動

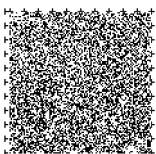
(単位：件)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
相談件数	286	133	140

## (3) ホームページなど情報公開

### ①情報共有の充実

担当課	介護福祉課
事業概要	高齢者を取り巻く社会情勢の変化とともに、福祉施策は多岐にわたり、利用者に制度等の周知を図る重要性が増しています。高齢者福祉サービス、介護保険制度及びサービス提供事業者等の情報（厚生労働省で集約している「介護サービス情報公表システム」）を市のホームページや広報紙等に掲載するとともに、各種パンフレットを作成し、出前講座を行うなど普及啓発に努めます。
今後の方向性	広報紙やホームページ、各種パンフレットを活用しながら、出前講座や各種サービスについて周知を図ります。



## 基本施策2 在宅生活の充実

---

### 【 現状と課題 】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者のさらなる増加が見込まれる中で、日常生活の支援が必要な高齢者が、地域で安心して暮らしていくためには、家事援助や見守り・安否確認、移動支援など、多様な生活支援サービスを整備及び周知していくことが必要です。

また、介護保険サービスなどの公的サービスだけでなく、地域のボランティアなど多様な主体によるサービス提供を支援し、協働体制の充実を図ることが必要です。

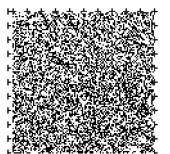
さらに、介護を必要とする高齢者の増加とともに、介護者の高齢化も進んでいるため、介護をする家族への支援の充実も重要です。

### 【 今後の方向性 】

日常生活で見込まれるさまざまな支援を充実するために、多様なサービス提供体制の整備が必要です。地域ではさまざまな地域活動を展開しており、支援を必要とする利用者とサービス提供者をマッチングさせるための体制づくりが必要です。

地域の関係者が集まり、情報を共有するなど、生活支援体制整備推進協議会を中心に連携協力を進めます。また、高齢者を支える家族等に対する相談支援体制の充実を図ります。併せて、働く人が家族の介護のために離職せざるをえないことを防ぐための相談支援体制の推進を図ります。

さらに、要介護状態の家族を介護する方（ケアラー・ヤングケアラー）が日常の不安などを解消できるように、安心して相談できる窓口の周知と相談体制の充実を図り、支援に関わる多様な関係機関の連携体制の構築を行います。



## (1) 在宅サービス・生活支援の充実

### ①生活支援体制の充実

担当課	介護福祉課
事業概要	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターの配置により、高齢者のニーズとさまざまな主体による地域資源の情報を把握し、多様な主体の参画による定期的な情報共有・連携強化の場として生活支援体制整備推進協議会を設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進します。
今後の方向性	地域共生社会に向けて、特定非営利活動法人、民間団体、ボランティア等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。

### ②配食サービス

担当課	社会福祉協議会
事業概要	幸手市社会福祉協議会では、外出や調理が困難なひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯等を支援するため、栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて健康増進及び日常生活等の状態把握や安否確認を実施します。
今後の方向性	外出や調理が困難な方の増加や高齢化の更なる進展に伴い、利用を希望する方の増加が見込まれますが、今後も登録ボランティアの協力を得て、高齢者等の健康増進及び日常生活等の状態把握や安否確認を目的として実施します。

V

#### 【実績値と計画値】

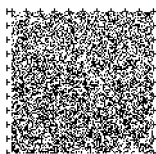
#### ■配食サービス事業

(単位：人、回)

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用者数	257	304	293	300	300	300
延べ実施回数	19	20	20	20	20	20

### ③福祉機器・福祉用具の支援

担当課	社会福祉協議会
事業概要	幸手市社会福祉協議会では、高齢者の在宅生活を支援するため、「福祉機器（車椅子、介護用ベッド）貸出事業」や、車椅子を利用する方の外出を支援する「車椅子同乗車両貸出事業」を実施します。
今後の方向性	福祉機器や福祉用具を必要とする方にとって、その利用が日常生活における助けとなることから、今後も継続して実施します。



## ④緊急時連絡システム

担当課	介護福祉課
事業概要	慢性疾患等のため、常時注意を必要とするひとり暮らし等の高齢者に対して、緊急連絡用の装置を貸与し、緊急事態が発生したときに適切な支援を行うサービスです。
今後の方向性	ひとり暮らし高齢者が増加することから、定期的な見守りや緊急連絡体制の構築などの事業の必要性は高く、そのための適切な支援を行います。

## 【実績値】

## ■緊急時連絡システム整備事業

(単位：件)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
延べ設置件数	47	47	47

## ⑤敬老祝事業

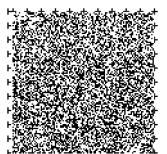
担当課	介護福祉課
事業概要	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、高齢者に対して敬老祝金を贈呈します。
今後の方向性	高齢者の福祉の向上につながるよう、高齢者の増加等に併せ事業の見直しを行い実施します。

## 【実績値】

## ■敬老祝事業

(単位：人)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
贈呈人数	252	278	309



## (2) 家族介護者への支援

### ①ケアラーへの支援

担当課	介護福祉課
事業概要	ケアラー（要介護状態の家族を介護する方）や要介護状態の方が抱えるさまざまな問題や課題に対して、いつでも相談でき、必要なサービスが受けられるような体制が重要です。保健福祉総合センター（ウェルス幸手）や地域包括支援センター等での窓口対応を中心に、電話や訪問による相談を行います。
今後の方向性	総合的な相談を受けられる体制を維持しながら、ケアラーについての認知度の向上を図り、地域包括支援センターや事業所等の多様な主体が相互に連携を図りながらケアラーを支える体制の強化に努めます。

### ②介護マークの配布

担当課	介護福祉課
事業概要	介護する人が周囲の人に介護中であることを知ってもらいたい時に使用するものとして介護マークを配布します。介護者であることをさりげなく知ってもらうことで、介護者の心理的負担の軽減を図ります。
今後の方向性	周囲の人の介護者に対する理解を促し、介護者の心理的負担の軽減を図ることを目的に、事業の周知を行います。

### ③紙おむつ支給

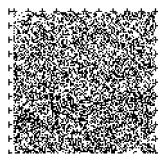
担当課	介護福祉課
事業概要	介護保険の要介護認定で、要介護1・2の非課税世帯に属する人または要介護3・4・5に認定された人で、排泄の介護を常時必要とする高齢者を対象に、経済的負担や介護する家族の精神的負担を軽減し在宅介護を支援するため、紙おむつを支給します。
今後の方向性	正しい紙おむつの使用方法や選び方などの情報提供及び相談を実施し、今後も介護者の負担軽減のための支援を実施します。

#### 【実績値】

##### ■紙おむつ支給事業

(単位：人)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
任意事業	203	258	270
市町村特別給付	37	25	30





### (3) 公共交通の利便性の向上

#### ①公共交通の利便性の向上

担当課	市民協働課
事業概要	増加する高齢者を中心とした市民の日常生活を支えるための足となる公共交通を確保します。
今後の方向性	公共交通の利便性の向上と民間の公共交通事業者との連携を図り、補完することで、市民ニーズに応えた公共交通としていきます。

#### 【実績値】

#### ■市内循環バス利用者

(単位：人)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
利用者数	4,346 ※令和4年1月4日開始	22,783	25,520

### (4) 介護離職ゼロに向けた取組

#### <再掲>

第4章 基本目標4 介護・福祉サービスの充実

基本施策2 在宅生活の充実

(2) 家族介護者への支援

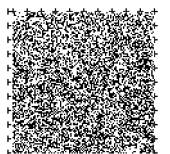
①ケアラーへの支援・・・・・・・・・・82 ページ

#### <再掲>

第6章 基本目標6 介護保険制度の円滑な推進

基本施策1 介護サービスの量の見込み・・・・・・・・・・97 ページ

※介護離職ゼロに向けた取組としてのサービス必要量を、介護サービスの量の見込みに反映しています。



## 基本施策3 認知症対策の推進

---

### 【現状と課題】

要介護認定者のアンケート結果では、今後不安に感じる介護等について、「認知症への対応」(40.7%)、「夜間の排泄」(30.1%)、「外出の付き添い、送迎等」(28.1%)の順となっています。また、介護支援専門員のアンケート結果では、認知症高齢者の介護で今後必要なこととして、「認知症についての理解促進」(66.7%)、「認知症予防の充実」(38.5%)、「認知症高齢者を抱える家族への支援」(30.8%)の順となっています。

国は、令和元(2019)年に「認知症施策推進大綱」を策定して、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進しています。

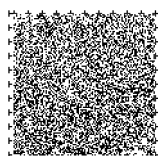
こうした全国的な動向を踏まえ、地域の様々な関係機関との協働により、認知症高齢者と介護する家族の地域での生活を支援し、本人や関係者等が交流できる居場所づくりが必要です。

### 【今後の方向性】

市民に向け、認知症に関する理解促進や相談窓口の周知を進めます。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた住まいで暮らし続けることができるよう、認知症の支援体制づくりを進めます。

認知症は早期に発見し、適切に対応することで、その後の経過も大きく異なってくることから、初期対応への取組を強化するとともに、認知症、若年性認知症及び脳卒中の後遺症による高次脳機能障害についての正しい知識と理解の促進、認知症の人や家族への支援を進めます。



## (1) 相談支援体制の充実

## ①相談支援体制の充実

担当課	介護福祉課
事業概要	市内2箇所の地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業所の介護支援専門員が認知症の人やその家族の相談に応じ、必要な支援を実施します。認知症のため多くの生活上の問題を抱えている人については、関係者やサービス事業者等を集めて地域包括支援センターが実施する地域ケア会議で支援方針を検討します。
今後の方向性	認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを活用し、地域包括支援センターの相談支援の充実を図ります。また、グループホームとの連絡会や地域ケア会議を開催して、多職種連携による相談支援体制を推進します。

## ②おれんじ（認知症）カフェの開催

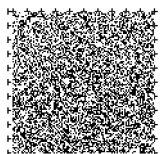
担当課	介護福祉課
事業概要	認知症の方とその家族、地域の方、どなたでも参加できる集いの場を開催し、地域の中で介護家族の孤立を防げるよう支援します。
今後の方向性	地域の方の認知症に対する理解を促し、介護家族の心理的負担の軽減を図ります。

## 【実績値と計画値】

## ■おれんじ（認知症）カフェ

(単位：回)

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	実施なし	実施なし	6	9	12	15



## ③日常生活自立支援事業

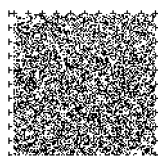
担当課	社会福祉協議会
事業概要	幸手市社会福祉協議会では、日常生活を営むことが困難な高齢者等に対し、福祉サービス利用等の援助や日常生活における金銭の管理、書類の保管等を行います。
今後の方向性	高齢化の更なる進展に伴い、支援を必要とする方の増加が見込まれることから、支援体制や支援内容の充実を図るため、専門員及び生活支援員の資質向上に努め、今後も継続して実施します。

## 【実績値】

## ■福祉サービス利用援助事業

(単位：回)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
延べ活動回数	191	160	156



## (2) 認知症サポーターの養成

### ①認知症サポーター養成講座等による知識の普及啓発

担当課	介護福祉課
事業概要	認知症の人が尊厳を保ちながら、安心して地域で暮らしていくために、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。また、広報紙やホームページを通じて情報発信を行います。
今後の方向性	認知症サポーターの増加に努めるとともに、認知症サポーター養成講座を受講したサポーターのステップアップのための研修や活動を支援します。

#### 【実績値と計画値】

#### ■認知症サポーター養成講座

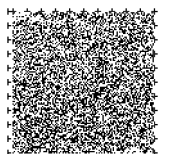
(単位：人)

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サポーター数	2,309	2,455	2,475	2,495	2,515	2,535

## (3) 認知症の早期対応

### ①早期発見・早期治療への取組

担当課	介護福祉課
事業概要	幸手市医師会の協力のもと「市内における認知症の早期診断・治療体制」を広報します。また、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員の配置と、認知症初期集中支援チームの設置を行い、専門医の診察が必要な場合は受診・治療を勧めます。
今後の方向性	民生委員・児童委員や地域の支援者との連携を図り、支援を必要とする人を把握するとともに、幸手市医師会の協力のもと、早期診断・治療体制の周知を進め、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの活動の充実を図ります。



## 基本施策4 サービスの質の向上

---

### 【 現状と課題 】

サービス提供事業者のアンケート調査では、より質の高い介護サービスを提供するために必要な取組として、「職員のマナーやコミュニケーション技術の向上」(56.9%)、「職員に対するメンタルヘルスケア」(48.3%)の順となっています。

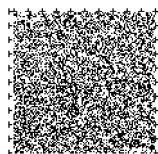
高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、介護サービス事業者との連携や支援が求められています。

また、安心してサービスが利用できるよう、低所得者等への支援を推進します。さらに適切なサービスが提供されるよう介護サービス事業者へ介護保険法の改正に伴う介護給付対象サービスの取り扱いや介護報酬の請求等に関する周知徹底、地域ケア会議による個別支援の充実や研修会の機会等を利用して情報提供や指導、相談等を推進することが必要です。

### 【 今後の方向性 】

介護サービス事業者のサービスの質の向上やケアマネジメントの充実を図るため、多職種を交えた地域ケア会議や介護サービス事業者、地域包括支援センターと連携し各種研修会等を実施していきます。

また、介護サービス利用料の負担軽減事業について周知を図り、今後も低所得者への支援を継続して行います。介護サービス事業所への運営指導においては県と連携し、適切なサービスの提供を推進していきます。



## (1) サービスの質の向上に向けた支援

## ①介護サービス事業者との連携

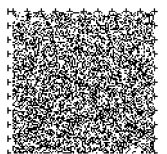
担当課	介護福祉課
事業概要	介護サービスの質の向上のため「介護サービス事業者連絡会」を開催し、情報提供に努めます。
今後の方向性	制度の説明・周知を図り、保険者及び事業者間同士の連携及び質の向上に努めます。

## ②介護サービス事業者の育成・指導

担当課	介護福祉課
事業概要	サービスの質の向上のための支援として、自主運営による幸手市介護支援専門員協議会への研修等を実施します。また改善が必要な介護サービス事業所へは、介護保険法に基づき適切な助言、指導に努めます。
今後の方向性	利用者がより快適な生活や介護を受けられるよう、地域密着型サービス以外の介護サービス事業所についても指定権限を持つ埼玉県と連携強化します。

## ③福祉用具・住宅改修支援事業

担当課	介護福祉課
事業概要	介護支援専門員の支援を受けていない利用者の福祉用具や住宅改修に関する相談・助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な書類を作成した介護支援専門員等に経費を助成します。
今後の方向性	利用者が適切に介護サービスを受けられるよう、介護支援専門員等に制度の周知と連携に努めます。



## (2) 低所得者等への支援

### ①介護サービス利用料の軽減

担当課	介護福祉課
事業概要	低所得者の負担能力に配慮し、介護サービス利用料の軽減を図ります。また、対象の介護サービスについて利用者負担の軽減を行う社会福祉法人等に対し、軽減額の一部を助成します。
今後の方向性	高齢化が進む中で低所得者も増加が見込まれます。利用者への制度の周知及び社会福祉法人等との連携に努めます。

#### 【実績値】

#### ■訪問介護等利用者負担軽減措置事業

(単位：人)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
認定者数	122	129	135

## (3) 地域ケア会議の推進

### ①自立支援型地域ケア会議

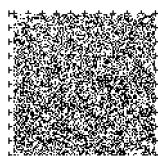
担当課	介護福祉課
事業概要	ケアプランが利用者の自立支援に資する適切なものになっているか、専門的視点を有する多職種を交えた会議を行い、個別支援の充実や地域課題の把握・検討を行います。
今後の方向性	介護支援専門員の資質向上を図るため、専門的視点を有する多職種が連携して助言者となり、利用者の自立支援を目指したケアプランの作成や、地域課題を抽出するための会議を設け、事例検討会などの開催を支援します。

#### 【実績値】

#### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実施状況

(単位：回)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
地域ケア会議 実施回数	0	0	1





## 基本施策5 介護人材の育成・確保

---

### 【 現状と課題 】

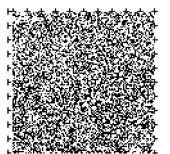
介護保険サービス利用者の増加に伴う介護人材需要を見据えた介護人材の育成・確保のためには、国の介護人材確保の方向性を踏まえ、今働いている人が働き続けられるような取組や潜在的有資格者が介護分野に復帰しやすくする取組などが求められています。必要となる介護人材の確保に向けて、国や県と連携し、処遇改善や新規参入、多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための方策を進めていくことが必要です。

また、業務効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、介護分野のICT導入を進めていくことも必要です。

### 【 今後の方向性 】

介護保険サービスは、高齢者の生活の支えとして地域に定着してきましたが、介護保険制度を持続可能な制度として維持するためには、今後さらに進行する高齢者の増加・働き手の減少への対策が必要であるため、本市では、必要となる介護人材の確保に向け、国や県との連携により、介護福祉分野や介護サービスについての周知や啓発活動を通じて人材の育成・確保の取組に努めます。

また、業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けることができる職場環境の改善に向けた取組を県と連携しながら進めていきます。



## (1) 人材育成・確保の推進

### ①人材育成への支援

担当課	介護福祉課
事業概要	多くの介護支援専門員が加入する「幸手市介護支援専門員協議会」では、自主運営によりケアマネジメントの質の向上を目的とした研修会や情報交換会等を実施しており、これらの活動に対する支援を地域包括支援センターと連携して実施します。
今後の方向性	介護保険制度の要である介護支援専門員への支援は重要であることから、引き続き協議会に対し、地域包括支援センターと連携し、運営の支援や研修の共催、情報提供等を実施します。

### 【実績値】

#### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実施状況 (単位：回)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
ケアマネジャー研修会	2	2	2

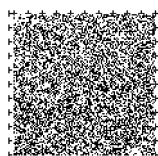
### ②サービスの担い手となる人材教育の支援

担当課	介護福祉課
事業概要	医療職をめざす学生の教育機関である、大学や専門学校の学生の地域実習を受入れ、介護・保健・医療・福祉分野の理解の促進を図ります。
今後の方向性	今後も地域包括支援センターと連携し、地域での実習を通して介護・保健・医療・福祉分野の理解がより深まるよう支援します。

## (2) 人材の定着支援

### ①雇用促進・定着への支援

担当課	介護福祉課
事業概要	県と連携し、介護職員のスキルアップを図るための各種研修や雇用促進事業、埼玉県福祉人材センターの活用、介護の日にあわせた福祉分野のPR等について周知します。
今後の方向性	介護人材は地域包括ケアシステムの構築に不可欠なことから、介護の現場で働く人がその職場に定着し長く働き続けることができるよう支援します。



## 第5章 基本目標5 在宅医療・介護連携の推進

### 基本施策1 医療・介護のネットワークづくり

#### 【現状と課題】

介護支援専門員のアンケート結果では、医療機関との連携状況は、「あまり連携がとれていない」が46.2%、「おおむね連携がとれている」が35.9%となっています。在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みづくりに向けて、さらなる連携が求められています。

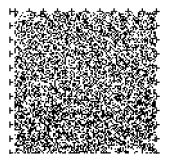
今後、人口に占める高齢者の割合がますます増加することにより、さまざまな課題が予想されます。住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、在宅医療と介護サービスを高齢者の状態に応じて切れ目なく一体的に提供するため、一層の連携体制を強化していくことが重要です。

中長期的な介護ニーズの見通しについて、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方や既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討が重要です。本市では、杉戸町と共同で北葛北部医師会に事業を委託し、在宅医療連携拠点（医療と介護の総合相談窓口）が中心となり、相談支援及び関係機関とのネットワークづくりに加え、研修会の開催等、医療及び介護関係者等との連携を推進します。

#### 【今後の方向性】

医療と介護の連携の充実を図るため、その拠点である北葛北部医師会と本市及び杉戸町と協働し、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師、理学療法士、介護支援専門員等の多職種による連携体制を強化していきます。これにより、関係者間で適切な情報共有が促進され、切れ目のない医療及び介護の一体的な提供が図られます。

また、医療と介護の連携の推進にあたっては、在宅療養者の生活の場において、医療と介護を含む多職種の連携した対応が求められる場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）ごとに、目指すべき姿を設定し取組を実施、その評価・改善を行います。



## (1) 医療と介護のネットワークづくり

## ①地域の医療・介護サービス資源の把握

担当課	介護福祉課
事業概要	幸手・杉戸地域の医療機関や介護事業所の住所・連絡先等の情報のリストやマップを作成しています。作成したリストやマップの定期的な更新や地域の医療・介護の関係者間の連携等に活用しています。
今後の方向性	地域の医療・介護資源のリストやマップを公表、周知を行い、定期的に情報を更新し、医療や介護関係者の連携等に活用していきます。

## ②在宅医療・介護連携の課題の抽出

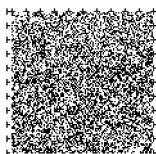
担当課	介護福祉課
事業概要	地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催して、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出や対応策等の協議を多職種で行います。また、データを活用し地域における現状の把握と課題の抽出を行い、対応策を協議します。
今後の方向性	在宅医療・介護連携推進事業の成果を踏まえ、多職種協議の場を設けます。

## 【実績値】

## ■会議等の実施状況

(単位：回)

区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
在宅医療・介護連携推進研修会 (ケアカフェ)	5	2	4
地域包括ケア会議	10	11	10
在宅医療・介護連携推進会議	2	2	2



## ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築促進

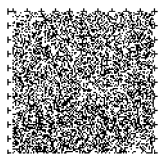
担当課	介護福祉課
事業概要	地域の医療・介護関係者の理解と協力を得たうえで、在宅医療や在宅介護が一体的に提供される仕組みづくりに取り組みます。取組の検討・実施にあたっては、地域医療の状況を十分に理解していることや訪問診療・往診を行う医療機関の協力が求められることから、北葛北部医師会及び杉戸町と協働し、実施します。
今後の方向性	在宅医療・介護サービスが切れ目なく提供されるよう、課題を把握し解決に向けた協議を行うとともに、在宅医療と介護サービスが一体的に提供される仕組みづくりに取り組みます。

## ④在宅医療・介護連携に関する相談支援

担当課	介護福祉課
事業概要	地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口（在宅医療連携拠点）を活用し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療や介護サービスに関する相談を行います。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携や、患者・利用者または家族の要望を踏まえた、地域の医療機関・介護事業者等相互の紹介を行います。
今後の方向性	北葛北部医師会の協力のもと、在宅医療連携拠点と、地域包括支援センターとの連携を図りながら相談体制を充実させます。 在宅医療について、関係機関と情報共有や相談に関する連携調整を行います。

## ⑤地域住民への普及啓発

担当課	介護福祉課
事業概要	地域住民を対象とした講演会やパネルディスカッション等の開催、パンフレットの配布、菜のはなチャンネル（YouTube）の発信等により、在宅医療・介護サービスの必要性や人生の最終段階を住み慣れた自宅で過ごしたいという高齢者が、安心して在宅での生活を継続できるよう、「在宅医療」の普及啓発を図ります。 また、サロンや高齢者が集う場へ看護師を中心とした専門職が出向き、暮らしの困りごとや医療、介護の相談に応じる事業を行います。
今後の方向性	市民向け講演会や地域の多様なコミュニティへの相談・支援を充実させていくことで、安心して在宅での生活を継続できるよう在宅医療・介護連携の理解の促進を図ります。今後も多様なコミュニティへ健康に関する情報を発信し、地域住民の理解の促進や健康づくりに関する市民の主体的な活動支援を行います。

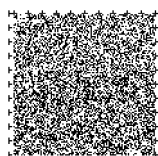


## ⑥医療・介護関係者の情報共有の支援

担当課	介護福祉課
事業概要	在宅医療・介護サービスの連携において、必要な情報を必要な時に共有することができる仕組み「ICTによる医療・介護ネットワークの構築」により情報共有ツールの整備に努めます。また、運用について北葛北部医師会と協議し、活用方法等に関する研修会を開催し、利用促進のための周知を行います。さらに、幸手市・杉戸町におけるメディカルケアステーションの普及に向けて幸手市・杉戸町の医療機関並びに介護事業所を訪問して、具体的な周知と導入について説明を行います。
今後の方向性	メディカルケアステーションの普及・促進を行います。 メディカルケアステーションとの情報連携を行い、地域の情報共有や協働の基盤として発展を図ります。在宅医療介護連携推進会議を通じた連携体制を継続します。

## ⑦在宅医療・介護関係者の研修

担当課	介護福祉課
事業概要	医療・介護関係者等を対象に、医療機関や介護事業所等の地域における役割・特徴・課題等の共有を図るため、グループワーク等を含めた多職種研修を開催します。また、医療・介護関係者のより円滑な連携をめざして、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会を行います。
今後の方向性	多職種協働を推進するためのグループワーク等の実績を踏まえ、医療と介護の連携強化に向けた研修会を継続します。



## 第6章 基本目標6 介護保険制度の円滑な推進

### 基本施策1 介護サービスの量の見込み

介護サービスの量は、第8期計画期間の実績及び第9期計画期間の要支援・要介護認定者数の推計に基づき、それぞれのサービス量を見込んでいます。

また、埼玉県地域保健医療計画との整合を図るための病床の機能分化・連携の推進に伴う在宅医療等の新たなサービス必要量及び介護離職ゼロに向けた取組としてのサービス必要量を、それぞれ介護サービスの量の見込みに反映しています。

#### (1) 居宅介護サービスの利用見込み

##### ①訪問介護

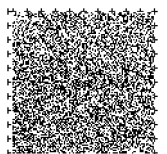
訪問介護員（ホームヘルパー）等が介護を受ける人の家庭を訪問し、調理、掃除、洗濯等の「生活援助」や食事介助、衣服の着替え援助等の「身体介護」を行うサービスです。

##### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込み				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	117,730	119,174	126,566	136,348	144,598	149,634	154,279	165,923
人数(人)	195	198	196	230	235	240	251	265

※給付費は年間累計金額、人数は1月当たりの利用者数（以降の表についても同様）

※令和5年度は見込みを掲載（以降の表についても同様）



## ②訪問入浴介護

身体の清潔の保持や心身機能の維持を図るため、訪問入浴車により、それぞれの家庭で入浴の介護を行うサービスです。

### ■サービスの実績と見込み

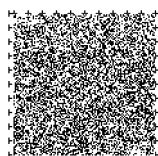
区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	16,228	16,014	21,329	18,045	19,783	20,554	20,452	21,596
人数(人)	24	23	27	30	33	34	34	36

## ③訪問看護

病状が安定し、主治医が訪問看護を必要と認めた人に対し、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	39,213	39,790	48,261	58,566	62,998	66,265	70,128	69,854
人数(人)	81	80	90	94	100	105	110	111





#### ④訪問リハビリテーション

病院・診療所等の理学療法士・作業療法士等が家庭を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

##### ■サービスの実績と見込み

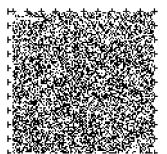
区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	12,758	18,217	19,116	23,691	24,919	26,046	27,291	27,277
人数(人)	33	42	43	54	57	60	61	62

#### ⑤居宅療養管理指導

通院が困難な利用者に対し、できるだけ居宅で能力に応じて自立した日常生活が営めるよう、医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、心身の状況や環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。

##### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	46,512	50,163	51,049	53,511	56,927	58,588	61,129	65,545
人数(人)	301	311	315	324	344	354	370	396



## ⑥通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等に日帰りで通う利用者に対し、入浴・食事等の介護や生活上の相談や助言、健康状態の確認、日常生活動作訓練等を行うサービスです。また、運動機能の向上や栄養改善、口腔機能の向上等のプログラムについても提供します。

### ■サービスの実績と見込み

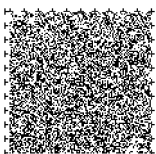
区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	520,502	537,307	561,894	604,651	606,384	610,605	781,550	820,069
人数(人)	485	510	573	607	628	647	828	860

## ⑦通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関に通う利用者に対し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	47,784	39,859	40,380	45,251	47,472	47,947	51,728	53,911
人数(人)	83	53	56	57	58	59	62	63



### ⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

在宅の要介護者等が介護老人福祉施設等に短期間入所し、食事、入浴、排せつ等の介護サービスや機能訓練を受けるサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	138,172	147,529	150,150	211,613	238,552	249,537	257,857	272,851
人数(人)	116	118	119	153	171	180	186	197

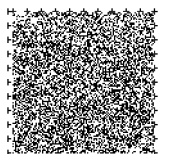
### ⑨短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

在宅の要介護者等が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等を受けるサービスです。

#### <短期入所療養介護（老健）>

#### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	7,028	5,127	4,239	3,921	3,953	3,953	5,331	5,331
人数(人)	4	4	3	5	7	8	8	8



## &lt;短期入所療養介護（病院等・介護医療院）&gt;

## ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

## ⑩福祉用具貸与

日常生活の自立を図るために特殊寝台や車椅子等の福祉用具を貸与するサービスです。

## ■サービスの実績と見込み

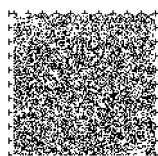
区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	90,415	96,990	99,712	106,507	112,096	114,482	123,219	131,388
人数(人)	548	573	599	641	678	696	756	796

## ⑪特定福祉用具購入費

要介護認定者が入浴、排泄等生活する上で必要不可欠な福祉用具の購入をする場合、年間10万円を上限に購入費の一部を支給するサービスです。

## ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	3,731	3,197	3,864	5,028	5,411	5,842	6,645	5,447
人数(人)	10	9	9	12	13	14	16	13



## ⑫住宅改修

要介護者等の居宅での生活上の負担を軽減するために、手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替え等の住宅改修を行った場合、その費用の一部を補助するサービスです。

### ■サービスの実績と見込み

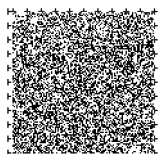
区分	実績			見込み				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	8,769	7,855	7,913	9,168	10,424	11,418	11,418	9,793
人数(人)	8	7	8	9	10	11	11	10

## ⑬特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入居している要介護認定者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込み				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	236,594	259,695	254,454	269,137	280,801	293,398	323,942	343,649
人数(人)	106	114	111	115	120	125	137	145

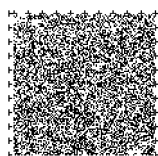


## ⑭居宅介護支援

居宅サービスを適切に利用できるように、心身の状態、環境、本人や家族の希望を受けて、介護支援専門員が介護計画を作成するとともに、サービス提供のための事業者等との連携・調整、施設への紹介を行うサービスです。

## ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	150,286	160,557	158,463	174,603	185,123	191,663	200,259	208,178
人数(人)	872	906	943	1,030	1,092	1,131	1,177	1,218



## (2) 介護予防サービスの利用見込み

### ①介護予防訪問入浴介護

要支援者の介護予防を目的として、体の清潔の保持や心身機能の維持を図るため、訪問入浴車により、それぞれの家庭で入浴の介護を行うサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

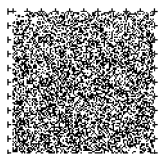
区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	0	0	0	166	166	166	166	166
人数(人)	0	0	0	1	1	1	1	1

### ②介護予防訪問看護

要支援者の介護予防を目的として、病状が安定し、主治医が訪問看護を必要と認めた人に対し、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	2,243	2,638	2,914	4,871	6,047	6,221	7,217	6,719
人数(人)	7	10	14	15	18	19	21	20



### ③介護予防訪問リハビリテーション

要支援者の介護予防を目的として、病院・診療所等の理学療法士・作業療法士等が家庭を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

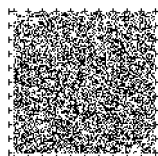
区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	1,200	2,843	3,378	4,816	4,778	5,035	6,784	6,030
人数(人)	4	9	11	15	15	16	18	17

### ④介護予防居宅療養管理指導

要支援者の介護予防を目的として、通院が困難な利用者に対し、できるだけ居宅で能力に応じて自立した日常生活が営めるよう、医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、心身の状況や環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	4,100	3,773	6,072	6,793	7,101	7,101	8,011	7,712
人数(人)	28	27	41	45	47	47	53	51





### ⑤介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関に通所・通院し、理学療法士や作業療法士などのリハビリテーションの専門家による機能回復訓練を受けながら、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を行うサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

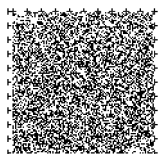
区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	38,435	9,739	13,501	13,958	14,767	15,557	16,081	14,499
人数(人)	96	29	35	36	38	40	41	37

### ⑥介護予防短期入所生活介護

要支援者が介護老人福祉施設等に短期間入所して、介護予防を目的として、日常生活上の支援と機能訓練を行うサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	2,738	1,355	2,604	3,453	4,246	4,246	5,152	5,152
人数(人)	5	3	3	4	5	5	5	5



## ⑦介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

要支援者が介護老人福祉施設等に短期間入所し、食事、入浴、排せつ等の介護サービスや機能訓練を受けるサービスです。

<短期入所療養介護（老健・病院等・介護医療院）>

## ■サービスの実績と見込み

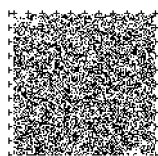
区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

## ⑧介護予防福祉用具貸与

居宅の要支援者へ、介護予防を目的として必要な福祉用具を貸与するサービスです。

## ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	11,752	12,178	13,443	14,578	14,974	15,342	17,044	16,225
人数(人)	178	168	181	195	200	205	226	214



### ⑨特定介護予防福祉用具購入費

居宅の要支援者へ、介護予防を目的として必要な福祉用具の購入をする場合、購入費の一部を支給するサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

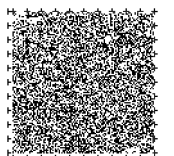
区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	1,104	1,152	3,638	4,089	4,089	4,480	5,261	4,419
人数(人)	4	4	9	10	10	11	13	11

### ⑩介護予防住宅改修

要支援者の介護予防を目的として行う住宅改修にかかる費用の一部を補助するサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	4,309	4,466	7,034	8,255	8,255	8,255	8,255	8,255
人数(人)	4	4	6	7	7	7	7	7



## ⑪介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入居している要支援認定者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

## ■サービスの実績と見込み

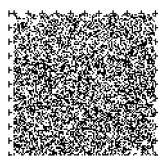
区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	17,157	15,833	18,662	21,172	22,323	23,448	24,105	22,323
人数(人)	22	19	21	23	24	25	26	24

## ⑫介護予防支援

介護予防支援は、介護予防サービスを適切に利用できるように、心身の状態、環境、本人や家族の希望を受けて、地域包括支援センターの職員等が介護予防計画を作成するとともに、サービス提供のための事業者等との連携・調整、施設への紹介を行うサービスです。

## ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	14,184	11,435	12,210	12,608	13,023	13,307	15,012	14,214
人数(人)	251	202	218	222	229	234	264	250



### (3) 地域密着型サービスの利用見込み

#### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24時間の定期的な巡回訪問や通報を受けて行う随時訪問により、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や療養上の支援または必要な診療の補助を行うサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

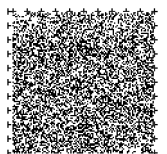
区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	15,012	10,880	15,852	16,076	29,836	30,684	32,018	28,139
人数(人)	8	6	9	9	18	20	21	17

#### ②夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問や通報を受けて行う随時訪問により、排泄等の介護、その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	342	260	202	205	206	206	206	206
人数(人)	1	1	1	1	1	1	1	1



### ③地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

利用定員 18 人以下の小規模な老人デイサービスセンターなどで入浴、排泄、食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援及び機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

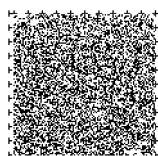
区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	49,436	46,174	45,170	55,961	59,346	62,897	72,728	75,968
人数(人)	91	86	89	100	107	113	129	133

### ④認知症対応型通所介護

通所が可能で日常生活が概ね自立した認知症の要介護認定者に対し、日帰りで入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	7,551	8,278	6,223	12,290	13,571	14,176	26,297	28,346
人数(人)	11	10	8	11	12	13	13	15



### ⑤小規模多機能型居宅介護

要介護認定者に対し、住み慣れた地域において、中度・重度の介護が必要になっても、継続した在宅での生活を支援するため、「通い」を中心に利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」「泊り」を組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

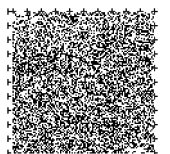
区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	37,713	47,339	44,141	48,044	51,204	53,422	58,099	61,199
人数(人)	18	21	19	19	20	21	23	24

### ⑥認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要介護認定者に対し、少人数で共同生活する住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	288,028	282,833	257,444	282,419	296,219	303,039	326,501	330,821
人数(人)	92	89	78	85	89	91	98	99



### ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入居している要介護認定者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

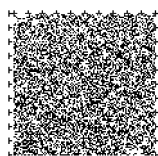
区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	74,635	74,938	83,252	78,606	78,705	78,705	79,580	79,580
人数(人)	29	29	32	29	29	29	29	29

### ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常時介護が必要で、在宅での生活が困難な要介護認定者に対し定員 29 人以下の介護老人福祉施設への入所により、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援等を行うサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	207,664	200,361	210,292	222,859	223,141	223,141	223,141	223,141
人数(人)	66	62	64	67	67	67	67	67





### ⑨看護小規模多機能型居宅介護（複合サービス）

医療的ケアを必要とする要介護認定者に対し、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を利用者の状況に応じて組み合わせて行うサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	0	1,766	3,387	4,508	25,142	31,037	31,037	26,946
人数(人)	0	0	1	2	12	15	15	13

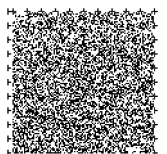
### (4) 地域密着型介護予防サービスの利用見込み

#### ①介護予防認知症対応型通所介護

通所が可能で日常生活が概ね自立した認知症の要支援認定者に対し、日帰りで入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	0	0	0	107	107	107	107	107
人数(人)	0	0	0	1	1	1	1	1



## ②介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援認定者に対し、「通い」を中心に利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」「泊り」を組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

### ■サービスの実績と見込み

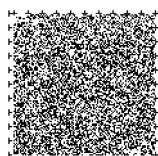
区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	968	0	0	2,062	2,065	3,097	3,097	2,065
人数(人)	1	0	0	2	2	3	3	2

## ③介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要支援認定者に対し、少人数で共同生活する住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	2,417	344	0	5,820	5,827	5,827	5,827	5,827
人数(人)	1	0	0	2	2	2	2	2



## (5) 施設介護サービスの利用見込み

### ①介護老人福祉施設

常時介護が必要で、在宅での生活が困難な要介護認定者に対し、入所により、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援等を行うサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

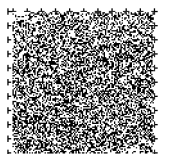
区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	784,738	769,795	784,859	830,202	897,288	940,372	994,893	1,057,437
人数(人)	252	250	255	266	288	302	317	337

### ②介護老人保健施設

病状安定期にあり、入院治療の必要はないが、医学的管理の下でリハビリテーション、看護、介護を必要とする要介護認定者に対し、入所により必要な医療、日常生活上の支援等を提供するサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	305,344	308,708	309,527	332,555	339,699	346,962	408,178	451,383
人数(人)	90	89	89	94	96	98	115	127



### ③介護療養型医療施設

医療施設（病院）などの介護療養病床において、急性期の治療は終わり、病状は安定しているものの、長期にわたり療養を必要とする要介護認定者を対象に、必要な医療サービスやリハビリテーション、日常生活上の支援等を提供するサービスです。

#### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	2,868	453	0	/			/	
人数(人)	1	0	0	/			/	

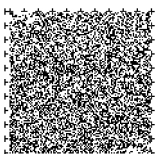
※介護療養型医療施設は、令和6年3月以降廃止となり介護医療院へ移行

### ④介護医療院

要介護認定者で日常的な医学管理が必要な重度要介護者の受入れや、ターミナルケアへの対応といった長期療養のための医療の機能と生活の場としての機能を一体的に提供する施設介護サービスとして、平成30年度に設置されました。

#### ■サービスの実績と見込み

区分	実績			見込量				
	第8期計画			第9期計画			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
給付費(千円)	2,954	5,801	4,178	13,182	13,199	13,199	13,672	13,672
人数(人)	1	1	1	3	3	3	3	3



## (6) 施設・居住系サービスの整備の見込み

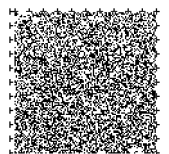
令和5年11月1日現在、市内には、介護老人福祉施設4施設、介護老人保健施設1施設、特定施設入居者生活介護の施設5施設、認知症対応型共同生活介護の施設5施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設3施設（うち2施設は介護老人福祉施設に併設）及び地域密着型特定施設入居者生活介護の施設1施設があります。

今後予想される介護者の重度化や認知症高齢者の増加に備え、本計画期間中に、以下のような施設・居住系サービスの基盤整備を見込みます。

## ■施設・居住系サービスの整備見込み

(単位：箇所、人)

区分	事業名		項目	現状	第9期計画（見込量）		
					令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
施設	介護老人福祉施設		施設数	4	4	4	4
			定員数	278	278	294	294
	介護老人保健施設		施設数	1	1	1	1
			定員数	92	92	92	92
居住系	特定施設入居者生活介護		施設数	5	5	5	5
			定員数	310	310	310	310
	認知症対応型 共同生活介護	東圏域	施設数	3	3	3	3
			定員数	54	54	54	54
		西圏域	施設数	2	2	2	2
			定員数	45	45	45	45
	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	東圏域	施設数	2	2	2	2
			定員数	38	38	38	38
		西圏域	施設数	1	1	1	1
			定員数	29	29	29	29
	地域密着型特定施設 入居者生活介護	東圏域	施設数	－	－	－	－
			定員数	－	－	－	－
西圏域		施設数	1	1	1	1	
		定員数	29	29	29	29	



## 基本施策2 地域支援事業の量の見込み

地域支援事業とは、住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう要介護状態等になる前から、一人ひとりの状況に応じた予防対策を図るとともに、地域における相談や支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症に対する支援等を推進していくものです。

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

平成29年度から、従来の予防給付から介護予防・日常生活総合支援事業に移行し、介護予防通所型サービス及び介護予防訪問型サービスと介護予防ケアマネジメントを実施しています。

通所型、訪問型サービスとも、介護サービス事業者による現行相当のサービスと緩和した基準によるサービスによる利用を見込んでいます。

介護予防ケアマネジメントについては、要支援認定者だけでなく、基本チェックリスト該当者からサービス利用が増えることを見込んでいます。

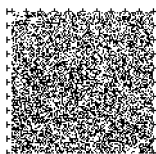
#### ■サービスの実績と見込み

(単位：人)

区分		第8期計画（実績）			第9期計画（見込量）		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
通所型サービス	人数	222	226	236	244	257	270
訪問型サービス	人数	104	79	75	85	94	103
生活支援サービス	人数	0	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	人数	164	186	195	200	210	220

※サービスの実績と見込みは年間累計数（以降の表についても同様）

※令和5年度は見込量を掲載（以降の表についても同様）



## (2) 一般介護予防事業

### ①介護予防把握事業

積極的に介護予防に関する事業に参加しない又はできない高齢者対策及び、ひとり暮らし高齢者対策として、電話や家庭への訪問により緊急連絡先の把握や支援が必要な者を把握・発見し、適切な事業につなげます。

#### ■実績と見込み

(単位：人)

区分		第8期計画（実績）			第9期計画（見込量）		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
高齢者実態把握事業	人数	545	546	800	820	840	860

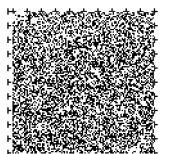
### ②介護予防普及啓発事業

高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に行われるような地域社会の構築をめざし、活動の普及・啓発を目的に各種介護予防事業を実施します。

#### ■実績と見込み

(単位：人)

区分		第8期計画（実績）			第9期計画（見込量）		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
脳の健康教室	人数	187	225	220	230	240	250
あたまの健康チェック	人数	91	69	90	95	100	105



### ③地域介護予防活動支援事業

介護予防が各地域で主体的に行われるよう、地域活動の育成・支援を行います。

#### ■実績と見込み

(単位：人)

区分		第8期計画（実績）			第9期計画（見込量）		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
出前講座	人数	355	585	615	625	635	645
介護予防サポーター等 養成講座	人数	40	184	115	120	125	130

## (3) 包括的支援事業

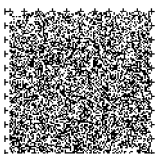
### ①地域包括支援センターの運営

高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントの業務を充実させるとともに、地域包括ケアシステムを推進していくために地域ケア会議への取組を強化します。

#### ■実績と見込み

(単位：箇所、件)

区分		第8期計画（実績）			第9期計画（見込量）		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域包括支援センター	設置 箇所	2	2	2	2	2	2
総合相談	件数	16,332	15,520	16,000	16,480	16,974	17,483
権利擁護相談	件数	136	167	175	185	195	205
包括的・継続的 ケアマネジメント	件数	553	436	480	500	510	520





## ②地域ケア会議

高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントの業務を充実させるとともに、地域包括ケアシステムを推進していくために地域ケア会議への取組を強化します。

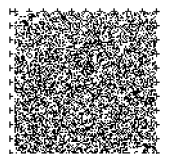
## ③在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の連携を推進し、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる体制をめざします。

### ■実績と見込み

(単位：回)

区分		第8期計画（実績）			第9期計画（見込量）		
		令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）
在宅医療・ 介護連携推進会議	回数	2	2	2	2	2	2
事例検討会議 （地域包括ケア会議）	回数	10	11	10	12	12	12
医療・介護関係者の研修 （ケアカフェ）	回数	5	2	4	5	5	6



## ④認知症施策推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の環境で暮らし続けるための体制をめざします。

## ■実績と見込み

(単位：箇所、人)

区分		第8期計画（実績）			第9期計画（見込量）		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症初期集中支援チーム	設置 箇所	2	2	2	2	2	2
認知症地域支援推進員	人数	3	3	3	3	3	3

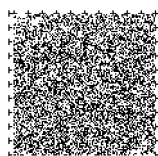
## ⑤生活支援体制整備事業

市民のニーズを把握するとともに、生活支援サービスを担う事業主体等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。

## ■実績と見込み

(単位：人、回数)

区分		第8期計画（実績）			第9期計画（見込量）		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生活支援コーディネーター	人数	4	4	4	4	4	4
生活支援体制整備推進協議会	回数	0	1	1	1	1	1



## (4) 任意事業

### ①地域自立生活支援事業（介護相談員派遣事業）

介護相談員が要支援・要介護認定者のうち介護サービス利用者を訪問し、現状の介護サービスへの不満や要望等を聞き、サービスの質の改善を図りながら、利用者の安心の手助けを行います。

#### ■実績と見込み

(単位：人)

区分		第8期計画（実績）			第9期計画（見込量）		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
施設利用者	人数	0	0	0	10	15	20
在宅利用者	人数	286	133	120	120	125	130

### ②認知症高齢者見守り事業

認知症サポーター養成講座を開催し、受講者が認知症に関する基礎知識を習得することにより、認知症高齢者やその家族を見守る地域社会の構築を図ります。

#### ■実績と見込み

(単位：人)

区分		第8期計画（実績）			第9期計画（見込量）		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
認知症サポーター養成講座	人数	2,309	2,455	2,475	2,495	2,515	2,535

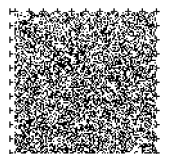
### ③家族介護継続支援事業（紙おむつ支給）

在宅で常時排泄の介護を必要とする方に対し紙おむつを支給することにより、経済的負担及び家族の身体的、精神的負担を軽減し、在宅福祉の向上を図ります。

#### ■実績と見込み

(単位：人)

区分		第8期計画（実績）			第9期計画（見込量）		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
紙おむつ支給	人数	203	258	270	300	330	360

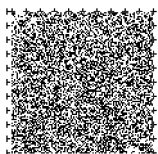
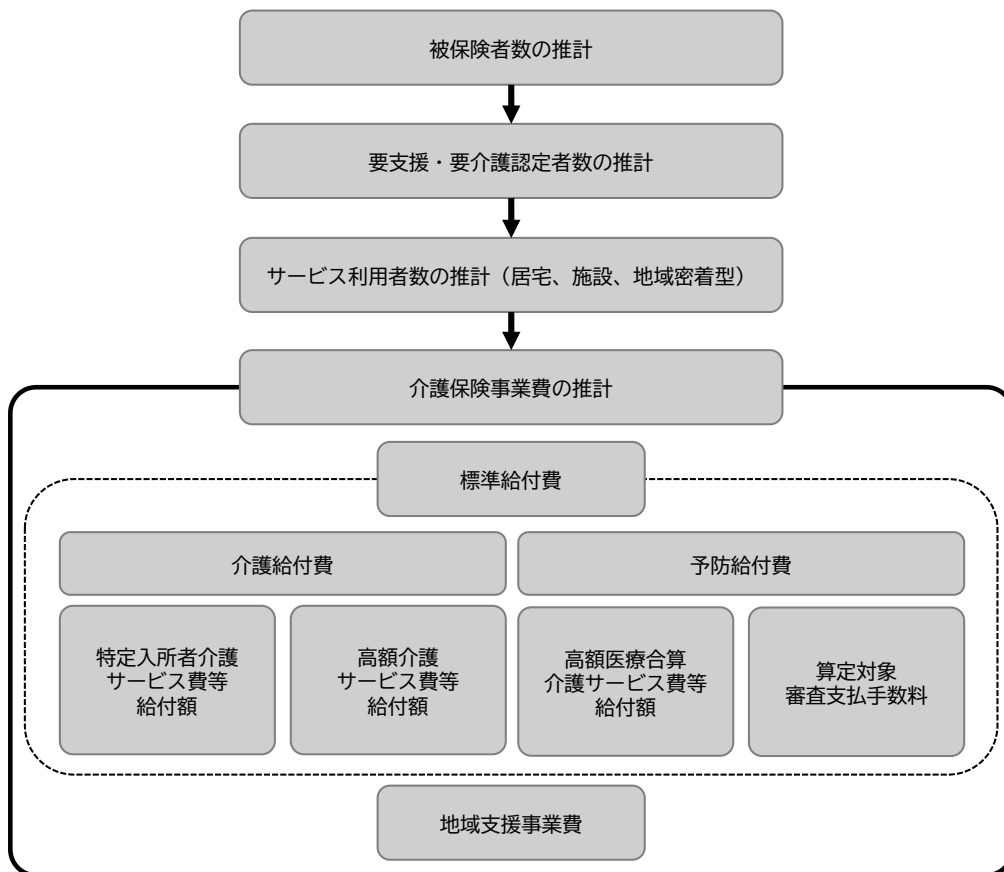


### 基本施策3 第1号被保険者保険料

#### (1) 介護サービス給付費等の推計の流れ

令和6年度から8年度までの3年間の介護サービス給付費等については、過去のサービス別の利用実績を基に、国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計ツールを用いて、各年度の将来の利用者数や給付費を推計し、3年間の総給付費を算定しました。

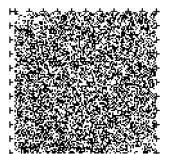
■介護サービス給付費等の推計の流れ



(2) 介護保険サービスの給付費の見込み

(単位：千円)

サービス名称	第9期計画			中長期	
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
(1) 居宅サービス <a>	1,545,437	1,614,318	1,658,269	1,894,969	1,992,634
訪問介護	136,348	144,598	149,634	154,279	165,923
訪問入浴介護	18,045	19,783	20,554	20,452	21,596
訪問看護	58,566	62,998	66,265	70,128	69,854
訪問リハビリテーション	23,691	24,919	26,046	27,291	27,277
居宅療養管理指導	53,511	56,927	58,588	61,129	65,545
通所介護	604,651	606,384	610,605	781,550	820,069
通所リハビリテーション	45,251	47,472	47,947	51,728	53,911
短期入所生活介護	211,613	238,552	249,537	257,857	272,851
短期入所療養介護(老健)	3,921	3,953	3,953	5,331	5,331
短期入所療養介護 (病院等・介護医療院)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	106,507	112,096	114,482	123,219	131,388
特定福祉用具購入費	5,028	5,411	5,842	6,645	5,447
住宅改修	9,168	10,424	11,418	11,418	9,793
特定施設入居者生活介護	269,137	280,801	293,398	323,942	343,649
(2) 地域密着型サービス <b>	720,968	777,370	797,307	849,607	854,346
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	16,076	29,836	30,684	32,018	28,139
夜間対応型訪問介護	205	206	206	206	206
地域密着型通所介護	55,961	59,346	62,897	72,728	75,968
認知症対応型通所介護	12,290	13,571	14,176	26,297	28,346
小規模多機能型居宅介護	48,044	51,204	53,422	58,099	61,199
認知症対応型共同生活介護	282,419	296,219	303,039	326,501	330,821
地域密着型 特定施設入居者生活介護	78,606	78,705	78,705	79,580	79,580
地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護	222,859	223,141	223,141	223,141	223,141
看護小規模多機能型居宅介護	4,508	25,142	31,037	31,037	26,946
(3) 施設サービス <c>	1,175,939	1,250,186	1,300,533	1,416,743	1,522,492
介護老人福祉施設	830,202	897,288	940,372	994,893	1,057,437
介護老人保健施設	332,555	339,699	346,962	408,178	451,383
介護医療院	13,182	13,199	13,199	13,672	13,672
(4) 居宅介護支援 <d>	174,603	185,123	191,663	200,259	208,178
介護給付費計 <a+b+c+d>	3,616,947	3,826,997	3,947,772	4,361,578	4,577,650

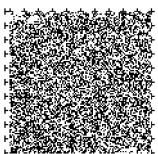


(単位：千円)

サービス名称	第9期計画			中長期	
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
(1) 介護予防サービス〈a〉	82,151	86,746	89,851	98,076	91,500
介護予防訪問入浴介護	166	166	166	166	166
介護予防訪問看護	4,871	6,047	6,221	7,217	6,719
介護予防訪問リハビリテーション	4,816	4,778	5,035	6,784	6,030
介護予防居宅療養管理指導	6,793	7,101	7,101	8,011	7,712
介護予防通所リハビリテーション	13,958	14,767	15,557	16,081	14,499
介護予防短期入所生活介護	3,453	4,246	4,246	5,152	5,152
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	14,578	14,974	15,342	17,044	16,225
特定介護予防福祉用具購入費	4,089	4,089	4,480	5,261	4,419
介護予防住宅改修	8,255	8,255	8,255	8,255	8,255
介護予防特定施設入居者生活介護	21,172	22,323	23,448	24,105	22,323
(2) 地域密着型 介護予防サービス〈b〉	7,989	7,999	9,031	9,031	7,999
介護予防認知症対応型通所介護	107	107	107	107	107
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,062	2,065	3,097	3,097	2,065
介護予防 認知症対応型共同生活介護	5,820	5,827	5,827	5,827	5,827
(3) 介護予防支援〈c〉	12,608	13,023	13,307	15,012	14,214
予防給付費計〈a+b+c〉	102,748	107,768	112,189	122,119	113,713

(単位：千円)

区分	第9期計画			中長期	
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
総給付費	3,719,695	3,934,765	4,059,961	4,483,697	4,691,363
在宅サービス	1,663,743	1,777,563	1,831,870	2,083,858	2,163,530
居宅系サービス	657,154	683,875	704,417	759,955	782,200
施設サービス	1,398,798	1,473,327	1,523,674	1,639,884	1,745,633



## (3) 保険料算定の基準となる標準給付費と地域支援事業費の算定

## ①標準給付費見込み

第1号被保険者の保険料の算定の基準となる標準給付費は、基本施策1「介護サービスの量の見込み」で示したそれぞれのサービスの給付費の総額である総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付費額、算定対象審査支払手数料を加えた合計額になります。

(単位：千円)

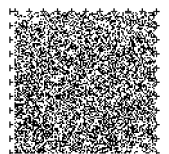
サービス名称	第9期計画			合計 (3年間)
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
総給付費	3,719,695	3,934,765	4,059,961	11,714,421
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	134,433	139,197	142,988	416,618
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	86,073	89,121	91,549	266,743
高額医療合算介護サービス費等給付額	12,200	12,474	12,814	37,488
算定対象審査支払手数料	2,350	2,400	2,500	7,250
標準給付費見込額	3,954,751	4,177,958	4,309,812	12,442,521

## ②地域支援事業費見込み

地域支援事業費は以下のように見込みます。

(単位：千円)

サービス名称	第9期計画			合計 (3年間)
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
介護予防・日常生活支援総合事業費	111,076	117,357	124,220	352,653
包括的支援事業・任意事業費	103,183	103,536	105,082	311,801
地域支援事業費見込額	214,259	220,893	229,302	664,454



## (4) 第1号被保険者の保険料算定

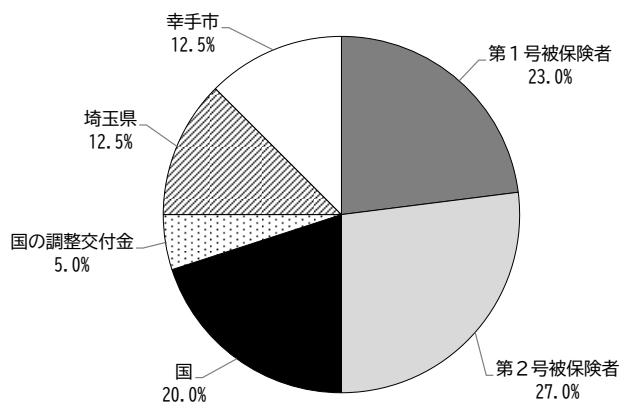
### ①介護保険給付費の財源構成

事業費の財源は、第1号被保険者（65歳以上）の保険料のほか、第2号被保険者（40～64歳）の保険料、国・県・市の負担金等により構成されます。

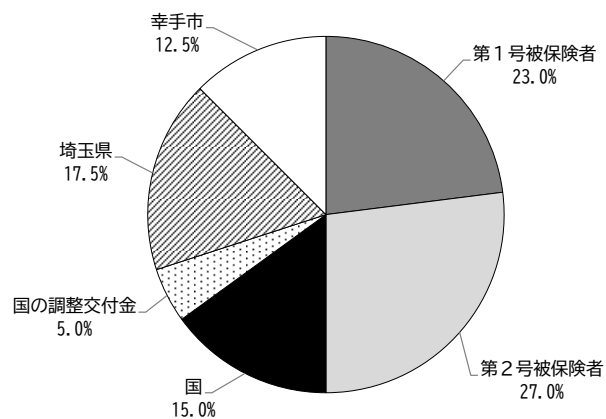
費用ごとの負担割合は次のとおりです。

#### ■介護保険給付費の財源内訳

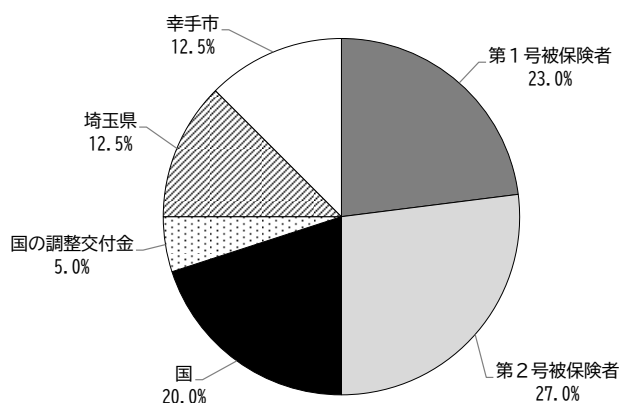
居宅給付費



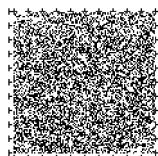
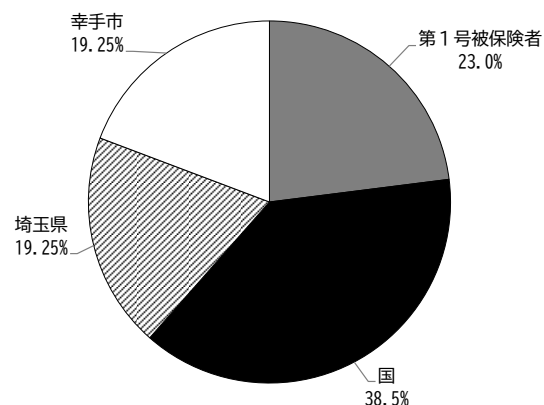
施設等給付費



介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業





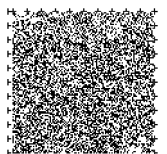
## ②第1号被保険者の保険料の設定

標準給付費に地域支援事業費を加えた給付費等総額のうち第1号被保険者が負担する分（23％）について、調整交付金や介護保険給付費準備基金の取り崩し及び保険料予定収納率等を加味し、所得段階に応じた被保険者数により算定します。

## ■基準保険料額（月額）の推計

給付費等総額	A	本計画期間（3年間）の給付費等総額 [A = B + C]	13,106,975 千円
標準給付費見込額（計）	B		12,442,521 千円
地域支援事業費見込額（計）	C		664,454 千円
第1号被保険者負担分相当額	D	本計画期間の第1号被保険者の負担相当額 [D = A × 23%]	3,014,604 千円
調整交付金		市町村での保険料基準の格差を是正するために用いられるもの	
調整交付金相当額	E	基本的な金額 [E = (B + 介護予防・日常生活支援総合事業費) × 5%]	639,759 千円
調整交付金見込額	F	本市における交付見込額	172,259 千円
市町村特別給付金等	G		3,946 千円
介護保険給付費準備基金	H	第1号被保険者保険料の余剰分を積み立て、 次年度以降に備える介護保険給付費準備基金 からの取り崩し	360,000 千円
保険料収納必要額	I	(I = D + E - F + G - H)	3,126,050 千円
予定保険料収納率	J	令和3年度・令和4年度の実績と令和5年度 の収納実績等を勘案して推計	98.00 %
予定保険料収納額	K	(K = I / J)	3,189,846 千円
第1号被保険者数	L	所得段階別加入割合補正後の3年間の第1号 被保険者数	51,814 人
基準保険料額（月額）		1か月あたりの第1号被保険者基準保険料 (K ÷ L ÷ 12月)	5,130 円
基準保険料額（年額）		5,130円(月額) × 12月 100円未満を切捨て	61,500 円

(参考) 第8期 基準保険料額（月額）	4,722 円
(参考) 増減額（第9期－第8期）	408 円



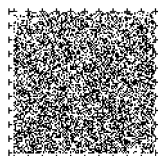
## ③所得段階における基準保険料額に対する割合と保険料

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階を13の区分とし、基準保険料額（第5段階）を1.0として、区分ごとに基準保険料額に対し割合を乗じて保険料の額を設定します。

## ■所得段階別の基準額に対する割合と保険料

所得段階	対象者	割合	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	0.235 (0.405)	14,400円 (24,900円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下の者	0.335 (0.535)	20,600円 (32,900円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える者	0.635 (0.64)	39,000円 (39,300円)
第4段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	0.9	55,300円
第5段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で「第4段階」以外の者	1.0	61,500円
第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間120万円未満の者	1.2	73,800円
第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間120万円以上210万円未満の者	1.3	79,900円
第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間210万円以上320万円未満の者	1.5	92,200円
第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間320万円以上420万円未満の者	1.7	104,500円
第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間420万円以上520万円未満の者	1.9	116,800円
第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間520万円以上620万円未満の者	2.1	129,100円
第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間620万円以上720万円未満の者	2.3	141,400円
第13段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間720万円以上の者	2.4	147,600円

※第1段階から第3段階は、低所得者向け保険料軽減措置適用後の割合及び保険料です。なお、( )内が保険料軽減措置適用前の割合及び保険料です。



## 基本施策4 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の推進

高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする人が増え、サービス提供量は今後も増加していくものと見込まれています。

このため、サービスを必要とする人に対して必要なサービスが提供され、介護保険制度の持続可能性を確保できるよう、高齢者が要介護者等にならない取組や、重度化を防止する取組が重要となります。

### (1) 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組

#### <再掲> 第1章 基本目標1 地域で共に支え合う地域づくり

##### 基本施策1 地域福祉活動の推進

(1) 見守り・声かけ活動の促進 ②住民の支え合い活動の促進・・・46 ページ  
基本施策2 生きがい・社会参加と交流

(1) 高齢者の活動支援 ①老人クラブ活動の支援・・・・・・・・・・51 ページ  
(2) 高齢者の交流の場づくりの推進 ①老人福祉センターの活用・・・51 ページ  
(3) 高齢者の就労支援 ①シルバー人材センターの活用・・・・・・・・52 ページ  
②就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・52 ページ

#### <再掲> 第2章 基本目標2 介護予防・健康づくりの推進

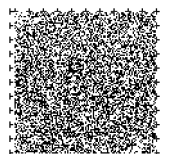
##### 基本施策1 介護予防の充実

(1) 介護予防の普及 ①介護予防普及啓発事業・・・・・・・・・・61 ページ  
②地域介護予防活動支援事業・・・・・・・・・・61 ページ  
③転倒・骨折予防対策事業の充実・・・・・・・・62 ページ  
(2) 認知症予防の推進 ①認知症予防の推進・・・・・・・・・・62 ページ

#### <再掲> 第4章 基本目標4 介護・福祉サービスの充実

##### 基本施策1 相談・情報提供体制の充実

(1) 地域包括ケアシステムの充実  
①地域包括支援センターの機能強化・・・・・・・・77 ページ



基本施策2 在宅生活の充実

(1) 在宅サービス・生活支援の充実

①生活支援体制の充実・・・・・・・・・・80ページ

基本施策4 サービスの質の向上

(1) サービスの質の向上に向けた支援

①介護サービス事業者との連携・・・・・・・・89ページ

②介護サービス事業者の育成・指導・・・・・・・・89ページ

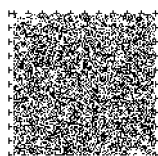
(3) 地域ケア会議の推進 ①自立支援型地域ケア会議・・・・・・・・90ページ

基本施策5 介護人材の育成・確保

(1) 人材育成・確保の推進

①人材育成への支援・・・・・・・・・・92ページ

②サービスの担い手となる人材教育の支援・・92ページ



## 基本施策5 制度の円滑な運営

### (1) 介護人材の確保および介護現場の生産性向上の推進

高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする人は、今後も増加する一方、生産年齢人口の減少に伴い、介護人材の不足が見込まれます。このため、新規就労につながる取組や職場環境改善に向けた取組の実施、介護職の魅力発信など、就労促進や早期離職の防止に努めるとともに、介護支援専門員や介護職員などを対象とした研修・講習会を開催するなど、介護に携わる人材の育成を図ることが重要です。

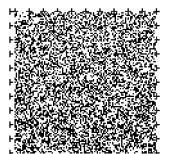
また、利用者が安心して質の高い介護サービスを受けられるようにするためには、介護人材を確保・育成するための取組に加え、将来にわたり安定的な介護サービスの提供体制を確保していく観点から、職員の負担軽減、職場環境の改善などの介護現場の生産性向上に取り組むことが必要です。

さらに、業務の効率化の観点からは、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、標準様式の活用など「電子申請・届出システム」を基本原則化するよう進めます。

### (2) 介護給付費の適正化推進

介護サービスの利用の増加に伴い、質の高いサービスを提供するとともにサービス費用及びサービスを提供する人員をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することが必要です。過剰なサービスや不適切なサービスの提供を防止し、利用者の自立した日常生活を支援するための介護サービスが提供されるよう取組を行うことが重要となります。

介護が必要となった人が、心身の状況に応じて適正に認定され、自立した日常生活に資する適切な介護サービスを受けられるよう、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、埼玉県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用し、点検を行います。



## ①要介護認定適正化の取組

担当課	介護福祉課
事業概要	要介護認定調査に従事する調査員を対象とする研修を実施するほか、調査結果の点検を行うなど、適切な要介護認定調査の実施に向けた取組を実施します。

## 【実績値と計画値】

(単位：件)

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調査票点検件数	全件(1,656)	全件(1,638)	全件(2,200)	全件	全件	全件

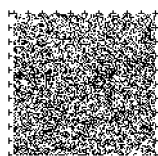
## ②ケアプラン点検等

担当課	介護福祉課
事業概要	介護サービスの円滑な利用のために重要な役割を担う介護支援専門員を対象にケアマネジメント力の向上のため、指導・助言を実施します。 また、住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検により、不適切な介護サービスを除外し、利用者の状態にあった介護サービスの利用を進めます。

## 【実績値と計画値】

(単位：件)

区分	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事前・事後 点検件数	全件(142)	全件(139)	全件(150)	全件	全件	全件
現地確認件数	8	9	10	12	14	16



## ③縦覧点検・医療情報との突合

担当課	介護福祉課
事業概要	埼玉県国民健康保険団体連合会から提供される医療情報との突合票及び縦覧点検票について請求内容を確認し、不適切なものは速やかに過誤調整や返還を介護サービス事業所へ指導します。

## 【実績値】

## ■医療情報との突合・縦覧点検

(単位：件)

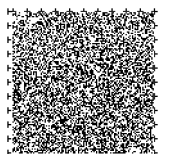
区分	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
突合数	3,440	2,763	3,000
点検数	2,309	2,683	3,115

## ④介護給付実績の活用

担当課	介護福祉課
事業概要	埼玉県国民健康保険団体連合会と連携し、介護給付実績を活用して不適切な給付や介護サービス事業所を発見し、適切なサービスの提供と介護費用の効率化を図ります。

## (3) 埼玉県との連携

県からの支援や助言を踏まえながら、地域課題の分析、自立支援・重度化防止に向けた取組や業務の効率化への取組のため、埼玉県との連携を図ります。



## 第7章 計画の推進に向けて

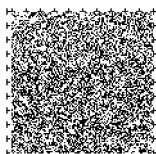
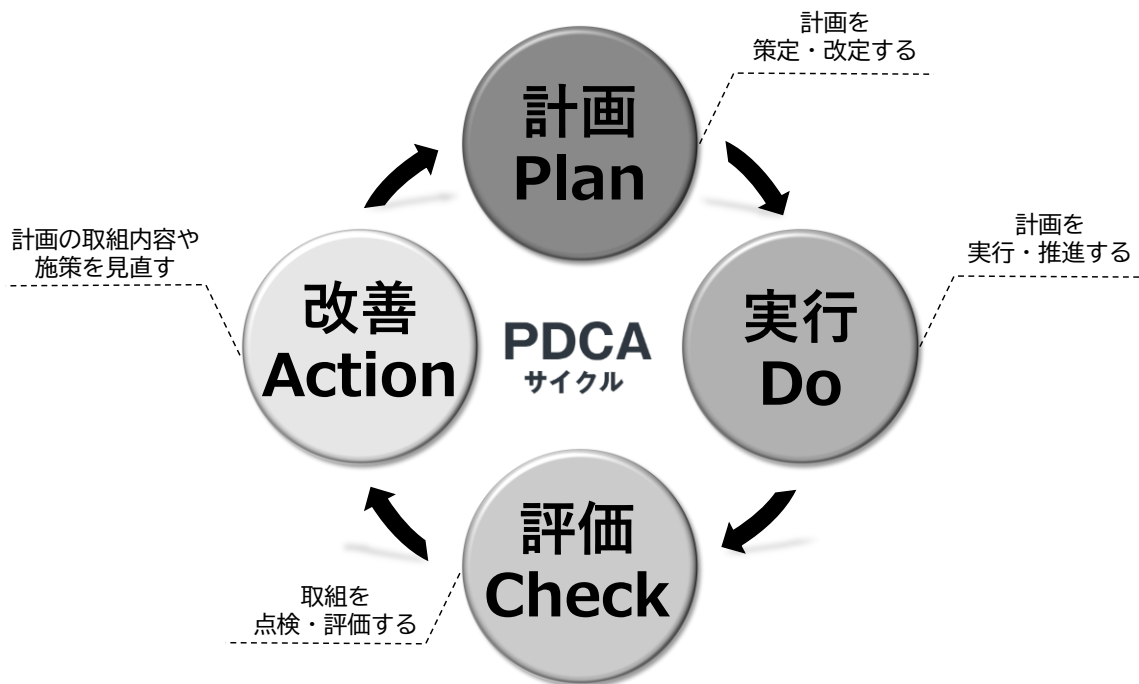
### 1 庁内・関係機関等との連携推進

この計画の推進に当たっては、高齢者福祉の向上と介護保険事業の円滑な実施と併せて、地域包括ケアシステムの充実を図るため、庁内の福祉・保健等の関係部署との連携はもとより、生涯学習、雇用、住宅、まちづくり、防災関係部署等、関連する施策担当課と連携を図り、効率的・効果的に推進します。また、計画の積極的な推進を図るため、各関係機関や関係団体との連携を進めます。

### 2 計画の進行管理

PDCAサイクルの考えに基づき、毎年度、各施策の進捗状況について点検や評価を行い、必要に応じて見直ししながら、効果的な計画となるよう努めます。

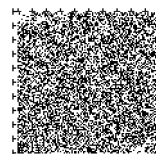
また、保健・医療及び福祉関係者、被保険者の代表者等により構成される「幸手市介護保険運営協議会」において、協議・検討を行い介護保険制度の円滑な運営を図ります。

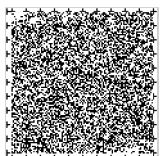




# 資料編

---





## 1 幸手市介護保険条例（抜粋）

（介護保険運営協議会の設置）

第 11 条 市が行う介護保険事業の運営に関し必要な事項について審議するため、幸手市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平 13 条例 2 ・追加）

（所掌事務）

第 12 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- （1）介護保険事業計画等の見直しに関する事。
- （2）介護保険事業計画の進行状況の管理と評価に関する事。
- （3）地域包括支援センターの設置、運営、地域包括支援センターが行う業務の委託その他地域包括支援センターに関する事。
- （4）地域密着型サービスの指定、指定基準、介護報酬の設定その他地域密着型サービスに関する事。
- （5）前各号に掲げるもののほか、介護保険事業に関する事。

（平 13 条例 2 ・追加、平 18 条例 15 ・一部改正）

（組織）

第 13 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）被保険者を代表する者
- （2）保健、医療及び福祉関係者
- （3）その他市長が必要と認める者

（平 13 条例 2 ・追加）

（任期）

第 14 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。

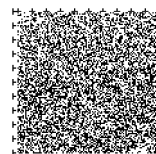
2 委員は、再任されることができる。

（平 13 条例 2 ・追加）

（委任）

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平 13 条例 2 ・旧第 11 条繰下）



## 2 幸手市介護保険条例施行規則（抜粋）

---

### 第7章 介護保険運営協議会

（協議会の会長及び副会長）

第46条 幸手市介護保険運営協議会（以下、「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第47条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長に決すところによる。

（協議会の意見聴取等）

第48条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（協議会の庶務）

第49条 協議会の庶務は、健康福祉部介護福祉課において処理する。

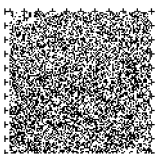
（平17規則12・平21条例37・一部改正）

（協議会への委任）

第50条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（補則）

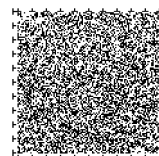
第51条 この規則に定めるもののほか、介護保険の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。



## 3 幸手市介護保険運営協議会委員名簿

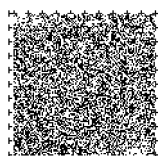
令和5年4月1日現在

No.	区 分	所 属	氏 名
1	被保険者を 代表する者	幸手市区長会代表	松 田 光 男
2		幸手市老人クラブ連合会代表	遠 藤 年
3		幸手市ボランティア団体代表	細 見 美智子
4		幸手市民生委員・児童委員協議会代表	市 川 照 夫
5		第1号被保険者代表（公募選出）	服 部 範 江
6		第1号被保険者代表（公募選出）	川 口 和 典
7		第2号被保険者代表（公募選出）	大 澤 清 美
8		第2号被保険者代表（公募選出）	松 本 文 子
9	保健・医療 及び 福祉関係者	医師会代表	瀬 川 裕 史
10		歯科医師会代表	柿 沼 亨
11		薬剤師会代表	西 塔 慎 也
12		介護保険施設代表(東圏域)	荒 木 英 明
13		介護保険施設代表(西圏域)	田 村 正 義
14		介護支援専門員代表	本 木 敏 昭
15	上記のほか、市長が 必要と認める者	学識経験者（日本保健医療大学）	松 永 智 子



## 4 計画の策定経過

年	月 日	内 容
令和4年	6月16日	令和4年度 第1回幸手市介護保険運営協議会 ・幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の概要について
	11月17日	令和4年度 第4回幸手市介護保険運営協議会 ・幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（アンケート調査案）について
	12月9日～ 令和5年 1月6日	幸手市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査の実施
令和5年	2月9日	令和4年度 第5回幸手市介護保険運営協議会 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（速報版）について
	7月27日	令和5年度 第1回幸手市介護保険運営協議会 ・幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果を踏まえたリスク分析について
	11月16日	令和5年度 第2回幸手市介護保険運営協議会 ・幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について
	12月1日～ 令和6年 1月4日	パブリック・コメントの実施
令和6年	1月25日	令和5年度 第3回幸手市介護保険運営協議会 ・幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について



## 5 用語説明

---

### －英字－

---

#### ■ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳され、インターネットを活用した情報処理や通信技術の総称です。

#### ■NPO（エヌピーオー）

Non-Profit Organization の略称で、特定非営利活動促進法（通称NPO法）に基づき、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

#### ■SDGs（エスディージーズ）持続可能な開発目標

Sustainable Development Goals の略称で、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17の目標と169のターゲットから構成され、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

### －あ行－

---

#### ■運動器

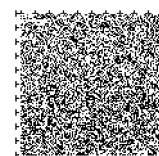
人の身体を動かすために働いている組織で、骨、筋肉、関節、神経などのことを指します。運動器は各組織の連携により動いており、どれかひとつでも組織が欠けると身体はうまく動くことが出来なくなり、日常生活に支障をきたすようになります。

### －か行－

---

#### ■介護医療院

要介護者に対し「長期療養のための医療」と「日常生活用の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。



## ■介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険のサービス利用者などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態を考慮して、ケアプランを立て、在宅または施設で適切なサービスが利用できるように、市町村、在宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

## ■介護予防

高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものです。

## ■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

新規入所は原則として要介護3以上となる、常に介護が必要で自宅での介護が困難な方のための施設です。入浴・排泄・食事など日常生活上の世話や、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

## ■介護老人保健施設

要介護1から要介護5の認定者が対象となります。病状が安定していて、入院の必要はないものの療養が必要な要介護者に対して、入浴・排泄・食事など日常生活上の世話や、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行い、在宅復帰を目指す施設です。

## ■基本チェックリスト

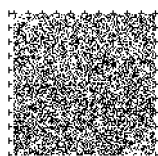
運動器、口腔機能、栄養状態、閉じこもり、うつ、もの忘れ等の生活に関連する機能を評価し、介護予防・日常生活支援総合事業対象者を把握するための25項目の質問を記載したリストのことです。

## ■居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修、居宅介護支援をいいます。

## ■ケアプラン

要介護認定を受けた人に対し、ケアマネジャーがそれぞれの人の心身の状態を考慮して、サービスの種類や内容等、どのような介護を受けるかを定める計画です。





## ■ケアマネジメント

ケアマネジャーが、個々の要介護者等の解決すべき課題や状態に即した「利用者本位の介護サービス」が適切かつ効果的に提供されるように調整を行うことをいいます。

## ■ケアマネジャー（介護支援専門員）

※介護支援専門員を参照

## ■健康寿命

健康上の問題がなく、日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

## ■高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の両方の自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた分が後から支給されるものです。

## ■高額介護サービス費

介護サービスの利用者自己負担合計額が高額となった場合、利用者負担上限額を超えた分が後から支給されるものです。

## ■後期高齢者

75歳以上の高齢者のことをいいます。

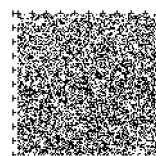
## ■高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のことです。一般的に65歳以上人口の割合が7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」、21%を超えた社会は「超高齢社会」と呼ばれています。

## ■コーホート変化率法

総人口を年齢ごとの集団（コーホート）に分類し、その変化を基に将来の人口を推計する方法です。

「コーホート」毎の過去における実績人口の動向から変化率を求め、その変化率に基づいて将来人口を推計します。



－さ行－

---

■作業療法士

医師の指示のもとに身体または精神に障害のある人に対して手工芸やその他の作業で応用動作能力や社会適応能力の改善、回復を図るリハビリテーション医療の専門家です。

■消費生活センター

地方公共団体が消費者保護のために設置している行政機関です。業務としては、事業者との間に生じた契約トラブルに対する消費生活相談や消費者啓発活動、生活（衣食住）に関する情報提供などを行っています。

■シルバー人材センター

シルバー人材センターは、「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、各区市町村に設置されている営利を目的としない公益社団法人です。健康で働く意欲のある高齢者の方々が会員となり、地域の公共団体や民間企業、家庭等から仕事を引き受け、働くことを通して社会に参加することを目的とした施設です。

■審査支払手数料

国民健康保険団体連合会に委託している介護給付費請求書の審査及び支払業務に対して支払われる手数料のことです。

■生活支援コーディネーター

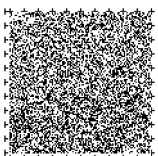
高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していく役割を担っており、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者のことをいいます。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のことです。

■前期高齢者

65歳以上74歳以下の高齢者のことをいいます。



## - た行 -

## ■第1号被保険者

65歳以上の方をいいます。

## ■第2号被保険者

40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいいます。

## ■団塊ジュニア世代

昭和46～49年（1971～74年）に生まれた世代のことをいいます。年間の出生数が200万人を超え、第二次ベビーブーム世代ともいいます。

## ■団塊の世代

昭和22～24年（1947～49年）に生まれた世代のことをいいます。戦後の第一次ベビーブーム期に生まれた世代。

## ■地域共生社会

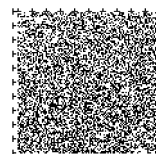
同じ地域で暮らす一人ひとりが、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って、元気に安心して暮らしていける社会であり、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政や資源が世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

## ■地域ケア会議

医療機関、介護保険事業所等の多職種による会議で、適切なサービスにつながない高齢者の支援やケアマネジャーのケアマネジメントを支援するとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指すものです。

## ■地域支援事業

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、市町村が地域の実情に則して実施する事業です。介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業があります。



## ■地域包括ケアシステム

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるように「医療」「介護」「生活支援・介護予防」「住まい」を一体的に受けられる支援体制のことです。

## ■地域包括ケア「見える化」システム

厚生労働省が運営する、都道府県・市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支えるための情報システムのことです。

## ■地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関です。主な業務として、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び地域のケアマネジャーに対する支援などがあります。

## ■地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、できる限り住み慣れた自宅または地域で生活を続けられるように、住んでいる市町村内で利用できる介護保険サービスの事です。市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスで、施設などの規模が小さいため、利用者のニーズにきめ細かく応えることができると期待されており、事業者が所在する市町村に居住する者が利用対象者となっています。

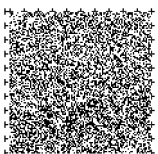
## ■特定健康診査

メタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣を改善し、高血圧や脂質異常症、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的とした検査のことで、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象に実施しています。

## ■特定入所者介護サービス費

介護保険施設入所者等の人で、所得や資産等が一定以下の方に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されます。

特定入所者介護サービス費の利用には、申請が必要となります。



---

## －な行－

---

### ■日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して市町村が定める圏域のことです。

### ■認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民などが気軽に集える場所のことです。

### ■認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」の受講者で、認知症に関する正しい知識を学び、地域に暮らす認知症の人やその家族に対して手助けをする人のことです。

### ■認知症初期集中支援チーム

認知症の方やその家族を訪問して、認知症についての困り事や心配事などについて相談に応じる、認知症の専門家によって構成されたチームです。必要に応じて、適切な医療サービスや介護サービスを紹介します。概ね6ヶ月の期間、集中的に支援します。

### ■認知症地域支援推進員

認知症になってもできる限り住み慣れた環境で暮らしつづけることができるように、地域の実状に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の方やそのご家族への支援・相談業務等を行う人のことです。

### ■認定率

被保険者に対する要支援・要介護認定者の割合です。第1号被保険者に対する第1号被保険者の要支援・要介護認定者のことをいいます。

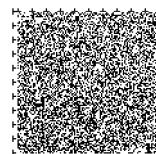
---

## －は行－

---

### ■バリアフリー

広義では健常者を含むすべての人々に対して、行動などに障壁がない状態を指しますが、一般的には、高齢者や何らかの障害がある人が行動しやすいように、建造物や移動手段に関する障壁が取り除かれることを意味します。



## ■フレイル

加齢に伴い、筋力や心身の活動が低下した状態のことです。

## －ま行－

---

## ■民生委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

## －や行－

---

## ■有料老人ホーム

①食事の提供、②介護（入浴・排泄等）の提供、③洗濯・掃除等の家事の供与、④健康管理のうち、いずれかのサービス（複数も可）を提供している施設です。

介護等のサービスが付いた「介護付有料老人ホーム」と、介護が必要となった場合には外部の訪問介護等のサービスを利用しホームで生活する「住宅型有料老人ホーム」があります。

## ■要介護状態

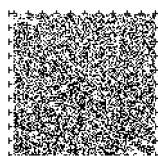
身体又は精神上的の障害があるため、入浴・排泄・食事等の日常生活上の基本的な動作の全部又は一部に介護が必要な状態が6ヶ月以上続き、かつ要介護状態区分のいずれかに該当する状態のことです。

## ■要介護度

要介護認定、要支援認定で判定される介護の必要性の程度等を表します。要介護認定等の結果、要介護者、要支援者のいずれにも該当しない「非該当」と判定される場合もあります。

要介護：（要介護1から要介護5の5段階）継続して常時介護を必要とする状態であり、介護給付を利用できます。

要支援：（要支援1、要支援2の2段階）日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であり、今の状態を改善あるいは維持するための予防給付を利用できます。



## ■要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、要介護者に該当するかどうか、また、該当した場合は要介護度について、全国一律の客観的な方法や基準に従って市町村が行う認定を指します。

## ■養護老人ホーム

環境上の理由や経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な概ね 65 歳以上の人を市町村の措置により入所させ、養護するとともに社会復帰を支援する施設です。

## ーら行ー

---

## ■理学療法士

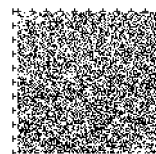
病気や外傷などによって身体に障害が生じた人の基本的動作能力の回復を図るため、運動療法や物理療法などの治療を施すリハビリテーション医療の専門家です。

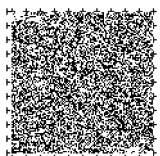
## ■リハビリテーション

疾病や傷害によって失われた生活機能の回復を図るため、機能障害、能力障害、社会的不利への治療プログラムによって人間的復権をめざす専門的技術及び体系のことをいいます。

## ■ロコモティブシンドローム

身体を動かすのに必要な器官に障害が起こり、自分で移動する能力が低下して要介護になる危険度が高い諸症状のこと。







幸手市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画  
(令和6年度～令和8年度)

発行日 令和6年3月

発行 幸手市

編集 幸手市健康福祉部 介護福祉課

〒340-0152

埼玉県幸手市大字天神島 1030-1

幸手市保健福祉総合センター（ウェルス幸手）

TEL (0480) 42-8444

FAX (0480) 43-5600

